

那須塩原市建設経済常任委員会

令和元年9月6日（金曜日）午後 1時開会

出席委員（8名）

委員 長	星 宏 子	副委員 長	山 形 紀 弘
委員	小 島 耕 一	委員	森 本 彰 伸
委員	相 馬 剛	委員	鈴 木 伸 彦
委員	玉 野 宏	委員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

書 記 鎌 田 栄 治

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 9月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) 常任委員会の調査・研究テーマについて
3. その他
4. 閉 会

開会 午後 1時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 改めまして、皆さんお世話になります。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、9月定例会中の常任委員会の日程及び常任委員会の調査研究テーマについて協議をしたいと考えておりますので、よろしく願います。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。



◎協議事項

○星委員長 2の協議事項に移ります。

(1) 9月定例会における委員会の運営(付託予定議案、日程)についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○鎌田書記 (9月定例会における委員会の運営について説明)

○星委員長 説明が終わりました。

委員の皆さんから何かご意見等はございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ご意見がなければ、9月定例会における建設経済常任委員会について、お手元に配付の日程及び決めた時間で実施したいと思います、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、次第のとおり実施することといたします。

続いて、(2) 常任委員会の調査・研究テーマについてを議題といたします。

こちらは、先日、8月30日に市民目線の道路整

備をテーマに、信号機の設置状況及び道路の要望・状況などについて所管事務調査を行いました。

先日の所管事務調査のときには、時間の関係で協議はできませんでしたが、今後委員会としてこのテーマにどのように取り組んでいくか、皆さんと協議をしていきたいと思っております。

委員の皆様から何か、今後の取り扱いについて、どのように取り組んでいくかということで、ご意見がありましたら、よろしく願います。

市民目線の道路整備は1年間をテーマにしておりますので、先日の信号機の設置状況については、先日説明したとおりです。

道路課からの市政懇談会のときに、自治会から出てきたものもありましたけれども。

鈴木委員。

○鈴木委員 この前の執行部から出されたやつというのは、少なかったですよね。あれは今回のやつなので、それは過去にさかのぼると、もっといっぱいあるはずですよ。満足いかないところもたくさんあると思うんだよね。本当はそういうところ、掘り起こしたいというのが自分の中のテーマなんです。

だから1年間なので難しいんですけども、変な話、自治会のあり方については市によって違うんですけども、自治会長さんが、やっぱり自分の自治会エリアの中の道路事情の何か要望を聞いて、そのことに対して支援・対応はどうかということを取り上げて、あと、議会としてもこのメンバーで企画をして現況を見て、そういった形で現状はどうなっているかというところはできたらいいなと思う。

○星委員長 鈴木委員のご意見としましては、地元の自治会長に道路要望などは、市政懇談会は関係なく調査をして、それを委員会として調査をして、要望を聞いた上で再度現地の道路を見て審査をす

るという。

○鈴木委員 そうですね、議員として、私は西那須野のことは結構わかるけれども、これを黒磯見て、塩原のほう見て、本当に交通量とか、維持管理の面ですね。拡幅とかそういうのは別なんです。新規とかちょっと。それを入れてもいいと思うんですけども。自分のイメージは、道路の維持・修繕的なことと、歩道が狭いとか、そういった要望があるところで、ほかの地域なんかは全体的な流れと、市全体の道路に対してどんなふうに地域性が違っているかということが、自分勉強になるし、それに対して市の予算がどういう形で、もうちょっととったほうがいいかというのが、ある程度判断が自分としてもできるのではないかと、皆さんもできるんじゃないかと思しますので、その考え方で、私は。

○星委員長 そのほか、ご意見ございますか。

吉成委員。

○吉成委員 それぞれ地域によってさまざまな道路事情があつて、要望したいところというのは多分たくさんあるんでしょう。

例えば今鈴木委員が言われるように、そういった要望箇所を聞くということになった場合に、じゃ、やってくれるのと必ず話になるんです。それは我々も簡単にできることじゃないので、だからあくまでもこれは調査した上で、どういうふうな対応ができるか、こういう対応ができるんじゃないですかという提言を出しているわけです、最終的にこの委員会として。

そういうことを考えると、どこでも自治会に行つて話聞きましょうというのは危険だなという気がするのと、もっと言えば、今回道路課から出された道路要望に関しては、今回の市政懇談会で出されたんですよ。これまでずっとやってきているわけなので、これまで出されたやつを資料とし

て出してくれと言えば、かなりの本数になるんじゃないですか。それを逆に、独自に我々が調査するというほうがいい気がしますけれども。じゃないと、今の議会側がそこまで行って調査してくれたのに、それどうなっていると、必ずそんな話になっていくと思うんです。それはできるんじゃないけれども、なかなか非常に難しい案件をこれから調査・研究していこうということですから、できればなるべく独自の路線で調査・研究をしていったほうがいいんじゃないかと私は思います。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最終的に予算がないとできないことなので、せっかく寝かせておいたのを起こしていくことも含めると、今ので良いかなになる。そうすると、全体が少なかったので今までの発想が出たんですけども、改めて過去、例えば10年間に戻つてそういう要望箇所をきちんとやったもの、やっていないものという形でリストを上げていただければ、それでもというような。一般質問の中でも質問に出ていたと思つたら執行部もわかっていると思うので。

そういったところのリストを上げてもらつて、その中でまたこれ現地行く・行かないは、また取捨選択をしながら検討して、地元に対してはシステムを執行している。ここにまとめたものでやるにしても、そういう調査の仕方をして進めてもらえれば、私もそれで大丈夫です。

○星委員長 ご意見が出ましたので、市政懇談会、この間勉強会では余り昨年のことだったので、過去10年間ぐらいのものを出していただいて、その中で調査をしていくということで、ご異議ございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 10年間分でもいいんですけども、市政懇談会だけではなくて、個別に市のほうにきちん

と要望が上がっても、何しろ認識していないから、上がっているか。

○星委員長 すみません、今回資料が少なかったとご指摘はいただいたんですが、実は執行部と今回資料をそろえていただくに当たりまして、話をさせていただいた中では、かなり道路要望に対する意見・要望書の数が多過ぎて、本当にどこをピックアップしていいかさえもわからないくらいな状態も、かなりの数になるということだったので、的を絞るのにまず昨年度ということで、市政懇談会の資料でこの間説明をいただいたところではあります。

なので、鈴木委員が言いたいこともわかるんですが、やはりどの部分かというのをピンポイントでやっていかないと、かなりのものになってしまう。

○鈴木委員 私は何でそういうふうに言っているかという、切り口が市の職員目線で、市の財政的なものとか、市の道路計画の中とか、そういったところでやっているわけですか。そうすると、市民目線でというのはちょっとわかりにくいので、だからあえてもっと膨らませて、なぜこれが市民から要望があるのに、執行部わかるね、入らないのかということ、議員としても納得できないんだと思うんです、適当に言ったのじゃないから。だけれども、そこがわからないまま執行部任せにしているので、市民の方で納得していない部分があるんだろうと思うんだけど、そこにちょっと議員としても深く入ってほしいというのが今言っている中で。職員が言っている、じゃ、どうしてできないのかというのは聞いていないわけじゃないですか、うちは、ただやったところがあるだけで。ちゃんとしたデータ表みたいなものをもって、交通量だの状況だのというのは確かあるんだけど、ペーパー状の話なんだけれども、

恣意的にできない、職員の判断ですから。自分の地域じゃないにしても、そこができなかったと、ほかはできたというのを見ることが、公平公正な観点を自分の中で持ちたいんですね。

○星委員長 市政懇談会でのご意見がよく各自治会から出てきたものなんですが、これは自治会長さんのほうからということですので、あくまでも執行部目線ではないと思うんです。ただ、そこが…

○鈴木委員 将来設定は実施していないからね。

○星委員長 実施していない、できていない理由ももちろん含めてにはなるんですが、その調査はもちろんそうなんですけれども、その資料は過去をさかのぼって、何年間か、数年分ということで渡していただきながら調査をするということは可能かと思います。

あと、個別にということに関しては、これもやはり全部というと本当はかなり星の数ほどでなかいですけれどもありますので、これもある程度はやはり過去、例えば、去年1年分が出た要望はどんなものかということか。地域で絞ってしまうと不公平感がありますので、そういった個別で出たものも、ここ10年とかよりかは、昨年1年分という形で見たいほうがいいと思います。

○鈴木委員 すごく膨大にありますという言葉は、リストを見てしゃべっているのか、言葉で言われて受け入りにしゃべっているか。

たくさんあるというんだけど、ちゃんとリストを全部見て、自分でわかってたくさんあると言っているのか。執行部側から、たくさんあるのでこれだけにしてくれと、今回のような形にしてくれと言言葉だけで言われて今回のやつにしたのか。今回は時間が短かったと思うので、単純に前回という形でまとめてくれたらと思うので、それはそれでいいと思うんですけれども。

○星委員長 執行部のほうから、たくさんあるというのをお聞きしています。それと、西那須野支所にはなってしまうのですが、要望書、分厚いファイルでは見させていただきました。かなり西那須、塩原、黒磯が出ると、西那須でこういうファイルいっぱいなところを、黒磯もそれ以上あるのかもしれないし、それを1件1件全部調べるとなると、1年間では到底終わらないものだと私は思っております。

〔「全部見えるのはね」と言う人あり〕

○星委員長 なのでの的を絞りましょうということでお話をさせていただきました。

吉成委員。

○吉成委員 市政懇談会で過去10年なら10年で出された道路関係の要望書を、まずデータとしてだしてもらったらどうですか。それで、今後少しだと思ふならまたそのほかの路線に関しても要望で検討できるところがあるのかどうなのか。それは後でいいんじゃないか。じゃないと、先に進まないですよ。

○星委員長 市政懇談会でも、過去10年間のリストをいただいた上でそこを調査して、足りないということであれば次のステップに踏むということで、ご意見ございませんか。

○鈴木委員 多い、少ないの判断ができないんだよね。だからそれをもって、確かに多ければそこをピックアップしかできないからね、そんな丸いわけじゃなくて。それは多いかもしれないけれども。それで出してもらえれば、そんなところ。

○星委員長 ありがとうございます。

それでは、過去10年間のリストアップしていただいたものを調査するというので、このテーマについて引き続き調査をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、3番のその他に移りま

す。

委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 それでは、私のほうから、今回の議会の中で、委員会調査といたしまして、所管事務調査をやるかやらないかを皆さんにまたお聞きしたいと思っております。

今回、定例会中の管内事務調査、最後の1日、9月20日になります。市内の管内事務調査です。実施しますか、しませんか。

〔発言する人あり〕

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 去年、アンモニアの異臭の鳥野目の浄水場の後の改善法がされているのかというのが一つと、その先にも、西岩崎で最終処分場、今徐々につくり始めているというお話聞いたので、そこをちょっと見てみたいな。

あと、その先に左に行きますと、高林産業団地。その多分造成が始まったので、ちょっとわからないですけども、そういうことも、もし場所と。場所はわかっていますけれども、実際行ったことがないので、もしこういう機会に行ければいいかというふうことで、ほかに思い当たるのが、今3ぐらい出たんですけども、ここにいる委員の皆さんで、所管でいいんですよ。

○星委員長 所管で。

〔発言する人あり〕

○星委員長 暫時休憩にいたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○星委員長 休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは、先ほどご意見をいただきました鳥野

目浄水場と第2期最終処分場の造成をしている場所と。あと、産業団地の造成地と一部調査をするということで、ご意見ございませんか。

森本委員。

○森本委員 鳥野目浄水場は、糞尿入っちゃったという場所も見ることにはできるんですか。場所を確定していないんでしょう。

○星委員長 ほかに何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 もし浄水場、まだ時間がとれるのであれば、千本松浄水場の改修を入れていただけたら、浄水する方式が一番鳥野目と千本松で違う方式だったという話を聞いたことあって、どう違うのかなと見てきたいと思います。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 それでは、あとは調整をさせていただいて、希望どおりにはならないかもしれませんが、時間と、あと見られる、見られないの調整もございますので、あとは委員長、副委員長に一任させていただきますのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 では、20日の所管事務調査のほうかそういうことでやらさせていただきますので、皆さんはお休みにならないようによろしく願いいたします。

そのほかにも何かございますか。

〔発言する人なし〕

◇

◎閉会の宣告

○星委員長 それでは、以上で建設経済常任委員会を閉会いたします。

お忙しいところありがとうございました。

建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）
及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和元年9月17日（火曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員 長	星 宏 子	副委員 長	山 形 紀 弘
委員	小 島 耕 一	委員	森 本 彰 伸
委員	相 馬 剛	委員	鈴 木 伸 彦
委員	玉 野 宏	委員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

生活環境部長	鹿 野 伸 二	環 境 課 長	室 井 勉
環境課長補佐	大 野 薫	環境企画係長	田 端 政 昭
環境衛生係長	押 久 保 順 子	公害対策係長	小 林 則 克
廃棄物対策課長	亀 田 康 博	廃棄物対策課長補佐兼一般廃棄物対策係長	井 上 早 人
産業廃棄物対策係長	鈴 木 大 介	施設係長	伊 藤 靖
生活課長	君 島 一 宏	生活課長補佐兼消費生活センター所長兼くらし安全安心係長	印 南 恵 子
交通対策係長	高 野 幸 大	上下水道部長	磯 真
水道課長	河 合 浩	水道課長補佐兼黒磯・塩原事業所長	添 谷 弘 美
営業係長	田 中 綾	建設係長	岩 波 秀 典
施設管理係長	斉 藤 哲 也	下水道課長	室 井 正 幸
下水道課長補佐兼普及係長	君 島 幹 夫	管理係長	柳 英 希

下水道建設係長 江面宏信

施設係長 清水智尚

出席議会事務局職員

書記 鎌田栄治

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[上下水道部]

- ・上下水道部長挨拶

[下水道課]

- ・議案第 8 1 号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
予算常任委員会（第三分科会）
- ・議案第 6 5 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 6 9 号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 7 0 号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 平成 3 0 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 5 号 平成 3 0 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 6 号 平成 3 0 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

[水道課]

- ・議案第 8 2 号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について
- ・議案第 8 3 号 平成 3 0 年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
予算常任委員会（第三分科会）
- ・議案第 7 4 号 令和元年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第 1 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 0 号 平成 3 0 年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

[生活環境部]

- ・生活環境部長挨拶

[環境課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第 6 5 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 7 2 号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・ 認定第 1 号 平成 3 0 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 8 号 平成 3 0 年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

[廃棄物対策課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・ 議案第 6 5 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・ 認定第 1 号 平成 3 0 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[生活課]

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・ 認定第 1 号 平成 3 0 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 皆さん、おはようございます。

少し早いのですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

ただいまから建設経済常任委員会予算常任委員会第三分科会及び決算審査特別委員会第三分科会を開会いたします。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

今定例会におきまして、当委員会が審査すべき案件は、条例の制定及び一部改正案件3件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分案件1件であります。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査する案件は、補正予算案件6件であります。

また、決算審査特別委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、決算認定案件6件であります。

予算及び決算に関する案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切りかえて審査を行います。

審査において討議すべき点がございましたら、申し出てください。執行部退席のもと、暫時休憩中に議員間討議を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行へのご協力をお願いを申し上げまして、挨拶いたします。

それでは、次第2審査事項にまいります。

座らせていただきます。

◎上下水道部の審査

○星委員長 まずは上下水道部から順次審査を進めてまいります。

初めに上下水道部長からご挨拶をお願いします。

○磯上下水道部長 (挨拶)

◎下水道課の審査

○星委員長 ただいまから下水道課の審査に入ります。

下水道課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第81号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 それでは、議案第81号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○室井下水道課長 (議案第81号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 今までの上水道事業と下水道事業の2つを一括して条例を一本化するということだと思いますけれども、この一本化する理由は、今言ったように、説明したかと思うんですけども、確認だけさせてもらいたいと思います。よろしくお願いたします。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 水道事業、下水道事業を1つにするという形で、おのおの水道、下水道の改正が

あったときに、片方の改正になりますともう片方も改正になるということで、2個改正するような状況が生じるということと、あと、県内で先進的にやっているところについても、どこも一つにまとめていくという形なので、那須塩原市もそういう形をとらせていただきました。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 正直言って、下水道事業の条例と水道事業の条例、それから農業集落排水事業条例といった全部をバラバラに読み込んで比較したことはないのですけれども、これ書いてあることぐらい以外は、ほとんど中身は全く同じだと、同じようにできていたということを今ちょっとざっくりとお伺いしたいのですけれども。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 今回の条例の改正が設置等に関するということですので、条例自体は下水道、水道……

〔「同じ」と言う人あり〕

○室井下水道課長 ええ。もう条例というのはちょっと別になっているもので。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 設置等に関する条例に関しては、改めてですけれども、この直したところさえ直せば、1つにまとめて同じのようなつくりでできていたということですよという確認だったのですけれども、そういうことでいいんですね。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 そのとおり申し訳ないのですが。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかにございますか。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、改正にかかわるところで

はないのですが、34ページの給水人口11万4,200人、それから最大給水量5万400m³。この条例にこの数字が入っているこの人数の裏づけというのはどういうことになっているのか、ご説明いただきたいと思います。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 今回の質問について、水道のほうの部分なんかは私のほうからお答えさせていただきます。

給水人口並びに1日最大給水、こちらについては、うちのほうでは水道の認可をとらせていただいて、そのところの数字となっていますので、根拠については、その認可を受けるときに、将来的な予測等を立てて出したものになってございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、下水道に関する排水人口、それから農業集落排水に対する排水人口、それから排水量の同じ認可をするための予測の数字と、そういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 はい。そのとおりでございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ほかにないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第81号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第81号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○室井下水道課長 （議案第65号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑がないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第69号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井下水道課長 （議案第69号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 24ページの1款2項2目の修理工事がふえたので増額というご説明でしたが、内容を説明いただければと思います。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 こちらの動力ポンプにつきましては、那須黒磯駅前大通りの舗装修繕工事を、最初から下水道課のほうは予定していたのですけれ

ども、そのちょっと予定したよりも周囲を見に行
って、この縁石の修繕箇所がふえたということで、
マンホールのかさ上げ等がふえたということをち
よっと量的にふえたという形なので、増額させて
いただきました。

以上です。

〔「はい、了解しました」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了い
たします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、
これより採決いたします。

議案第69号 令和元年度那須塩原市下水道事業
特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可
決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第69号については原案のとおり可
決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第70号の説明、質疑、討 論、採決

○星委員長 続きまして、議案第70号 令和元年度
那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算

（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井下水道課長 （議案第70号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し
ます。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 質疑がないようですので、討議に移り
ます。

討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了い
たします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、
これより採決いたします。

議案第70号 令和元年度那須塩原市農業集落排
水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のと
おり可決すべきものとするに異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第70号については原案のとおり可
決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○**星委員長** 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）の決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○**室井下水道課長**（認定第1号について説明。）

○**星委員長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

小島委員。

○**小島委員** 43ページの浄化槽の補助金の損害賠償費と、20款諸収入の浄化槽補助金損害賠償金というのが入っているわけですが、どういう形で賠償金が入った形なのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○**星委員長** 課長。

○**室井下水道課長** こちらの件につきまして、まず浄化槽の詐取事件というふうなので、市職員のほうで平成19年度、というかその以前に、浄化槽のほうの補助金をちょっと詐取した事件がありまして、そちらについての賠償です。

〔「ちょこまかしてしまった」と言う人あり〕

○**室井下水道課長** ええ。今までちょっと収入というか賠償額、雑入のほうは少なかったのですが、やっと働ける、体調がよくなってきたという形で、働き始めたということで、昨年度は10万円ほど入った形になります。

ただ、金額的にも全然。

○**星委員長** 小島委員。

○**小島委員** この詐取事件というのは、平成19年度ですか。

○**室井下水道課長** 発覚したのは、平成20年5月。

○**小島委員** 額的にはどのくらいの額だったのかちょっと教えて。

○**室井下水道課長** 1,284万9,000円です。

○**小島委員** ありがとうございます。

○**星委員長** そのほかにもございますか。
鈴木委員。

○**鈴木委員** すみません、ちょっと聞き逃してしまったので、今1,200幾ら何がしという話あったじゃない。今、10万円でした、去年はね、決算額が。その辺で、どういふのかわかりませんが、その返済計画というのとはどのようになっているのでしょうか。

○**星委員長** 課長。

○**室井下水道課長** 昨年度9月に来てもらうまでは、ほとんど働きもなかったという形で、働ける、収入があるときに若干振り込んでもらっていた状況だったので、それがちゃんとしたところというか、勤め出したということで、年間20万円以内という形で、昨年9月以降でしたら10万円入った形で、支払う予定ということだったので、すけれども、またその後、本人の体調不良という形で会社をやめましたということですので、また返済が滞るかなと思います。

○**星委員長** 鈴木委員。

○**鈴木委員** 全額返済ということは、計画上はもう、そういう計画はできていないと。とりあえずその年その年で払える金額だけを収めてくださいというようなことで、今話しをそのとおりに通しているというような状態ですか。

○**星委員長** 課長。

○**室井下水道課長** そのとおりでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○**星委員長** そのほかにもございますか。
相馬委員。

○相馬委員 174ページの浄化槽設置整備補助金のところで、すみません、次のページになってくるんだと思うのですが、一番上に表がございまして、189基が昨年設置されたということで、29年度より26基ふえている。この26基ふえている部分というのは、この5人槽、7人槽、10人槽というところでどこが一番ふえているのか、各そのふえた数字を教えてくださいよろしいですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 申しわけありません。手持ち資料で説明できません。

中身としましては5人槽です。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 これは新設が多いのでしょうか、それともやりかえ、何というんですか、交換が多いのでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 全体の2割ぐらいが交換という形で、新設が多いです。

○星委員長 副委員長。

○山形副委員長 その下なんですけれども、単独処理浄化槽、昨年度に比べて14から7ということで半分になったということで、この撤去した理由は大体老朽化ということでよろしいですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 こちらにつきましては、公共下水道に接続されたという形の人が多いかと思えます。

○星委員長 そのほかに何かありますか。

吉成委員。

○吉成委員 相馬委員も先ほどの質疑でしたけれども、5人槽が109基、7人槽が50、10人槽が4が昨年度の数字ですね。

〔「わかりました」「参考までに」と言う

人あり〕

○星委員長 そのほかにございますか。

小島委員。

○小島委員 ちょっとあれなんですけれども、22ページの保健衛生費補助金というのがあって、循環型社会形成推進交付金が10事業交付されておりまして、浄化槽設置については3年で77万円ぐらい交付されているということですよ。

そういう中で、今浄化槽は下水道以外にかなり浄化槽、本当に個別の浄化槽の補助割合というか該当割合、今はどのくらいの割合だとこの下水道の対象者と単純に補欠の浄化槽の割合みたいなのが調べているようなものですか、それともそれはまだわからないんですか。

〔発言する人あり〕

○室井下水道課長 要は今までの設置箇所ですね。設置の……

〔「現状ね」と言う人あり〕

○室井下水道課長 現状ですね、やっている人の。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 30年度ですと、浄化槽に入っているのは189基になりまして、下水道の接続につきましては、576基になります。

〔「576基が下水道に接続した。それでなくなったわけですか、そうするとそれは、使わなくなったものは」と言う人あり〕

○星委員長 すみません、議事進行が。

小島委員。

○小島委員 そうすると、576基は下水道につながったということですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 576基というのが下水道の接続申請ということですので、浄化槽を使っている方以外、もともと汲み取り式とか単独の人もいますので、今その割合というのは手元にありませんの

で、申しわけありませんが数字が。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 私が聞きたいのは、実を言うと、一番は下水道の処理している加入者数と浄化槽を使っている下水以外の、みずから浄化槽でやっているという人との割合というのはどのぐらいの割合なのかというのを、ちょっとわかればなんですけれども。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 下水道を使える割合が55%になっていますので、それ以外の方は下水道には入っておりません。

○星委員長 小島委員。いいんですか、はい。
そのほかにございますか。

〔「すみません、委員長」と言う人あり〕

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 先ほどの中で、浄化槽の合併浄化槽として備えている割合が15.1%です。

○星委員長 そのほか質疑はありますか。
鈴木委員。

○鈴木委員 ここで聞かないと、ちょっとほかで聞けるかどうかかわからないので、ここで聞けるかどうか聞いてみますけれども、今下水道接続エリアとそうじゃないエリアがあると思うんですけども、下水道のつなげないエリアね。そうすると、住宅ができたときに、今どっちのほうかふえていますか。どっちがふえているというのではなくて、本来はスマートシティつくるにしても、公共設備が整ったところに建てたいんだと思うけれども…

○星委員長 鈴木委員、すみません。それは決算の質疑ではないと。その他のところで聞いて。

〔「これを指摘しないとだめじゃない。この何をと言わないと。決算にならなかつたりする」と言う人あり〕

○星委員長 すみません、その他のところでお願いします。

小島委員。

○小島委員 210ページ、農業集落排水事業特別会計が決算額がかなりふえていると、集落排水がね。この増加した要因みたいなものがありましたら。

○星委員長 課長。

〔「特別会計」と言う人あり〕

○星委員長 一般会計。

〔「一般会計ではないです。特別会計」「210ページの」と言う人あり〕

○星委員長 一般会計のうち一般会計……

○室井下水道課長 一般会計に出したということですね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 一番ふえた要因としまして、南赤田地区浄化センターでいろいろなものの削減がございまして、そちらの施設も老朽化してきたということで、こちらの施設を廃止するのに伴い、西那須野体育センターから接していたということなので、そちらに関係していた分の工事費が計上の一番です。

〔「俺が言っているのは割り出しの話をしていただけでも、了解しました」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかにございますか。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、次に移りたいと思います。

討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第5号の説明、質疑、討論、

採決

○星委員長 続きまして、認定第5号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井下水道課長 (認定第5号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、後ろからいきます。

443ページの浸水対策公共下水、30事業ですね。土地の手当てがつきそうだということで設計に出したというようなことなのだろうと思うんですが、この不動産鑑定手数料という、手数料のこれで不

動産さんを鑑定するというのは、どういう内容でこれは鑑定するのでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 土地の手当てがつかましたというのも、現在歩道が狭いので、その民地の部分を買収させて……

〔「民地」と言う人あり〕

○室井下水道課長 民地というか、事業地のほうの道を買収させてもらうという形になりましたので、そちらの鑑定に必要になります。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、次の委託料の設計、測量、それから管理委託料でございますが、これについては大体距離でいったらいいのか、面積でいったらいいのか、量的な説明をお願いできればと思いますが。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 百村川の設計業務につきましては、事業の延長が110mになりますので、こちら0.11kmになります。

物件調査につきましては、測量につきましては、0.27haのほうの設計を、調査をかけております。

以上です。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、437ページの下水道、14の事業のちょうど中段に下水道、すみません、私建設経済常任委員会初めてなもので、わからないことがあって伺いたいのですが、下水道賠償責任保険24万4,580円、これの内容をご説明いただきたいと思います。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 こちらにつきまして、管渠の延長に対しまして、何か事故が起きたときの、全体の管渠に対して、何か事故が起きたための延長に

対しての保険料です。延長というか、それに対して保険料をかけています。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 要は工事自体が延期、延期した場合のその損害に対する保険をとということですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 説明が間違っております。申しわけありません、わかりづらくて。

全部の管渠に対して、何か事故が起きたとき、できたやつに対しての保険です。

○相馬委員 わかりました。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 345ページの、先ほどの一番下の黒磯ごみ処理センターのガスタンク修理工事ということで、これ更新というふうにおっしゃられましたが、大体更新時期というか、更新の時期というのは大体何年ぐらいでくるものなのでしょうか。

〔「何ページ、345ページか」と言う人あり〕

○相馬委員 435ページ。435ページの工事請負費の内訳というところに、2,592万円というのがございますが、これは何年に1回ぐらい更新するものなのでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 今回のガスタンクにつきましては、初めての更新でございます。ですので、昭和55年に施設が……

〔「30年か」と言う人あり〕

○室井下水道課長 はい。

○相馬委員 ありがとうございます。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 430ページの歳入のほうの雑入で、下水道事業協力金。下水道事業協力金の内容、ちょっと初めて聞くので、ちょっとどんな内容だか教えていただけますか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 下水道事業の協力金というものにつきましては、公共下水道の区域外の事業、下水の管が入っていて、下水道の区域になっているところが、例えば黒磯の処理場ですと板室まで行っているんですけども、下水道のエリアというのは、4号線とか高速道路の下になっているんですね。その場合ですと、普通ですと、受益者負担の中でやれば、受益者負担金の協力金という形で分担金という形を面積で払うのですけれども、区域外につきましては、かかった面積と工事費の相殺をさせてもらいまして、そちらを協力金という形でもらうこととなります。区域の外の工事は実費負担ですので、負担金をとれるときと、あとゼロになるということ。

○星委員長 課長補佐。

○君島下水道課長補佐兼普及係長 面的に見ると、道路に接してエリアがこうあると思うのです。区域、例えばラインですね。その高速から上につきましては、その線、道路だけで、そこが接続がかえとなるので、接続できますので、そこは区域外という形で、例えば工事費100万、200万かかりました、受益者負担金は本来でいけば面積で20万、30万でという場合に、協力金という形でその差額を請求したり、ゼロ円清算、そういった形にさせてもらっています。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 427ページ、受益者負担金のその件で、滞納がかなり少ないような感じがするんですけども、下水事業についてはかなり収益率というのは高いのですか。それとも、あと、ただ、滞納繰越のほうはなかなか、1回繰り越しすると30%ということで、そういう面では1回決行すると滞納が多いというような雰囲気が出ているんですけども、その収入の状況というのはどういう状況か

お聞かせ願いたいと思うのですけれども。受益者の負担金ですね。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 受益者負担金の現年度分というものにつきましては、ほぼほぼ収めてもらっているという形の中で、一番の原因につきましては、前納報奨金というものの1回限り、そのときに対して下水道側も1回しかけませんので、電気のように毎年かけているわけではありませんので、一番初年度の一括で払う、全部払うという考えをしますと、19%ぐらい安くなるんですよ。なので、そういうふうなものにあわせて払ってもらえるので、収納率が高いかなと。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 438ページのこの工事請負費の内訳という下の表の中なんですけれども、そこに、まずちょっと順番的に聞きますけれども、3,758万220円という額というのは、これは当初予算で上げていて、これが決算という、これは、私はこの数字は、予算のときにここまで知らないんですか。この数字は、まず。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 決算額につきましては、3,700という形になりますけれども、当初予算のときに受けるというふうなもので予算はとっていますので……

○鈴木委員 ここまでのこの具体的な……

○室井下水道課長 具体的な場所につきましては、特に維持管理になりますので、おおよそ何カ所という形でしか出していませんから、この表は出てきません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それを踏まえて、この工事名が箇所と金額が出ていますけれども、これの何というんですか、工事額をやるよという場合の決定の基準と

いうのはどのようになっていますか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 この場合の基準というのは、まず市民からの苦情とか、そういうふうなものが1点と、あと公共工事関係でマンホール上げ下げとか出てくる場合と、あとそのほかにつきましては、金額のでかいやつ、そちらにつきましては、マンホールふたの更新工事とか、耐震化工事となります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、この全体の予算の中で行われる表というのは、計画に基づくものとその他、市民の苦情によってもその年度内で発生したもので、緊急性、必要性があるものが出てくるというふうに解釈したんですけれども、それでよろしいですよ。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 そのとおりでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしたら、工事金額は、金額によるのでしょうかけれども、どのような形で発注、金額の確定させて、発注をしていますかね。金額の確定、随意契約とかいろいろありますよね、見積もりをとるとか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 確定、見積もりにつきましては、130万以下の場合は、130万以上のようなものは市の選定委員会になります。130万円につきましては、今後選定委員会を開きまして、こちらで基本的に3社、あと緊急性の高いものについては1社という形もあります。見積もりはとっております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 すみません、445ページの防災費についてですが、まず元金のところでこの5つの償還先について、償還年数というのはこれは全部同じ

ものなのでしょうか。

○星委員長 はい。

○柳管理係長 管理係長の柳のほうからお答えさせていただきます。

償還メニューについては全て同じではありません。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 各その市中銀行、一番長いものと一番短いものをお伺いしたいと思います。

○星委員長 管理係長。

○柳管理係長 私のほうからお答えさせていただきます。

一番長いものは40年になります。

一番短いものが10年になります。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 その下の利息の部分で、やはりその制度資金というのは一番魅力が多い、償還している金額が4億5,600万で利息が1億2,800万ということになっておりますが、この制度資金というのは、そうするとこれが40年ということではよろしいのでしょうか。

○星委員長 管理係長。

○柳管理係長 正式なほうにつきましては、ほとんどのものが30年になります。

すみません、40年の借入れというものが可能になったのが、すみません、具体的な年数はちょっとお答えできなくて申しわけないのですが、最近のことですので、それ以前は30年でした。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、今現時点でこの元金のところに出ている政府資金で償還した分というのは、これはそうすると30年で償還している分のうちのこの4億5,652万8,730円というのは、これが今現時点は30年になっているということですか。

○星委員長 管理係長。

○柳管理係長 こちらの正式の4億5,650何がしのほうに関しましては、40年償還のものも一応含まれております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、ここに書いてあるのは、政府金の合計であって、その中に何本もあるという。だからもっと早く終わるやつとか、先物とかというものが幾つもあるという。

○星委員長 管理係長。

○柳管理係長 はい、そのとおりです。

○相馬委員 はい、了解しました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 436ページ、この水処理センターの中の黒磯水処理センター、それから塩原水処理センター、それぞれの水質について、保留水質ということで記載があるのですが、これ、年平均で数値が出ているわけですね。これ、実際の測定というのは年間どのぐらい、毎日やられるのか、どうなのか。

それと、この数字自体がBOD。これは何でしたか。酸素のコードでしたかね。それからSSのほうは、たしか浮遊物だったと思うのですが、これらというのは、昨年と比較したり、その前と比較して、数値的にはよくなっているのかどうか。お聞きしたいと思います。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 一応ちょっと改正後のあれなんですけれども、水質につきましては、昨年度と29年度でいきますと、黒磯水処理センターはBODが3.5で、SSが2.2になります。

塩原につきましては、BODが1.7で、SSのほうは1.3になります。ということで、ばらつきがあります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ということは、今の数値を比較すると、

よくなっているのか、悪くなっているのか、そこはどのような判断をされるのですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 こちらの数値につきましては、水質の基準、法律によって基準内で収まっているという判断だけなんです。ですので、極端に求めるということはちょっと難しいかと思います。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは、当然水処理センターの機能がどれだけの機能を持っているかということが基本的にあるとは思いますが、例え、どういう表現がいいのだろう、そうですね、例えば、人間の汚物ではなくて、動物の汚物とか、そういったものが直接管に入ってくるというようなことがあれば、当然そこで水質的にはちょっと変わってくると思うんですね。処理能力はそれで全然問題がないと言えばそれまでなのでしょうけれども、そういったものというのは影響はしないのですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 この数字だけですと、このBODとSSしか言っていませんけれども、その他のも、水質についてはもっと細かく調査をしていますので、そういう動物のやつが入ってきているかどうかというのについては、ちょっと影響があるかというのは、動物だけだったらないとは思われますけれども、その以外の水質については、このところはチェックは入れておりません。

〔「了解です」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第5号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで、委員会の途中ですが、ここで10分間休憩をとりたいと思います。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時21分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

—————◇—————

◎認定第6号の説明、質疑、討論、
採決

○星委員長 続きまして、認定第6号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○室井下水道課長 （認定第6号について説明。）

○星委員長 暫時休憩にします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

課長。

○室井下水道課長

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 今言った452ページで、南赤田浄化センターを廃止するというんですけども、浄化センターをなくすことは、そのままどこかに持って行って、水をどこに持っていくんですけど。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 隣接しています公共下水道ということですので、処理先は、北那須浄化センターというふうになります。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 北那須浄化センターに持っていくということは、例えば受け入れるときに北那須浄化センターでお金を取るとか、そういうことというのはないんですか。そこら辺はどうなっているかお聞かせください。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 処理量に応じまして負担金は払っております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 この負担金の額というのは、どこどころに入っているんですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 南赤田地区の浄化センターにつ

きましては、農集を廃止しましたので、もう公共下水道という扱いになっていますから、こちらの下水道のほうの中で負担金として今払っております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 じゃ、市全体の浄化水の処理費の中に入れてやっているという。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 はい、そのとおりでございます。

○小島委員 了解しました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 147ページのまず1款のほうですけども、分担金滞納繰越分、現年分は収納率100%となっていて、滞納分、繰越分ということについては、これが収納率が悪いのはどういうことでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 まず現年度につきましては、分担金を納めてもらった後に公共汚水ますをつけていますので、100%という形になっています。

続きまして、滞納繰越分につきましては、ほとんどの方が分納誓約という形で、高齢者の方だったりとか収入の低い方という形ですので、少しずつ納めてもらうという形になりますから、額が上がらない状況になっています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それは当時、集落下水道を入れたと思うんですけども、その話だったというかね、なので、接続してくださいということをお願いして、接続してもらったときの時点、どちらかという協力してもらった、市民にね。町民だったかもしれませんけれども。

これもさっきと同じなんですけれども、これは見込みとしては、分担金を100%納めるということについては、どのような話し方、どういう形で

計画され、市のほうでは考えていますか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 こちらにつきましては、分納誓約という形で少しずつ納めてもらっているという形がありますので、持ち主によっては何画地か持っている方もおりますから、1つ分が終わったらそちらにという形になりますけれども、支払ってもらう形で話を進めております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 同じように、今度、その下の2款のほうですね、一番下の表の中でも、やはり現年度分は100%ですが、ここは99.1%となっているのと、あと滞納繰越分については80%なんですけれども、その辺の違いのところを伺います。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 現年度につきましては、99.5%という形ですので、ほぼ納めてもらっているかなと思います。ただ、やはり全ての方が全部納めてくれるという使用料ですので、納められるかというのはちょっと難しいかと思えます。

また、滞納繰越分につきましては、調定額10万2,000円で、収納額が11万4,000円という形になっていますので、こちらにつきましては、少しずつ納められているかなと思っております。

○鈴木委員 いいです。

○星委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 452ページの工事請負費と、これを決算書のほうで見ると不用額が800万円からあるんですけども、こんなにずれるものなんですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 こちらにつきましては、工事請負費に不用額が出ているというものにつきましては、当初予算から汚水ますの申し込みのほうがあったということで、補正予算をかけさせてもらったと

ころなんですけれども、その今度申し込みがなかったという形になりまして、その不用額になってしまったということです。

○森本委員 わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 ただ、今度、30年度の予算書を見ると2,200万なんですよね。多分100万ぐらいの足したことがあるけれども、そうすると100万ぐらいはそうなんですけれども、700万からに關しましては、やっぱり不用額ってどっちにしろ出る金額じゃないですか。やっぱり予算の段階ではわかりにくいという部分でよろしいんですね。補正は多分100万ぐらいですよ、プラスになっているのは。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 不用額の700万の中で、申しわけない話なんですけれども、うちのほうで当初、東部地区の施設の一部を更新する予定でいたんですけれども、そのものの見積もりがちょっと甘かったというのがありまして、はっきりできなかったというのがありました。そちらの施設につきまして、早急に直すかという形をとろうかと思ったんですけども、とりあえず、この施設が動かなくても水処理に影響がなかったということになったので、逆に補正のほうをとらないで、ちょっと流させてもらったというような形です。

○森本委員 わかりました。いいです。

○星委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 説明がなかったもので、大変申しわけないですが、454ページの公債費の中の、いわゆるこの地区の水洗化率ということで、南赤田につきましては公共下水のほうにということなんですけど、この東部地区の水洗化率84.4%というのは、これはずっと変わっていないものなんですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 東部地区につきましては、新規で接続している方もいますので、分母、分子ともにふえるかと思ったんですけれども、逆に、分母、分子とも新規の方が入ってくるので、ふえるかと思ったんですけれども、その中、一方で人口のほうの減少という形がありますので、東部地区についてはなかなか数字が上がらないということでございます。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

認定第6号 平成30年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

下水道課所管の審査事項は以上となります。

◇

◎その他

○星委員長 その他として委員の皆さんから何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (南赤田浄化センターの今後の運用について)

○星委員長 小島委員。

○小島委員 (下水道事業と農業集落排水事業の統合について)

○星委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (下水道管渠の耐震性について)

○星委員長 執行部からは何かございますか。

課長。

○室井下水道課長 (下水道料金について)

○星委員長 お願いします。

それでは、ないようですので、以上で下水道課の審査を終了いたします。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時49分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎水道課の審査

○星委員長 ただいまから水道課の審査に入ります。水道課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第82号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 それでは、議案第82号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○河合水道課長 (議案第82号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第82号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第82号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第83号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 続きまして、議案第83号 平成30年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○河合水道課長 (議案第83号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、基礎知識が少ない中で質問させてもらいますけれども、この割合はこういうふうに出てくるというのは、どういう割合、要するに、資本金への繰り入れがなぜこの金額に決まったか。同様に、建設金積立金のほうがこの3億4,000ですか、どっちが何か理由があって入れているんだと思うんですけども、その計算の仕方というか根拠の説明をお願いしたいんですけども。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 まず、建設改良積立金については、後年度の純利益の利益の額を処分するということで積み立てております。

また、資本金を組み入れるということですが、そちらについては、3ページのほう、資金的収支不足額に充当したと申し上げたんですが、こちらは、それ以外の充当を見ていただくと、不足する額が10億5,313万642円ありますけれども、そのうち単年度消費税及び地方消費税収支調整額、そして当年度の消費税資本収支調整額、これらを充当してもなお足りないということとなると、当年度

損益勘定留保資金、こちらを充当しまして、それでも不足している部分、これを改良積立金で補填しているということで、上から順番に優先順位で補填していくんですが、最後の残りを建設改良積立金で充当したという形になります。

○鈴木委員 わかりました。

○星委員長 そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第83号 平成30年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第83号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会第3分科会に切りかえて審査を行います。

議案第74号 令和元年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○河合水道課長 （議案第74号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

何かありますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第74号 令和元年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第10号の説明、質疑、討

論、採決

休憩 午後 零時22分

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

再開 午後 零時24分

認定第10号 平成30年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○河合水道課長 （認定第10号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 今説明いただいた有収率対策についての2番のところのこれ、77.23%という数字が出ていますけれども、配水量1万6,000何がしを1万2,000円で割ったら100を超えるでしょう。これ、いいのか、計算式で。

○河合水道課長 逆です。有収水量を配水量で割るということで、申しわけございません。

○鈴木委員 あと、時間ももったいないので、3番の漏水の状況についての塩原地区が57.33%ですよ。これがほかの地区だと80なので、仮に60で、80で、20%。この20%を金額にすると幾らぐらいになるかだけ、ちょっと計算できますか。収益が出ますよね。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 ただ流している経費……

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私の考え方がどうかかわからないですけれども、単価があるんですね、水量に対する。それを掛ければ金額が出るのかなと思うんですけれども、それは幾らですかということです。

○河合水道課長 ちょっと計算します。

○星委員長 暫時休憩にします。

○星委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

課長。

○河合水道課長 まず参考までに、有収にならなかった水量だけ先に申し上げます。黒磯上水道ですけども、149万1,856、旧西那須野上水道ですが、140万8,111、旧塩原上水道65万675。それから、黒磯が4割ぐらい、西那須野が4割ちょっと切れますが、塩原が2割弱ないというかと思います。量です。

○鈴木委員 私が聞いたのは、金額は幾らですかと聞いたんです。

○河合水道課長 そこに単価を今……

○星委員長 すみません、計算があれでしたら後から大丈夫ですので、後で出たら教えてください。そのほかございますか。

山形委員。

○山形委員 この(4)の漏水調査ということで、前回、が34カ所、ことし塩原地区、業者をかえてやるということなんですが、この漏水の調査というのはどのような方法でやっているか教えていただけますか。

○星委員長 係長。

○斉藤施設管理係長 音を聞きながら、音調をはかりながら漏水を調査しています。路上とか宅内のメーター付近とか、音を感知して漏水の、異音というんですかね、変な音がしたところは漏水箇所だということを調べております。よって、夜間というんですかね、交通量が少ないところとか、そういうところの作業になってしまう場合が主でござ

ざいます。基本的にはそういう形で漏水を調査しております。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、地区ごとによって夜間に、ことしはどこ地区、どこ地区というふうに計画を立ててやっているということの認識でよろしいですか。

○星委員長 係長。

○斉藤施設管理係長 ことしは、有収率が低い塩原をまずちょっとやっております、ほかに今年度発注するのが、黒磯稲村地区のほうを行う予定でございます。

○星委員長 そのほかございますか。
相馬委員。

○相馬委員 決算書5ページの5に特別利益というのがありまして、その(4)にその他特別利益870万3,171円とあるんですが、それをこの決算報告書説明資料の中の、これはどの部分がこの特別利益になるのでしょうか。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 お手元の資料で決算報告書説明資料4ページをごらんいただけますか。すみません、その前の3ページからつながっています。

3ページからつながってまして、数字が入っているところでは、2目の過年度損益修正費で、過年度水道料金の調定変更で34万3,097円、4ページのほうへ移りますが、引当金戻し入れということで137万4,467円で、その他特別利益ということで、主に賠償金が多いんですけども、870万3,171円、こちらが特別利益の内容となっております。

○相馬委員 わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。
鈴木委員。

○鈴木委員 そうしたら、先ほどの計算は今ではでき

ないでしょうけれども、誰かが言っていましたけれども、これは収益、利益とは関係ないということなんですけれども、逆にこれがほかと同じように8割ぐらいまで有収率が上がったときに、同じことをすると、じゃ、経費はどれだけ変わるのかということあたりまで計算をしていただくと、これをやっていることの、収益率が上がっている、下がっているということが具体的にわかるのかと、金額がわかるので、そこまで計算を出していただくとありがたいです。そういうことですね、結局はね。

○星委員長 よろしいですか。
ほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第10号 平成30年度那須塩原市水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第10号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

水道課所管の審査事項は以上となります。

再開 午後 1時10分

—————◇—————

◎その他

○星委員長 その他として委員の皆さんから何かございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 執行部からは何かございますか。

玉野委員。

○玉野委員 (水道の有収率向上の取り組みについて)

○星委員長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ないようですので、以上で水道課の審査を終了いたします。

これで上下水道部の今定例会における審査終了となりますが、上下水道部全体として何かございますか。

部長。

○磯上下水道部長 一番は、こんなお昼を大幅に過ぎたところを延長していただきまして、ご配慮いただき、本当にありがとうございました。

また、下水道、水道とも原案どおりご承認いただきまして、大変ありがとうございます。

また今後ともよろしく願いいたします。

○星委員長 以上で上下水道部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

委員会の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時10分に委員会を再開いたします。

休憩 午後 零時39分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎生活環境部の審査

○星委員長 これより生活環境部の審査に入ります。

初めに、鹿野生活環境部長からご挨拶をお願いします。

部長。

○鹿野生活環境部長 (挨拶)

○星委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎環境課の審査

○星委員長 ただいまから環境課の審査に入ります。

環境課の皆さん、お疲れさまです。

環境課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切りかえて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第65号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井環境課長 (議案第65号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し

ます。

鈴木委員。

○鈴木委員 10ページ、1項4目、3001事業ですね、
狂犬病予防費、これは今登録してある犬の件数は。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちら30年度末現在ですけれども、
市政報告書のほうにも載ってありますけれども、
6,564頭でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これは年数的にはやっぱり増加傾向に
あるんですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 大体6,500とか6,600ぐらいで毎年
同じような数で推移しているというような状況で
す。

○鈴木委員 わかりました。

○星委員長 ほかにございますか。
よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したい
と思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了い
たします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、
これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補
正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきも

のとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可
決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第72号の説明、質疑、討 論、採決

○星委員長 続きまして、議案第72号 令和元年度
那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○室井環境課長 （議案第72号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し
ます。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了い
たします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、
これより採決をいたします。

議案第72号 令和元年度那須塩原市墓地事業特
別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決

すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第72号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いをいたします。

課長。

○室井環境課長 （認定第1号について説明。）。

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 179ページの50事業消耗品、那須塩原エコポイント引きかえクオカード65万6,600円という、これはどのような形で配布してどのような効果があったとお考えでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらについては担当の係長のほうから説明をさせていただきます。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 環境企画係の田端のほうから説明させていただきます。

こちらのエコポイント引きかえのクオカードですけれども、これのちょっと下の部分の印刷製本費のところエコポイントシートというものを計

上してございます。エコポイントシートのほうに、例えば環境家計簿というのをつけていただいたときに、1カ月当たり10ポイントとか、そういったポイント制で家計に優しい取り組みをしていただいたときにポイントを差し上げています。そのポイントが、エコポイントを達成した方に500円分のクオカードを差し上げるというのをやっております。実績につきましては、こちら予定していた1,000枚全てお渡しできましたので、目標としては達成できたかなというところで考えているところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、1,000枚か。1,000枚配ったということですね。何か指導というか、こうすると環境に負荷がかからないような生活になるようなことが学べるということだと思わなくても、そういうことを何かシートに書いてきたものは具体的というか、市民がそういうふうな活動をしていたような状況がその方たちにとっては十分反映されていたとか、そういうところは見えましたか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 エコポイントシートの中にご家庭への例えば電気ですとか灯油を使ったときにどれぐらい二酸化炭素を排出するのかというのを調べていただく環境家計簿というものですとか、あと取り組みの多かったものでありますと、前年の同じ月の電気代ですとか灯油とかの使用料をことしはそれより少なく抑えられたということで、1カ月当たりのポイントを差し上げるというのもございます。あとはLED照明に交換したりとか、あとは公共交通機関をご利用いただくということで、ゆーバスなどの定期券を購入いただいた方にポイントのほうを差し上げているところでして、地球温暖化対策実行計画の中で掲げております家

庭部門の二酸化炭素の排出量削減というところには貢献できているのかなと考えているところがございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 何か市長もこの辺これから何か取り組みたいというようなこともおっしゃっていたような気がするんですけども、こういったエコポイント、クオカードを配ることは効果が高いと考えて、こういったことは今後また予算を組み立てていく中で効果的だというふうな評価ですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらエコポイントシートにつきましては平成29年度から始めた取り組みになりました、こちら今までの取り組み内容等をいろいろ検証しながら、今後どういった方向がいいかというのを考えながらやっていきたいと思うのですが、とりあえず今のところ、こちらのエコポイント事業につきましては好評をいただいているというところがございますので、引き続き取り組んでいって、そのほかにまた何か効果的なものがあればということで予算化と、そういったものを考えていると、そういうふうに思っています。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 37ページの環境基金繰入金の中で、何か廃食用油を販売した代金を入れているというような話なんですけれども、どういった業者の人が廃食用油を購入して、どんな形で、リサイクル化しているんでしょうけれども、どういった形でやっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 すみません、内容的には廃棄物対策課のほうのものになってしまうんですけども、市役所ですとか、そういった拠点に食用油の回収ボックスを設けまして、家庭で使った食用

油をペットボトル等に移していただいて、回収したものをそういったリサイクルできる業者に売却しているというものです。その歳入に関しては基金のほうに入れているという内容のものですので、内容としましては、ご家庭で油をこして出していただいたものを集めさせていただいて、それを売却しているという内容になります。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 そうすると、その廃食油を買ってくれる業者がいるということですね。それが歳入として入れるという考え方ですね。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 はい、そのとおりです。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 今、菜の花プロジェクトの中でいろいろとやっていますけれども、それとの関連で今この事業というのは動かしているのかどうか確認したいんですけども。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらの事業につきましては、かなり前からやっているというものですので、その菜の花とかというよりも前の取り組みということで、特に関連づけているというわけではないものです。

○小島委員 わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 179ページの1項5目の環境保全費の中の電気自動車購入費で、これ190万決算出ているんですけども、当初予算のとき500万予算出ているんですよ。決算のほうを見ると、補助金の不用額が390万が出るのがこれが大きいのかなと思うんですけども、10件今回あったということなんですけれども、例えば最初のころどのぐらいを何件ぐらいで想定したのかとか、この事業

の効果についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちら予算上見込んでいたのは20万円が25台分ということで見込んでおりました。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 その効果についても。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 効果なんですけれども、一般的な自動車と比較したときに、電気自動車では約70%排出する二酸化炭素を削減できるという試算で補助金を出すということで始めたところです。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 ということは、半分以下だったわけですけれども、それが半分以下になってしまった要因は何かというふうに考えますか。補助が足りなかったという、例えば啓発というか、募集の仕方とか、そういうところで問題とかというのはなかったのかということを知りたいんですけれども、いかがでしょうか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちらの電気自動車の補助金の制度なんですけれども、国の補助金をもらった方にその半額を上乗せするというような制度設計になっていまして、国のほうの補助金の申請開始時期が年度当初からではなくて、6月ぐらいから始まったということがまず1点ございます。そうなってくると、そこから数カ月国の補助金が出るまでにかかりますので、市として初めて補助金の制度の申請が上がってきたのが6月という形になっております。どうしても年度半分ぐらいはちょっとスタートがおくれてしまっているような状況はございました。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 ということは、6月から始まるということは当初予算のときにはわからなかったということでしょうか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 例年いつ補助金の募集が開始になるかというのがその年によって異なりますので、こちらのほうでも国の申請期間のほうをちょっと注視しながらやっていたところではあるんですけども、6月からというのはちょっとわからなかった状況です。

○森本委員 はい、わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。
小島委員。

○小島委員 178ページですね、委託料で自然保護対策推進費の中の希少種等情報処理システム構築業務ということで、30年度にやっているんですけれども、具体的に希少種の情報管理システムというのはどういうシステムなのかというのをちょっと教えてください。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 では、希少種の情報管理システムについてお答えいたします。

こちらにつきましては、動植物調査研究会のほうで毎年調査を行っておりまして、どこの地区でどういう希少種のも物が確認できたというものを調査表としていただいているところです。今までは紙で管理していたところなんですけれども、それをシステムを入れることによって、1つの地図上に落とすことができると、そういったものになっております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 そういうパソコン上で動くようなデータシステムなんだろうけれども、それを活用して今後どういうふうにして希少種を保護するとかいろいろあるんでしょうけれども、活用のほうは

どんなことを考えているのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 まず1点目としては、調査研究会のほうの調査記録のほうを全て網羅した形でずっと積み上げていっているというのが1つ。それを例えばレッドデータブックの改訂のときに活用したりというのを考えております。

あとは開発指導などの関係で何か建てる予定があるところに希少種がいるかどうかというのを確認したりとか、そういったことに利用することも現在もやっているところです。

○小島委員 わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形委員 同じページのイベントの生き物出張事業ということで、多分昨年度は行ってなかったんですが、その出張事業の中身を教えてくださいませんか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちら先ほど課長のほうからも若干お話いただきましたとおり、アクアマリンふくしまのほうで移動水族館という事業をやっております。トラックに水槽3台積んだものであちこちに来ていただくと。市民の方にそういった生き物を見ていただいたり、また実際に触れることもできますので、触っていただいたりしまして、ふだん余り水族館に行かないような方にもそういった海の生き物に対する興味というのを深めていただいて、そこから自然保護のほう、生き物に対する考え方というのをより啓発できればということで始めたものでございます。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 わかりました。トラックで移動すると言うことで、その上に生き物出張事業講師謝礼と

いうことで、謝礼で20万ということは、講師1人当たり何人に対して20万払っているかわかりますか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 講師は2名来ていただいております。ただ、この20万の中身なんですけれども、トラックの使用料ですとか、あとは高速代ですとか燃料関係とか、そういった諸経費全部込みでの金額となっております。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 じゃ、人件費のほかに運搬とか全てのものを含めて、謝礼以外のものも入っているというこの理解でいいですか。

○田端環境企画係長 はい。

○山形委員 わかりました。

○星委員長 ほかは。

小島委員。

○小島委員 同じページ、179ページの水質汚濁対策費の委託料325万あるんですけれども、この水質汚濁の調査地点とか、そういうものはどんなふうに具体的にやっているのかをお伺いしたいと思います。

○星委員長 係長。

○小林公害対策係長 公害対策係長の小林と申します。よろしく申し上げます。

細かく地点までお話ししたほうがよろしいでしょうか。一番初めは那珂川、箒川になりますと10カ所ということで、深山ダム、那珂川橋、りんどう大橋、晩翠橋、昭明橋、塚原橋、八汐橋、堰場橋、宇都野橋ということで9カ所、を観測しております。

次に、那珂川・箒川水生生物調査になりますけれども、こちらにつきましては百村地区の幾世橋、越堀地区の昭明橋、上塩原地区の要害吊橋、宇都野地区の宇都野橋周辺の水を採取しております。

続きまして、那珂川・箒川流入河川調査ですけれども、百村地区の木の俣川、板室地区の板室湯川、板室地区の沢名川、那須町地内の上黒尾川、那須町地内の下黒尾川、那須町地内の高尾股川、那須町地内の那須湯川、那須町の高野川、鍋掛地内の那珂川、中塩原地区のシラン沢川、塩原地区の追沢川、塩原地区の鹿股川、関谷地区の滝沢というふうに、おのおの調べてますので、ちょっと数が多くなりますので、こちらのほうでよろしいでしょうか。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 水質の問題は全く全てないという考えでよろしいか。

○星委員長 係長。

○小林公害対策係長 毎月水質検査をしておりますけれども、一応基準値というのがございまして、それに照らし合わせて調査結果を見ておりますけれども、大腸菌群というものが毎回なんですけれども、増加している状況でございますけれども、それにつきましても平成26年度のときに調査をいたしまして、基準値は超えておりますけれども、一応環境的には問題ないというような調査結果は出ております。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 補足ということなんです、大腸菌という話の説明の中で、大腸菌にも土壌性の大腸菌とふん便性の大腸菌というのがございまして、全国的に見てもどうしても最上流に行っても大腸菌は出てしまうという問題があって、それを調べたときには、いわゆるふん便性で汚染された関係の大腸菌ではないですというような話ということで、ある程度結論づいてまして、そういった意味で問題ないですというような内容になっております。

○小島委員 わかりました。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 今の全く同じなんですけれども、この水質ですけれども、水量というのは環境度ね、森の保有する水のこと、それを考えた場合は水量の変化というのはまだやってないというか把握してないというか。水量の

○星委員長 課長。

○室井環境課長 水量につきましては、特に調査をしているわけではないんですけれども、最近ですと気候変動とかということと大雨が降ったりとかということもありますので、地球規模での影響というものがあったりするということな認識がありますけれども、特に調査は今のところはする予定もございません。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 この水をもとに戻せばやっぱり水が少なくなっている。それは米の問題になる。水を大事にしようというNPOがやっていますよね。そこが一番危惧しているのは水の量が減っているということだ。その辺とのつながりがどうなのかということをお聞きしました。

○星委員長 お答えは。

○小林公害対策係長 申しわけないんですけれども、こちら毎月水質調査行ってまいりますけれども、そのときに目視で水の量がふえている、少ないとかというのは確認していますけれども、あくまでこちら先ほどありました水質汚濁防止法に基づいての調査になりますので、あくまで水質調査ということで実施しているのが現状でございます。

○星委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 180ページの下段のほうの騒音大気汚染等対策費についてお伺いいたします。まず、この委託料の内訳なんですけれども、委託したものについての結果のデータの報告というんですか、

数値をいただけないかなというのが1点ですね。

○星委員長 係長。

○小林公害対策係長 騒音にかかわる公表ですけれども、自動車の騒音常時監視というものと、あと環境騒音振動というものと、あと新幹線のほうの騒音調査のほうを行っているんですけれども、順番で申し上げます。自動車の騒音常時監視というものにつきましては……

○鈴木委員 そうじゃなくて、委託の内訳という表の中の要するに赤田工業団地関係のその測定データをいただけませんかというそういうことですね、私が質問したのは。

○星委員長 係長。

○小林公害対策係長 すみません、今現在は地元の自治会長さん宛てに結果のほうを送付していますが、こちらについて鈴木委員のほうに示すようにしたいと思います。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 もう一つ、私も地元だけど今入っていないのでわからないんですけれども、調査の回数ですよね、年2回とか書いてあるんですけれども、要は業者に何月何日の何時ごろ調査に行くということの事前に報告して行くと、業者はその日にしっかりと管理して身構えてしまうので、おかしなデータは当然出ないようにするのが当たり前なんですけれども、要は日にちを調査の方法として抜き打ち的なことでやっているんでしょうか。

○星委員長 係長。

○小林公害対策係長 今現在ですけれども、業者さんのほうにご協力いただくということで、調整をして実施しているのが現状です。あとそのほかに焼却施設等あるんですけれども、常時動いている施設ではないので、業者さんのほうに実際に稼働している日のほうをお聞きして、その日に伺わないと検査ができないこともありますので、今の段

階では稼働している日をお聞きして伺っているのが現状でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 抜き打ちでないとせっかくお金をかけても相手が身構えてしまって効果が出ない。もう本当の意味での効果が出にくいので、予算確保しているんで、そこをきちんと考えて実施、これは意見になってしまいますけれども、やめておきますけれども、一応言った手前、実施してほしいなというところで終わりにします。

○星委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第8号の説明、質疑、討論、

採決

○星委員長 続きまして、認定第8号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井環境課長 (認定第8号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 463ページの塩原温泉のさくら公園管理事業の決算額が前年度よりかなり減少したということですが、理由は何かお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちら平成29年度はさくら公園墓地のところの階段の補修の修繕費用、こちらのほうあったんですけれども、30年度については大規模修繕がなかったということで、この分減っているということが主な要因というものでございます。

○小島委員 はい、わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終了したい

と思いましたが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第8号 平成30年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他として委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部から何かございますか。

〔「特に」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で環境課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。10分間暫時休憩といたします。

開始は2時20分から開始いたしますので、お願いいたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時22分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

相馬委員より、本日早退する旨の申し出がございました。玉野委員も早退する旨の申し出がありましたので、お伝えをいたします。

◇

◎廃棄物対策課の審査

○星委員長 それでは、ただいまより廃棄物対策課の審査に入ります。

廃棄物対策課の皆さん、お疲れさまです。

廃棄物対策課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第3分科会）に切りかえて審査を行います。

◇

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○亀田廃棄物対策課長（議案第65号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 運搬処理費、すみません。これ全体の事業、どういう事業がよくわからないんですけども、またどういう事業なのか、具体的なところで。運搬処理費と書いてあるんですけども、これ運搬というと、今どこにあって、どういう場所に持っていくのか、そういったことをご説明いただけますか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 私のほうで説明させていただきます。

まず、今PCBがどこにあるかというご質問ですが、これは旧黒磯清掃センターを保管場所として活用しておりまして、そこに高濃度PCBについては全て保管しております。運ぶ処理先なんですけど、北海道室蘭市にあるジェスコ（JESCO）という指定処理機関がありまして、そこまで輸送して処理するような形になります。

当然、栃木から北海道まで輸送しなければいけないので、その処理費用ということも、今回補正予算で提出させていただいております。

以上でよろしいでしょうか。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、もうちょっと聞かせていただきますけれども、その量的なものは、重さでいうのか、立米でいうのかわかりませんが、量的なもの。それから、これ処理費って言っていましたが、PCB処理費って単価は幾らぐらいなのでしょう。処理費は入っていないんですね。含めてお願いします。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 まず、どのくらいの量があるかというご質問ですが、キロ単位ですと、1,334キロです。1.3トンです。大体ドラム缶4本分ぐらいです。

処理費用なんですけど、キロ当たり3万800円かかります。それだけで4,000万を超えてしまうので、ちょっと高額な補正予算となっております。

○星委員長 そのほかにございますか。

玉野委員。

○玉野委員 同じですけども、PCB関係はこれで終わるんですか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 高濃度PCBについては、今回の処理をもって、市が保有しているものについては全部終了となります。

そのほかに、低濃度PCBというものもありまして、また別の業者を選定して別途処理することになります。

以上です。

○星委員長 そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第3分科会）を決算審査特別委員会（第3分科会）に切りかえて審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○星委員長 認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○亀田廃棄物対策課長 （認定第1号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 187ページで、下の段の30事業なんですけれども、聞いていたつもりなんですけれども、何か4億円の説明のときに、落札率が適切になってどうのこうのって言っていたんですけれども、その適切という言葉を使ったあたりの意味がちょっと理解できなかったのもう一度そのあたり、ご説明を受けたい。頭にすっと入ってこなかったものですから、繰り返しても結構ですから、理解できるようにもう一度お願いします。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 この委託料、落札率の件。落札率が、5年前が66.8%という落札率でございました。予定価格に対して66.8%で、今般29年度に行った入札につきましては、88.2%という落札率でございました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そんなふうにおっしゃっていたんですけれども、適切という言葉がそこでおっしゃっているんですけれども、適切という言葉を使った趣旨、落札率が適切か適切じゃないかということが、どういう意味なのかがちょっとわからなかったんです。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 私が「適切」と先ほど申し

上げた理由といたしましては、66.8%のときに、無理な価格で入れてしまったということで……

〔「それは業者の表現でしょう」と言う人あり〕

○**亀田廃棄物対策課長** そうでございますか。それで、そういう表現を使ってしまいました。

○**星委員長** 鈴木委員。

○**鈴木委員** 今のやりとりがそうだったんですけれども、例えば、古紙の販売の業者さんが高く買いますよといったときに、適切かどうかというのは、適切という表現が、行政側としては、普通に考えると最低価格の制限がないのであれば、予定価格より低いほうがよいと思う。だから、競争したときに低いほうが落とすんだと思うんです。今の話だと、低いんじゃないかと、88のほうが適切だというふうにおっしゃったんだとすると、私はやっぱり意味が理解できないんですけれども、私の理解がおかしいのか、もう一回説明いただきたいと思っています。

○**星委員長** 課長。

○**亀田廃棄物対策課長** それでは、適切なという私の表現を削除していただければと思います。

○**星委員長** 鈴木委員。

○**鈴木委員** 削除するのは結構ですけれども、私が理解するに当たっては、適切という言葉をただ単に個人的に使い間違っただというふうに私は理解していいんですか。

○**星委員長** 課長。

○**亀田廃棄物対策課長** 私の表現の間違いで処理してください。

○**星委員長** ほかに質疑はございますか。

小島委員。

○**小島委員** 36ページに、衛生費寄附金ということで、産業廃棄物処理施設に係るソフト事業ということで、県から寄附金が入っているわけですから

ども、これはどういう理由で寄附金が入って、そして具体的に何を目的に市に寄附されているのかというのが、ちょっとよくわからないんですけれども、具体的にどんな中身なのかも教えていただければと思います。

○**星委員長** 係長。

○**鈴木産業廃棄物対策係長** 説明はこちらでさせていただきます。

産廃の処理施設、最終処分場などをつくる際に、地元などと協定を結ぶのですが、施設の規模によって、県の要綱上、先ほど保全公社というお話が出たかと思うんですが、業者と県のほうで、寄附金をまず保全公社に出します。県が4分の3で業者が4分の1。その額が市に寄附金という形で入ってきまして、それを地元の環境保全委員会に交付金として渡しております。その額については先ほど説明しました。

主な用途なんですけど、以前はハード事業、例えば公民館を建てかえるとか、道を直す、そういうことに使われていたんですが、那須塩原市のほうでは、平成30年度、昨年、ソフト事業などに限るようにしようという形に使い方を規定しまして、30年度からはそういった事業のみ、例えば住民の方々が産廃施設を独自で巡回をする、そのための日当ですとか、そういった事業のほうに使わせてもらっております。

以上です。

○**星委員長** 小島委員。

○**小島委員** 具体的には、そうするとこれ、最終処分場あたりの寄附金という考え方ですか。

○**星委員長** 係長。

○**鈴木産業廃棄物対策係長** そのとおりです。最終処分場周辺の自治会をもとにつくった環境保全団体への補助金です。

○**小島委員** わかりました。

○星委員長 そのほかにございますか。

森本委員。

○森本委員 43ページの資源物売り払い金4,940万3,019円というふうにあります、そのうち収入未済額ということで、決算書の76ページにあるんですけども、これがたしか、例の資源回収の未済だと思うんですけども、これって正確に幾らで、そのうちの幾らになっているのかっていう内訳を教えてくださいますか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 資源物売り払い金ということで、平成30年度4月から9月分、上半期分になるんですけども、こちらの収入未済額が3,139万3,491円です。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 これが、例のその業者の倒産か何かに伴っての未済額だった分ということでよろしいですね。

○伊藤施設係長 そうです。

○森本委員 わかりました。

○星委員長 そのほかにございますか。

山形委員。

○山形委員 183ページの不法投棄巡回監視事業費ということで、前年度との比較で86万1,770円増。この不法投棄の巡回で、不法投棄は減っているのか。その辺の状態がどうかを教えてくださいますか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 お答えします。

量的な話になってしまうんですが、減ってはおりません。29年度が約25トン、平成30年度、昨年度が約22トン。約3トン、市が把握したのは減となっております。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、この監視事業で約3トン

ぐらい減っているということで、この事業が、ある程度効果が出ているという認識でよろしいですか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 おっしゃるとおりだと思います。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 186ページの家庭系のごみ収集費ということで、ごみステーションの増加に伴うということで、今ごみステーションの増加が5カ所。ごみステーションをふやすための定義というんですか、どういうふう。市民の要望なのか、ごみステーションの増加はどういうふうにすれば増加されるのか、ちょっと教えてくださいますか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 ごみステーションにつきましては、地元の住民の方たちが、ごみ処理の補助金の要項のほうで、10軒以上まとめていただいたら、ステーションのほうを届け出して新設できますよということでやらせていただいているんですけども、まずは地元のほうで戸数をまとめていただいて、それで届け出いただいて、審査の上で収集上支障がなければ、新しくステーションをつくるという流れになっています。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 設置の費用は、その10軒以上の方々がもつのか、市がもつのか、どちらですか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 ごみステーションの管理につきましては、やはり地元の住民の方たちで運営していただいているということでございますので、当然設置費用につきましても、住民の方たちでお金を出し合っつけていただく。管理運営につきましても、住民の方たちで維持管理をしていただくということで、お願いをしております。

○星委員長 そのほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの山形議員の質問と同じことですけれども、これは、先ほどトン数が出てきたっていうのは、実施状況をお伺いしたいんですけれども、やっぱり監視員が見回っていると、見つけて、ありましたという報告のこと、通常的にはその報告の中で、搬出したときのトン数を言っているんですか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 そのとおりです。報告を受けておまして、その中で不法投棄物を発見して回収した場合などは、その数量についても。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あとは、その監視員の皆さんというのは、どういう人がたくさんいるんでしょうか。エリアか何かを分けてあって、どのルートをどういうふうにみんな、どのエリアを自分たちで分担し合っているみたいな、その監視運用というのはどんな形で現在やられているんでしょうか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 2台、4名体制で運用しております、1台が黒磯地区、もう1台が西那須野・塩原地区ということで回らせてもらっています。

こちらのほうで、特に指示はしていないんですが、例えば不法投棄が頻発している場所ですとか、そういう場所についてはお互い情報共有し合って、じゃ、そこを重点的にやってくださいというのは、当然指示はしております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 トラックということだったんで、じゃ、監視員という人たちは、監視するだけではなくて、仕事の中には回収も含まれていると。その作業もあわせてやられているということによろしいです

か。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 不法投棄されないように、その場所を監視して犯人を突きとめるというのが第一なんです、もう既に投棄されていて、ちょっとわからないとか、そういう場合は、おっしゃるとおり回収というものを含めております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 捨てた物がたくさん山になっていたら、別途業者さんに回収費用を出して回収するとかっているイメージを持っていたんですけれども、基本的には、監視員の皆さんも回収という業務もあって、全て監視員の皆さんが回収するのかなどか、要するに間に合わないことが多くて、別途委託している分が多いのか、その辺はどうなんでしょうか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 私が来てここ数年は、大量で追いつかないというほどの不法投棄は正直ないというのが実情で、不法投棄はどちらかというと、昔の産廃を捨てられちゃったみたいなものを私も想像するんですが、そういうのはちょっと少なくて、家庭ごみを捨てられるのが多いので、それをちょっと回収するというのが現状です。ただ、中身はやっぱり大量に捨てられて、2人じゃ足りないときは我々も行ったりとか、そういう対応はいたします。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ポイ捨て条例もあると思うんですけれども、道路にごみのような物で、よくペットボトルとか、道路の脇に捨ててあるやつが最近またちょっとふえたような気がするんですけれども、そういうのはこの監視員の皆さんは、対象にしているんですか。山間部みたいなところだけなのか、市道、県道あたりのところにぽつんと捨ててある

ような、市民が片付けをしているんですけれども、ちょっと目立ったようなところがあったりするのは、この人たちの仕事なんでしょうか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 市道とかも、発見すれば回収するのは対象にしております。山間部も全域的に回っております。

○星委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉成委員。

○吉成委員 ちょっと確認させていただきますけれども、先ほど小島委員のほうからありました歳入、それに対する歳出のほうになりますけれども、184ページの産業廃棄物対策事業費、この中の、寄附金をいただいて、それが補助金として出るわけですね。説明の中でも、昨年については、赤田地区5つの地区の公民館の改修であったり、そういったものの事業に充てたということでした。予算額から見ると、ここが1,000万ぐらいの予算額があったのに、今回実際に執行されている額としては550万ですので、当初の予定、計画と大きく違ってしまったのは、どこに要因があるんですか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 この補助金のマックスなんですけど、施設の規模によって決まっております、この施設、この自治会については、総額で、例えば5,000万円と決まっております、それを例えば10年間で分けて使うのか、1年間に一気に使ってしまうというのは、それぞれの自治会のほうに委ねられているんです。

我々のほうとしては、年間マックスということ想定して予算は組んでいるのですが、昨年度については、各自治会さんのほうについてはマックス使わないで、長く使うということで、実質それが余ってしまうという形になります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、寄附として来ていますから、それを予算化するといえ、来たものをそのまま予算化するというのが、それはそれでわかるんですけれども。

とういことは、各地区からの、事業としてどういう事業を今回やるんですかと、そういった聞き取りまではされていないということですね、予算がつくられるときには。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 事業については聞かせてもらっておりまして、年間計画とか、そういうものもいただいております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ただ、それでも実際に執行される額としてはそうじゃないというのは、どうしてなんですか。最初に答弁いただいた各自治会によつての考え方の違いということなんじゃないかな。わかりました。

それから、先ほど森本委員のほうからも質疑が出されましたが、決算書76ページ、収入未済額です。中段の4,842万5,587円、その分の中の例の古紙、要は資源物等売り払い金の未収の部分があって、その額が、我々も既に説明を受けていますから、三千百何がしということなわけですね。それを引き算した残りの分もまだあるわけですね。それらについては、詳細は、どういうものが未済額として計上されているんでしょうか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 これは、廃棄物対策ではない雑入の部分になると思います。廃棄物対策課としましては、この資源物等売り払い金の中の三千何がしで、別になってございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 決算ですので、意見を言う場所はないんですから、ですけれども、既に今回の質疑の中

でも山形議員のほうからも質疑があったので、今後のこの資源物等売り払い金の回収についての考え方というのは聞きましたので、ほぼそういうことで流れていくんだなというのはわかったんですが、あの方法以外には全く方法がないということなわけですか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 決算質疑のときの部長答弁の破産法に基づく手続以外なかったのかということでございますが、裁判所のほうに破産法の決算管財人がついてしまえば、もうあのルートに乗って処理されていくしかありません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 あの方法で行った場合には、財産の分配ということになるわけですが、私はほぼゼロに近いと思うんです。その前に手を打つ手段はなかったのかなということで、今お聞きしたんですが、そうすると、なかったということですか。

○星委員長 部長。

○鹿野生活環境部長 基本的にはなかったというか、少なくとも市のほうでは把握していなかったということで、このような手続をする形になってしまったということで考えていますというか、そういうふうになって進んできましたということです。

です。今調べる範囲では、課長のほうからもありましたけれども、破産法の手続が開始されてしまうと、もうそれに基づいて分配されるものしかないということで理解しています。

です。その途中で何か要求するとか、請求するとかということは、多分やっても受け入れてもらえないというか、要はできないということになるんだと思うんですけれども、そういうことなのかと思って理解はしていました。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 今の話なんですけれども、かなり、要

は売り払い収入がしばらく遅延している時期が長かったような感じがするんですけれども、そういう面で、やっぱり再発防止対策というのをもうちょっと検討する必要があるだろうと思うんです。

ですから、半年以上も入ってこない時期が長かったということで、例えばもう半年たったら、業者を見切るとか、そういうような再発防止策についてどのように考えているのかお伺いしたいんですけれども。そこに対してどのように考えているのかお伺いしたいんですけれども。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 まず、再発防止対策をどのように考えているかというご質問かと思えます。まずは今年度から、6カ月の契約期間を3カ月に短くしたこと。それから第3四半期から、まず1カ月滞納したら、持ち出しをストップさせる内容にしました。また、その前に、契約時に契約保証金を金額の10%を支払わせて、それを担保にするということを第3四半期からは、再発防止策の一つとして実施します。

○星委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○星委員長 よろしいですか。

討議すべき点はございますか。

森本委員。

○森本委員 先ほどから話に出ている未払金の未済額に関しましては、質疑等は見解もある部分もあるんで、まず委員会内で一度討議を行うという形をとられたらいいかなと思いますので、提案させていただきます。

○星委員長 討議の申し出がありましたので、ここで暫時休憩といたします。

執行部の退席を求めます。

なお、討議終了後、再度入室していただきますので、第3委員会室で待機をお願いいたします。

ここで、同時に暫時休憩といたします。
会議再開は15時20分からいたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時33分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 委員間討議の中で皆さんにいろいろな意見を聞かせていただいて、賛成のほうの立場で討論させていただきます。

不法投棄やいろいろなごみの収集ということで、おおむね適正に決算されているというふうな認定と、内容を見て非常に頑張っているかなというふうな印象を受けました。

しかし、6月の議会でもお示したとおり、資源物の売り払い等に関しての再発防止マニュアル、こういった形も提出されるということでございますが、今、少ない税収の中、自主財源というふうなものが非常に重要になってきています。バナー広告にしたり、さまざまなもので自主財源というものが執行部の考えと私たちの考えが若干まだずれているのかなということで、非常に皆さんから預かった今回の資源物売り払い約3,000万、これは市民の皆さんの貴重な財産、お金でございます。そういったものも加味すると、今回の資源物の売

り払いの3,000万ということは、やはり再発防止、皆さんも討議の中で言うておりましたが、再発防止を今度、議会のほうに報告して示していただきたいと思います。

本当に、この自主財源が少ない中、その3,000万ということは、もう一度よく執行部の皆さんには考えていただいて、再発防止に徹底をしていただきたいと思います。

一応、議会のほうに提出を求めています。今回の決算認定の賛成の立場の討論といたします。

○星委員長 そのほか討論ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

そのほかとして、委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人あり〕

○星委員長 ここで、議事進行を副委員長とかわります。

(委員長、副委員長と交代)

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 (産業廃棄物の災害への対応について)

○山形副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○星委員長 そのほかとして、ほかの委員さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で廃棄物対策課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時41分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎生活課の審査

○星委員長 ただいまから生活課の審査に入ります。
生活課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、 採決

○星委員長 生活課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

す。

課長。

○君島生活課長 （認定第1号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 86ページの交通対策費なんですけれども、ゆーバス、予約ワゴンバス運行費で3,300万から減っているんですけれども、これ減額の理由は。

○星委員長 すみません、課長。

○君島生活課長 申しわけありません。そうしますと、細かい全体の数字まで話をちょっとさせていただきたいんですけれども、やはり一番大きいのは、87ページのほうをごらんいただきたいんですけれども、この予約ワゴンバスによる状況が4月から9月、その後がゆータク利用状況が10月から年を越しまして3月末になっているかと思うんですけれども、やはりこの予約ワゴンバスという形の利用形態からゆータクに変わったというところが大きな原因になると思います。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 次に、87ページの生活バス路線維持費、これが1,300万から増額になっているんですけれども、これは生活バスの維持費ということは、バスの運行対策費ということで、だと思っただけなんですけれども、今度路線バスというかバスが、経営が余りうまく行っていないから補助費が多いのか、そういう意味なのでしょうか、お聞きします。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 すみません、そうしますとこちらの数字としては、説明としてはざっくりという形の説明をさせていただきます。

1つ大きなものとして考えられますのが、88ページのところに書いてあるんですけれども、生活

バス路線維持費、県との協調補助ということで9路線入るかと思えますけれども、その中にしたから2番目に黒磯駅から板室温泉という路線があるかと思えますけれども、実はこれが29年度は補助の基準に満たなかったということで、29年度につきましては補助がなかったんです。比べてみますと、ここで760万相当というものが上がっているという状況です。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 補助の要件に満たなかったとうのはどういうことなのでしょう。路線があったわけですよ。満たなかった理由というのは

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 補助の要件として、平均乗車率と、1日当たり何人乗るといふ、そういう要件があるんですけども、去年は、これが本当は2.0以上ないといけない、0.9から2.0未満だったということで、余り人が逆に乗っていなかったということで、去年は対象になっていなかったんですけども。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 ということは、人がいっぱい乗って経営状態がいいところのほうが補助はもらえるということによろしいんですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 去年はそういうことなのかなと。結局、ある程度の基準を満たさないと、例えば上の国・県との協調補助、それから下の県との協調補助なんかあるんですけども、そこでも上の路線になるとまさに国という言葉が入っていると思うんですけども。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 ということは、乗らない、乗っている人が少ない路線というのは、その少ししか乗っていない路線というのはなくなっちゃうのは仕方が

ないという考え方で、ある程度乗っているバスを維持するための補助金ということによろしいんでしょうか。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 廃止とかそういうことではなくて見直しをかけて、何か対策を練って、少しでもふえるような状態にその路線を持って行けば、ある程度の見込みで改善の見込みがあるということで補助が出るという考えでいいかと思えます。

○森本委員 わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 89ページの中で、防犯対策費です、10事業の中で、西那須野駅東西連絡防犯カメラ及びその下の黒磯駅東西連絡防犯カメラを設置していますが、これを設置したことによる効果というか、何か事件というんですか、何かあったかどうかあたりも報告できるところをお伺いしたいんですが。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 今の委員から質問がまさに答えなのかなと思うんですけども、そういった大きな例えば事件だとか、そういったものについては被害とかというのは、そういうのはちょっと聞いていないような状況になっています。まさにそういった形での効果があるのかなということです。

○鈴木委員 わかりました。

○星委員長 ほかありますか。

小島委員。

○小島委員 182ページの備品購入で、食品の放射性測定システム制御用パソコンを導入していますけれども、かなり今も放射性物質の食品の問題も落ち着いているのかなと思っているんですけども、そういう中でこのパソコンを導入して、何か成果みたいなものがあればお聞かせ願えればと思うんですけども。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 まさに委員のおっしゃったように、大分落ち着いてきたのかなという話も一方ではあるのかと。実際に、件数につきましても、先ほどもちょっと申しましたように、30年度が117件、昨年度が159件、もう一つさかのぼりますと、28年度のやつで302件です。ということは、大分落ち着いてきたのかなというようには思うんですけども、やはり一方ではまだ放射能を心配される方がいらっしゃる、安全安心ですかね、という部分でのものを、パンクしないという言葉が適切かどうか分かりませんが、そういった形でのスタンスで、うちのほうとしては引き続き取り組みを進めていただければいいんじゃないのかなということで、このような形で購入させていただいたような状況になっております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それでは、84、85、交通安全対策の、質疑でも出ていましたけれども、免許証の自主返納者の支援ということで、約100万円決算額があるわけですが、85ページの実際の人数ということで98人というふうになっています。これは、他市と比較してどうなんでしょうか。那須塩原市とほぼ似ているような人口のところは佐野とか幾つかあると思うんですが、そういった他市との比較なんかはしたことがあるんでしょうか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 正直、ちょっと比較したような手元にデータ等は持っていないのが状況です。

ただ、当然に那須塩原市のやり方、例えば佐野市さんのほうのやり方という部分に違いがあったりとかというのは、当然県内の市町村でもあるかと思しますので、それに寄るのが正直違うところかなと思うんですけども、まずはうちのほうとしましては、この制度、一つはそのきっかけづく

りとかという部分もあるかと思しますので、そういった考え方に立ちまして、いろんな事件事故とがありますので、やっぱり実際に返納している方がふえていますので、それに手助けになるような形で引き続き、これだけというもまた変ですけども、お手伝いできればというふうを考えております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 対岸の火事で終わってしまうと、本当に本市で似たような事案が発生した場合に、行政としての対応というのはすごく求められるんだと思うんです。今回、このような事業を始めたことによって、返納者はふえておるのは事実でしょうから、これは質疑ですので意見としてはいいませんが、やはり他市町との比較というのは非常に大切なような私は気がするんです。

だから、せつかくのこれだけの方が返納してきているわけですから、そういったものに対する、年齢的には分析されていますので、年齢的にはわかりますけれども、じゃ、現実問題としてどうして返納する気になったか、そういった意識調査みたいのは今度はされているんですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 大変申しわけありません。ちょっとそこまではやられていないような状況になっておりますので、こちらの自主返納をする際には、当然に私どもの窓口来ての必ずの申請になりますので、その中でちょっと工夫するような形で、生の声に多分なるかと思しますので、そちらも拾えるような形も徐々に考えていかなきゃならないのかなと思います。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 実際に、メディアの中でさまざま情報が流れてくるのを見ると、余りにも悲惨な事故が発生していますよね。そうすると、この年齢的に

は分析からいけば、60以上で90までがほとんどなわけですね。そうすると、やはり返納する、返す理由というのは絶対あるわけですね。それらが分析されることによって、この制度自体がどうなのかというようなものに次、つながっていくような気がするんです。だから、そこは大切だなと思います。それ以上は言いません。

じゃ、次行きます。

182、先ほど小島委員のほうからもありました、環境保全費の中の食品の放射性物質の簡易検査の件数ということで、課長のほうから先ほど説明をいただいたこの中では117件、それで3カ所ありました。昨年度については159件ありましたと。明確に減ってきているわけですね。

減っていること自体は、意識が大分薄まったというのと、もうそんなに気にする必要がないのかと2とおりの考え方があると思うんですけれども、主に今でも多い食材というかは、どんなものが多いんでしょうか。

○星委員長 課長補佐。

○印南生活課長補佐 品目ごとの統計というのをとっているわけではないんですけれども、やはり6月のタケノコですとか、あとは春の山菜、コシアブラですとかタラマメですとか、そういったものはもう数値が多く出ているような傾向もありまして、やはり心配されて検査されるのかなと思っております。

あとは、野生動物の肉です、イノシシですとか鹿ですとか熊、そういったものも時々検査されることがございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、本当に季節ごとに固まって検査件数がふえているような捉え方になるわけですか。年間通してほぼ同じような検査数が上がってくるということではないということですね。

○星委員長 課長補佐。

○印南生活課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

やはり、作物が多くとれる時期には検査がふえて、冬場ですとほとんどとれない1月から3月についてもほとんど検査が入ってこないような状況です。

○吉成委員 了解です。

○星委員長 そのほか。

小島委員。

○小島委員 226ページです、備品購入費で特殊詐欺撃退機というのを貸し出しているということなんですけれども、どのような要望とかそういうものがあって貸し出しているのか。あとどういう効果が上がっているのか、この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長補佐。

○印南生活課長補佐 申請される方のきっかけとしては、ご本人からの申し出というのももちろんなんですけれども、例えば子どもさんが親御さんのことを心配されてご利用されたりですとか、あとは地域包括支援センターの方がお勧めになって申請されるということもございます。

効果についてなんですけれども、こちら29年度の3月にアンケートをとらせていただいたんですけれども、非常に迷惑電話が減ったですとか、電話に出やすくなったということで、効果があるというお声をいただいております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 じゃ、これは、貸し出しする場所は消費生活センターのほうで全部一括管理しているという形ですか。

○星委員長 課長補佐。

○印南生活課長補佐 撃退機につきましては、生活課のほうで受け付けをしております、生活課の

職員と、それから消費生活センターの相談員がペアで設置に伺っております、その際にやはり啓発のお話などもさせていただいております。

○小島委員 わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他として、委員の皆さんから何かございますか。

議事進行を副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 (公共バスの広域運用について)

○星委員長 ありがとうございます。

○山形副委員長 それでは、議事進行を委員長と交

代します。

(副委員長、委員長と交代)

○星委員長 そのほか委員の皆さんから何かございますか。

山形委員。

○山形副委員長 (あおり運転の市内の状況について)

○星委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、以上で生活課の審査を終了いたします。

これで生活環境部の今定例化における審査は終了となりますが、生活環境部全体として何かございますか。

部長。

○鹿野生活環境部長 (公共交通の現状、指定廃棄物、資源物売り払い金について)

○星委員長 以上で生活環境部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

—————◇—————

◎散会の宣告

○星委員長 以上で本日の委員会は散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時30分

建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）
及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和元年9月18日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員 長	星 宏 子	副 委 員 長	山 形 紀 弘
委 員	小 島 耕 一	委 員	森 本 彰 伸
委 員	相 馬 剛	委 員	鈴 木 伸 彦
委 員	玉 野 宏	委 員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

産業観光部長	小 出 浩 美	農務畜産課長	田 代 宰 士
農務畜産課長 補 佐	佐 藤 裕 之	農業振興係長	栗 川 成 人
担い手支援 係 長	広 瀬 美 香 子	畜産振興係長	星 野 卓 央
農 業 再 生 会 協 議 会 副 主 幹	薄 井 隆	堆肥センター 所 長	柳 崎 修 造
農林整備課長	吉 澤 克 博	農林整備課長 補 佐 兼 農村整備係長	村 木 和 夫
林 務 係 長	伊 藤 好 美	地籍調査係長	須 藤 俊 一
商工観光課長	渡 辺 直 次 郎	商工観光課 主 幹	和 久 強
商 工 係 長	吉 田 和 則	企業立地室 室 長	相 馬 和 男
企業立地室 主 査 (係長級)	室 井 秀 明	企業立地室 主 査 (係長級)	植 木 智
観 光 振 興 セ ン タ ー 所 長	和 氣 広 美	観 光 振 興 セ ン タ ー 主 査 (係長級)	松 本 英 治
まちなか交流 セ ン タ ー 一 館 長	後 藤 明 美	まちなか交流 セ ン タ ー 副 主 幹	小 池 雅 之

農業委員会
事務局 長 久留生 利 美
農地係長 新 卷 昭 美

農業委員会
局長補佐兼
農政係長 村 松 隆

出席議会議務局職員

書 記 鎌 田 栄 治

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[産業観光部]

- ・産業観光部長挨拶

[農務畜産課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[農林整備課]

- ・議案第76号 那須塩原市森林環境整備促進基金条例の制定について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[商工観光課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

- ・議案第73号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- ・認定第9号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

[農業委員会事務局]

- ・農業委員会事務局長挨拶

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 散会前に引き続き、建設経済常任委員会を再開いたします。

それでは、次第により本日の審査に入ります。



◎産業観光部の審査

○星委員長 これより産業観光部の審査に入ります。

初めに、産業観光部長からご挨拶お願いいたします。

部長。

○小出産業観光部長 (挨拶)



◎農務畜産課の審査

○星委員長 ただいまから農務畜産課の審査に入ります。

農務畜産課の皆さん、お疲れさまです。



◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 農務畜産課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三科会）に切りかえて審査を行います。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○田代農務畜産課長 (議案第65号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

玉野委員。

○玉野委員 11ページの道の駅、課長のほうで敷地という表現がありましたけれども、大ざっぱに言っていて、建物2つあるんじゃないかなという中での敷地というのは、どの辺までカバーされるのかということ、それを2つカバーするのか、それが1つです。

それと、企画の提案の最終日と企画を立案するという受け手ですね、どの辺、どういう方なのかということをお3点お願いしたいんです。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 まず、1点目の敷地というところがどこまでかというようなご質問でございますが、今現在の想定をしております敷地というのが、要は現在の2つ建物があるところ以外にも建物を建てられるところがあるのかと。そして、どこにどう建てたら、その周遊性といいますか、我々が考えているコンセプトが有効に生かせる配置になるのかということも含めて、今回、提案をいただきたいというところでございます。

端的に、あそこを広くそれぞれ完備しているところが違うというのがありますけれども、その中でどういうふうな配置をしたほうがというところで、こちらの委託をするというところでございます。

現在、想定しておりますのがレストランと直売所に加えまして、今現在の想定でございますけれども、6次産業の拠点となり得るような、例えばチーズづくりの工房、そういったものもあその敷地に建てられないかということも含めて検討を

しておりまして、そういったコンセプトを十分に生かし、そしてあの地域に合った、そしてさらに集客効果を十分に発揮できるようなところを提案していただきたいというところでございます。

こちらの想定している委託業者は、そういったところにたけたコンサル等々を想定をしているところでございます。

期限は、今年度中にはこちらの提案をいただきました上で、先ほど言いましたとおり次年度には実施設計に入っていければというところでございますので、こちらの成果をもとに次年度、実施設計に移っていければというところでございます。

以上でございます。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 じゃ、建物がふえるということでしょうか。その中で6次産業化という中でチーズというものが出たと思います。乳製品ですから、市長はチーズフォンデュですね、それから6次産業の核ということであればジェラートとか、それからミルクジャム、そういうことも核の中に入るんじゃないかと思うんですけれども、ミルクジャムは北海道の名産で、チーズづくりはもっと簡単に、アイテムもたくさんありますから検討していただければと思います。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 委員おっしゃるところも含めて、今後、検討していければと思っております。ありがとうございます。

○星委員長 ほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 それでは今、玉野委員が質問したところ、同じところで、こっちから積極的にコンサル的なところに、こんなふうにやっていきたいんだというポイントがあって、そこを検討してもらうのか、こういう敷地があって、こういう現状なん

だけれども、何かいい方法ないと聞くのか、それはどういうスタンスで考えていますか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 鈴木委員のおっしゃる前者のほうでございまして、私ども市内の中の打ち合わせで、あそこの道の駅のイメージコンセプトを練り上げているところでございます、そのコンセプトに沿った、それを最大限に生かすための施設配置、施設等々を提案いただくというところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、そういうことで玉野委員にちょっと説明のあった内容で行くということですね、了解しました。

次に、その下の3001事業、総合整備事業、単純にこの6,700万を使うんでしょうけれども、一体どういったことに使われるのか、事業内容を聞かせていただければと思います。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 今回、追加で6,711万円ということで、今年度事業の今年度予算総額でいきますと2億5,856万4,000円という額になります。この金額によりまして、今年度は5件の農家さんの事業を進めてまいりたいというところでございます。いろいろなメニューがありますけれども、飼料畑の造成であったり、牛舎の建築であったりというようなものがございまして、総額でそういった金額を予定をしているというようなものでございます。こちらの総額の部分でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そしたら、また次を聞きたいんですけども、6001事業で、これは金額は安いんですけども、チーズフォンデュの視察というんですか、先進地はどこを考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 先進地と言っていいのかというのもあれなんですけれども、例えば乳製品に伴うイベントとか、要は幕張メッセとか、ああいった、あそこまで大きいかどうか分からないんですが、そういった今現在、日本の中で先進的、こういったものをというようなところを視察、その中でもし可能であれば、チーズをメインに出したお店であるとか、そういったところの視察もあるのかもしれないんですが、とりあえず現在の想定では、そういったイベントを見てくるということをご想定しております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解しました。

その下の9001事業で、これを単純に、また新たに補助金ということなので、この新たな9,000万強の使い道についてご説明いただけますか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 こちらにつきましては、やはり牛舎本体と附帯設備、そして堆肥舎、またそれに係る設計施工管理業務というような内容でございます。

○鈴木委員 補助金が使われるんですね。

以上で結構です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それでは、先ほどから質疑があります道の駅の件なんですけど、先ほどの説明の中には老朽化という言葉も出てきているわけですよね。でも、詳しく今の説明を聞いていると、じゃ、現状あるトイレはあれだけ強固なものを建てていますから、全然問題ないでしょうけれども、もう一つのを直売所としての建物、あれは相当老朽化しているんだと思うんですね。そちらに関する修繕なり建てかえなり、そういったものは計画に入るのかどうか。

それともう一つ、コンセプトというお話がありましたけれども、あそこのコンセプトとしては、よその道の駅にない、それはどこが特徴かといったら駐車場だったわけですね。あの駐車場に、あのように木がたくさん植栽してあるという道の駅はないわけです。それが当時、売りだったわけですね。それが逆に使いにくいという、利用者からするとですね、そういったこともあったんですが、見た目は非常にいいわけですね。ただ、ただ広い駐車場じゃないので、その辺のコンセプト自体も見直しをするということも含まれているということでもいいんですか。

○田代農務畜産課長 これは係長のほうから。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 今、課長の説明があったとおり、今現在、コンセプトとの大もととなる幹の部分を生涯学習課、道路課、あとは企画のうちと商工観光課というところで、関連する各課の検討しているところで、まず道の駅については老朽化という部分と狭隘化ということで、かなり今現状、他市町の道の駅に比べて青木の道の駅のレストラン、直売所が狭いという状況がありますので、この機会に建てかえをできないかという方向で検討を進めております。

また、建てかえの方向性とする中で、現在の利用者さんから意見を聴取したんですが、やはり一番の問題は、あそこの一番おしゃれな第1駐車場と呼ばれる部分、あそこが大型バスも含めて六十数台しかとめられない、とても、例えばいい施設ができて、とめられなければ、やはり寄るわけがないというところで、そちらについても駐車場についてはちょっと区画整理をして、第1駐車場がとめられないかという方向で検討をしているところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃ、駐車場に関して言えば今回、新たに奥に駐車場を整備をしたわけですね。ですから、多少駐車スペースとしては確保されるんでしょうか、あれで。

ただ、先ほども繰り返しになりますけれども、当初の他の道の駅との差別化のために、あのような駐車場をつくったと。そうすると、今の説明からいくと、あと課長の説明を総合的に考えると、もう一つの建物を建てたいとなれば、そのスペースを確保するためには、もう木は、これは切らざるを得ないというような形になってくると思いますね。じゃ、それらも含めてということよろしいですか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 委員、おっしゃるとおり、あそこの青木別邸も含めたトータルが、あちらの道の駅のイメージだというふうに理解をしております。私どもとしても、今回、企画提案いただくというところは、そういった既存の財産をいかに活用するかと。どこに、どういう建物を配置するかと、こういうところも含めて提案をいただきたいと考えておりますので、例えばむやみやたらに木を切って、ただ広げればいいのかというところではないとは思っておりますので、それらも含めてご提案をいただければというようなところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 わかりました。

じゃ、12ページの先ほど説明をいただいた農観商工連携推進事業のマルシェなんですけど、これは、いつごろ、どのぐらいの方々に声をかけて、実際にマルシェを実施する予定なのかお伺いします。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 具体的には2回予定しております、それぞれ青木の道の駅の直売の方々とア

グリバルの道の駅の直売の方々にご協力をいただいて都内のほうで販売会を実施してまいりたいということで考えております。

時期的には、ちょうど冬の野菜が始まるのが12月ぐらいから、イチゴとかそういったものが始まります時期ですので、12月から1月にかけて実施してまいりたいと考えております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、アグリにしてもあおきにしても道の駅ですから、ふだんから利用されている方は当然いらっしゃるわけですよね。できれば県外とか市外の方に来てほしいわけですね。そうすると、マルシェというこのコンセプトを、どうやって訴えていくんでしょうか。今のままで2回やるというのは、何か単にのぼり旗を立てて、ちょこっとやっているねぐらいのイメージしか、ちょこっとと想像できないんですが、そこはどうなんでしょうか。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 具体的なコンセプトというところは、まだ固まってははいないんですけども、やはり一番大切なところというか、考えていますのは、その生産者みずから自分で物を持っていて、評判を聞いて、どういったものかというお客様のダイレクトの声をいただくということが、まず重要なことというふうに考えておまして、それぞれの直売のほうにご協力をいただいて、出していきたいというふうに考えております。

確かにのぼり旗を立てて、那須塩原のうまい野菜ですよということを出てくる、やってくるということは、確かにそのとおりなんですけど、そういった直接、消費者のほうの声を聞いていただくことで、次回にまたつなげていけないかなと考えているところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 市長公約事業ということですので、少しインパクトがないと、ただ、やりましたで終わってしまうのかと、そこがちょっと危惧される部分です。ぜひ成功させてください。

以上です。

○星委員長 そのほかに質疑はございませんか。
小島委員。

○小島委員 1つだけ関連ですけれども、今、場所という話をしていましたけれども、都内のどこでやるという予定がありましたらお聞きしたいと思います。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 今、予定していますが、第一勧業信用組合と市と協定を締結しておりまして、その持っている建物の一部のスペースを無償で貸していただけると。

[「第一勧銀……」「新宿」と言う人あり]

○栗川農業振興係長 それを使ってやりたいというふうに考えております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 わかりました。

あと、関連ではないですけれども、農業経営基盤強化促進事業費、10件やるというんですけれども、どんな施設とか機械を導入するのをお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 今回の10経営体ですね、いろいろ人によって機械何台、複数を買ったりというのがありますので、例えばとある方は組み合わせはかりを2台というようなものであったり、トラクター、ロータリー、ウイングハロー、シュレッダー、レーザーレベラー、ホッパー、田植え機などを一括して購入される方もいます。そのほかには、ドローンをこちらの補助金で購入される方も

います。多いのはやはりトラクター、コンバイン等、大型の機械でございます。

そういった中で、10経営体というところがございます。

○小島委員 わかりました。

○星委員長 そのほかにございますか、よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○星委員長 次、討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分

科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○田代農務畜産課長 (認定第1号について説明。)

○星委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休憩にします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

—————◇—————

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 202ページで、畜産産業費負担金の中的那珂川あゆ街道推進協議会負担金ということなんですけれども、那珂川あゆ街道、今回新規でこれ加わったということだと思うんですけれども、今まで那須町、大田原、那珂川、那須烏山、茂木でやっていた事業だと思います。

長年加わっていなかったかと思うんですけれども、那須塩原市が加わったということで初年度でどのようなイベントだったり、どのような加わり方をして、どんな効果があったのかをお聞きしたいと思います。

○星委員長 係長。

○星野畜産振興係長 昨年度なんですけれども、大

田原市のなかがわ水遊園で従来からの那珂川大感謝祭というのをやっていたんですけれども、そこに参加しまして、那須塩原市というのを牛乳を無料提供という形ではあったんですけれども、そんな形で那須塩原市が街道に入ったということでほかの街道なんかもあるところに参加しておりますので、PRできたというふうに思っております。

また、キーワードラリー等にも那須塩原市の塩原温泉の宿泊券なんかも提供させていただきまして、スタンプラリーのほうで優勝された方にはそれが提供されたということでやらせていただきました。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 あゆ街道ということで、これで那須町から茂木までが多分つながったんだと、那須塩原市今まで入っていなかったの、そこつながってなかったんですよ。これにつながったということなんですけれども、那須塩原市的那珂川という部分では何かアピールすることというのはありますでしょうか。

○星委員長 係長。

○星野畜産振興係長 那珂川のほうで女性を対象にしたアユフィッシング大会等、黒磯駅前の平山釣具店さんが中心になりましてそんなイベントを開催されたりとか、そういった形でちょっと街道入ったという直接的なあれはなかったんですけれども、そういった形でそういったことも含めてPRしていきたいということで賛助会員さんではあるんですけれども、そんなことでPRしていただいたりとか那珂川の源流まで今回街道ということでつながりましたので、今後、あゆ街道という形で那須塩原市でもPRのほうを検討していければと思っております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 あゆ街道のホームページなんか見ると、

今、那須塩原市は観光協会とかのホームページの中に入っていないと思うんですけども、これはこれから入っていくという考え方でよろしいですよ。

○星委員長 係長。

○星野畜産振興係長 すみません、そのホームページというのは……

○森本委員 あゆ街道の。

○星野畜産振興係長 県のほうの……

○森本委員 那珂川あゆ街道のそうです、そこにも加わっていくという。

○星野畜産振興係長 黒磯観光協会さんと黒磯商工会さんともあゆ街道の会員になっていただいておりますので、入るように確認していきたいと思えます。

○森本委員 わかりました。よろしくお願ひします。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 19ページで、堆肥センターの処理手数料、前年より440万ほどふえたというようなことで需要が復活しているのかなという感じがしているんですけども、ふえた理由と、もう一つは現在どのぐらいの戸数の畜産農家がこの堆肥センターを活用しているのか、伺いたいと思えます。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 まず、手数料がふえたというところをごさいますして、こちら先ほどの説明の中でも搬入量の増加というところをごさいますして、トン数でいきますと約3,000トンほど処理量がふえたというところをごさいます。

こちらは今までの製造のラインの中で滞留していた部分、商品のほうです、最後のところがたまっていたので、これらの売却をすることで流れをスムーズにすることができたことによりまして、受け入れも増加ということでこちらの手数料がふえたという結果になったというところをごさいます。

す。

もう一つのご質問でございます。

今現在の利用戸数が19戸の登録がございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 今、内部でたまっていた、それをきれいに出したのでということですけども、これで今後まだまだ増加する可能性があるのか、それとももうマキシマムなのか、そこら辺の現状がどうなっているか、お伺ひしたいと思います。

○星委員長 所長。

○柳崎堆肥センター所長 現在、搬入量につきましては前年並みで搬入されてきております。この状態のほうが続くんじやないかなというふうには予想しているところでございます。

前の議会のときに、課長のほうから現在見直しをかけていますよというようなところがあるわけなんです、その間は通常どおりの受け入れ態勢で行きたいなというふうに思っております。

また、つけ加えさせていただきますが、スムーズな回転ができるようになったということと、プラスそれに伴いまして堆肥化する量をふやしたというところがあるんです。それによって受け入れを制限しなくて受け入れできるようになったということで、大体现在の稼働率が約60%弱ぐらいになっているのかなと。それによって大分改善されてきたという状況にあります。

ただ、現在、機械の調子がやはり老朽化というようなものに伴いまして、故障の度合いがちょっとふえてきているのかなというところございまして、受け入れ態勢は継続していきたいなというふうに思っておりますが、いつ機械が故障して受けられなくなるというような状況も想定されるという状況にもちょっとあるのかなというふう現場のほうでは考えております。

以上です。

○小島委員 了解しました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと今の説明の中で興味があったのは、入りと出の関係の出のほうかふえた。それは何千トンでしたか、何かかなりふえた気がするんですけども、その要因をちょっと説明いただけますか。

○星委員長 所長。

○柳崎堆肥センター所長 課長の先ほど答弁したように、できた販売堆肥がちょっと余りにも大量に余り過ぎちゃった、はけ切れなかったというような状況がありまして、どうしてもはけ切れないのですから投入もできない。堆肥を製造することもできないというような状況で搬入制限をかけさせていただいたという状況が続いたということも、もちろん機械の故障というのものもあるんですが。

それを解消するよということ、私どもでは製造した堆肥を袋詰めできる堆肥製造会社に販売したというようなことで、それを解消させていただいた。それからある程度スムーズに先ほど申し上げたように堆肥の堆肥化する量もふやした、またちょっと専門的になりますが、糞尿を乾燥させてそれを水分調整剤として再利用するというような方法をもっと乾燥剤の製造もふやしたというようなことで、多少なりスムーズな運営ができるようになってきたというような状況でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ここでうまくいったから今さら言いたくないんですけども、そういったことは経営運営する中で原因は何だかと調べれば、はけないからということとは割と明確だったんじゃないかなと思うんですけども、今こうやってできたので、いいことが具体的にできてきたんだと思うんですけども、そういうふうな発想してそういう改善されたきっかけみたいなものはあったんですか。

取り組みが変わったわけですね、受け入れてくれるところを探したとか、そういった経緯をちょっとご説明いただけますか。

○星委員長 所長。

○柳崎堆肥センター所長 正直アップアップになっちゃいまして、どこかそういうできた堆肥のはけ口といいますか、販売促進というような方法もあるわけなんですけど、各野菜農家、耕種農家等にもお願いしてもなかなかはけない状況が続いてきてたまったちゃったわけです。

もう一つ、この塩原堆肥センターの本来の目的が循環型ということで搬入した農家が堆肥化したものを持ち帰っていただくというようなことで、畑地還元なり畜舎に敷材として利用していただくということで循環させるというのが本来の方式なわけなんですけど、やはり搬入農家も全量持ち帰らないというんですか、それがどうしてもたまってきてしまったというような状況があったものから、どこかないかということで本庁のほうとも協議させていただいて、近所に堆肥製造をする企業があるというようなところで、できた堆肥、うちのほうは販売する堆肥でございますので、それを利用していただいて袋詰め、梱包する原料として購入していただくというようなことで協議のほうさせていただいたら、快く引き受けていただけるということで、これは臨時的な措置というふうに考えていたところなんですけど、そこをお願いして、まず臨時的にたまったものを使っただく、そのあいたスペースでうまく循環できるように現在になっているということでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 本来は本市で発生したものを本市の中で処分する目的でつくったものだけですけども、自分のところで処理できないので、たまってしまったということだと思えます。

今、受けてくれているところは多分そういうことだと本市じゃなくて、市外のほうへ梱包して販売するような事業者に卸しているということでしょうか、確認ですけれども。

○星委員長 所長。

○柳崎堆肥センター所長 販売先までは存じ上げないんですが、私どもの堆肥を袋詰めをしてホームセンターなりに販売しているというのは聞いております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それで結構うまくいくことはいいことだと思います。

もう一つ、市民に卸す値段または農家が持ち帰るときの単価と受け取ってくれる事業者さんに卸す値段は、違いがあるのかあたりをご説明いただきたい。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 一般市民の方に対しましては10キロ20円という価格で販売をしております。

ただ、先ほどの所長のほうで言いましたとおり、今回の措置があくまで臨時的、緊急的に今後のことを考えた上でそういった業者さんとも相談をさせていただいたというところで、今回の金額につきましてはその20円という金額ではなくて、10キロ5円というところで4分の1程度に減額をして、売却をしたというところでございます。こちらについてはもちろんのこと市長の了解もいただいた上で、そういった売却をさせていただきました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それ今初めて聞いたわけなんですけれども、金額のディスカウントは。

それはこの4,500万ぐらい、ここに市が出している補助金というか運営費、それに対してかけるんだけれども、販売の入り売った利益が減ったりするところのトータルで言うと、減らしたこと

によつての減収ではなかった、ふえているんですよ、結果的に今年度はふえたとか。それは来年度についても同じようなことは考えられるのかのどうかの予測。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 先ほど所長のほうでもあくまで臨時的にということ、今、継続的にそういった形でその業者さんに出しているということではないものですから、今後はどうかと言いますと、そういうことがないようにうまく循環をさせているということ。

基本的には先ほど言いました10キロ20円という形で市民への販売というのを大原則としておりますので、今後といたしましてはやはりスムーズに効率的に運営をしていきたいと、そして同じような滞留が起きないような形で行きたいというところでございますので、繰り返しになりますが、今後またそちらの業者さんに出す前提でやっているということはありません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 よくわかりました。臨時的対応だということで、そういう判断をしたということで、私は評価できる、いい意味でいいかなと思います。了解しました。

続いて、別な質問ですけれども、食肉センター、203ページ、ちょっとここから離れていたのが情報は余りなかったものですから、ちょっと基本的な話だったものですから、これは大田原にあった食肉センターを廃止して県の芳賀町で、あの当時言われていたのはすごく負担金がふえるだろうというところで私はとまっているんです、情報が。

これ見るとそんな金額でもないんですけれども、ちょっとお伺いしたいのは、補助金、全体利用している自治体が出している割合で那須塩原市の割合がどのぐらいで、那須塩原市はどれぐらい年間

利用、今しているのかなというあたりをお伺いできたらいいなと思うんですけども。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 私のほうからは、まず食肉センターの負担割合のほうを回答させていただきます。

こちらにつきましては、人口割で基本的に補助金を決めております。こちら県内全市町で人口割で算定しておりますので、那須塩原市は5.9%という負担割合でこの補助金のほうを算定しております。ですので、整備補助の合計金額は5億9,350万というのがトータルの金額でございます、そのうち那須塩原市はこの3カ年で3,520万円の負担というようなことになるわけでございます。

現在の頭数につきましては、係長のほうから回答をいたします。

○星委員長 係長。

○星野畜産振興係長 今の屠畜頭数等なんですけれども、すみません、屠畜の特別会計のほうが環境のほうで予算とっていまして、そちらで負担しております、こちらのほうで……

〔「データがないということ」と言う人あり〕

○星野畜産振興係長 はい。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと金額で負担金の話をしたんですけども、これが私が基本的に違っているかわからないんですが、原町に新設して稼働していると、そうするとあそこの施設全体は何百億、100億超えるぐらいの工事費だったんじゃないかと思うんですけども、そこに関してのものではなくて、運営の中のこれは負担金の話なんですか、この負担金というのは。工事費ではないですか。

○星委員長 係長。

○星野畜産振興係長 こちらは整備の工事費の負担になっておりまして、29、30、31の3カ年で国と県と市の補助と事業実施主体の負担金と合わせまして整備が行われている状況でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ここでどこまで聞けるかわかりませんが、全体の敷地とか建物工事費が総額で幾らでできていて、そのうち例えば国が幾ら補助、何割とか栃木県が何割で那須塩原市はそのうち何割ぐらいだったというところは聞いても大丈夫ですか。

○星委員長 係長。

○星野畜産振興係長 すみません、今年度で事業終了、来年度から稼働ということなんですけれども、国・県・市町の3カ年の合計が89億2,700万となっております、国が55億、県が28億3,200万、市町が先ほどのとおり5億9,300万、合計で89億が補助金で、事業実施主体が43億1,500万の負担です。

○鈴木委員 89億の中に国が55億出して、県が28億出して、市町村が5億、事業主体が43億、それ足したら89億超えませんか。

○星野畜産振興係長 補助の合計が国・県・市町の合計が89億2,000で、事業主体の負担が43億。

○鈴木委員 だから、全体の総事業費からスタートしてくれたらよかったです。そうすると、100億超えているんですね。

○星野畜産振興係長 全体が132億。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 金額はわかりました。

そうしたら、ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、まずは稼働前提として、今これは屠殺場として運営はしている、稼働しているのでしょうか。創業していると聞いたほうがいいか。

○星委員長 係長。

○星野畜産振興係長 今、栃木県内で稼働しておりますのが宇都宮と那須地区、大田原にありますその2つの屠畜場でございます、32年度から原町で今つくっております屠畜場ができましたら、県内で1カ所の屠畜場になるという。

○鈴木委員 わかりました。結構です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 197ページの農業振興地域整備計画管理費、ちょっと改めてお聞きをしたいんですが、農業振興地域整備促進協議会のメンバーを教えてください。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 農業振興地域整備促進協議会のメンバーということでございますが、農業関連団体ということで農業委員会、農業公社、あとは那須野農業協同組合、あとは各酪農組合、共済組合、あとは土地改良区、あとは農家代表ということで活力あるむらづくり推進委員さん、地区の黒磯、西那須塩原地区と認定農業者の会の代表、農業指導士会の代表、あとは学識経験者ということで県の職員のOBといったところで、合計21名。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、報酬が出ている9名と21名当然引き算すると12名が出ていないわけですが、こちらはどういうふうに分かれていますか。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 報酬なんですが、当然、出席者に出しているというところと、あとは那須塩原市農業委員会と農業公社、那須野農業協同組合というのは業務の一環で来ておられるということで、辞退の申し出がございまして、報酬をお支払いしていない委員さんもいらっしゃるという状況でございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 先ほど課長の説明の中に、今回計画の見直しがあったということなわけです。計画の見直しがあつて、実際に農振地域というもの自体は以前のものと同程度いいんでしょうけれども、面積としてはどうなっているんですか、現況を教えてください。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 農振地域なんですが、見直しの毎年12月末現在の国のほうに報告をしております、平成29年度の12月末現在が8,572.6haございまして、これが3.8ha減少いたしまして、平成30年12月末現在が8,568.8haという状況でございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ということは、その3.8haというのは農転がなされたという理解でいいわけですか。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 農転も当然なされたわけなんですが、農用地については事業目的があつてそういったものを審査して農用地から除く、その後に農転の手続があるという状況でございますので、当然、農用地から出たさっきの3.8haについては農地の転用もなされているという状況でございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 当然、農振はそこは農業を盛んにやりましようというところですから、そういう人たちの集まりなので、見直しをやるにしても一挙に農振地域解消ということは当然ないんだと思うんですが、ただ、現況今の那須塩原市を考えた場合に、その開発行為とそれから農業地域として守ろうという土地とその辺のバランスというのは非常に大切だと思うんです。

なぜ最初にメンバーを聞いたかというのは、こ

の人たち、農業を中心としている人たちの集まりの中で判断していくということ自体がひょっとすると少し片手落ちの部分があって、例えば生産者と消費者という両方がマッチングして、作物こうしたらいいんじゃないというようなことと同じように、この農振に関してもやはりある面では外してほしいという方々もいらっしゃるわけです。その辺のバランスをとるとということからいくと、このメンバー構成というのは多少考えてもいいような気はするんですが、そういった議論はこれまではなされてきましたか。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 これまでの中ではそういった議論は特段ございませんで、ただ、前提に立ってですが、吉成委員がおっしゃるようにもともとの法律が農業振興地域を定めて、その優良農地を保全していくというのが大前提の法律があって、ある意味、その例外に漏れてこの土地だったら大丈夫かなというところで除外の手続をしていただいて、農地以外の利活用を図ってもらうところがございますので、その原点に立つというところで今の現状のこのメンバーでやっているという状況がまず一つありまして、あとは、どういった場合に除外できるのかということ、栃木県の中で当然、市町村で差が出ないようにこの除外に当たってのルールというのは決まっております、そういった中では市街化というところについては、もうちょっと緩やかでもいいのかなというところはやはり議論としては出てきているところなんです、それは県の農政課のほうの考えですと、当然別の農業振興地域整備に関する法律以外に都市整備のほうの関係法令がございますので、それであれば市町村の判断で、例えば用途をかぶせるとかそういったところで検討をまずなされて、市として市街地を進める地区ということで計画なりとい

うことで、方向性が定めればその地域については当然その区画として、地域として農業振興地域から除くということも検討できるので、まずは全体の方向性を市の中でできたものからスタートということですよ。

なので、除外については、個別案件ごとにそのルールに基づいて実施されたいということで話を受けております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それ以上は質問みたくなくなってしまうので、了解しました。

続きまして、206ページ、環境保全型農業直接支払事業に関してなんです、これは結局その環境を守るということで、端的に言えば化学肥料を余り使わないようにしましよとか、それから農薬の成分なんかも抑えていきましょとかそういうことなわけですよ。それに対しての補助がなされるということなんです、取り組みの面積としては、課長の先ほどの説明ではふえてきていますよというお話がありました。

今とにかくGAPにしても何でも、そういった認定を受けましょという流れになってきているわけです。そうすると、この事業というのは本来もっと拡大していい事業のような気がするんです。それらについては、今回、実際には40団体というふうになっていますけれども、これまでの経緯からいくと、この40団体というのは大分ふえてきているということによろしいんですか。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 団体数でございますが、29年度が39団体で、30年度が40団体ということでそれほど大きく団体の数は近年ですとふえてはおりませんが、取り組み面積が増加をしてきているというような状況でございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ちなみに面積はどのぐらいふえてきたでしょうか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 平成28年が963ha、そして29年が1,107、そして30が1,153ということで、一応順調に右肩上がりです。ふえているというふうなことでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 この事業というのはどうやって知らせているんですか。

○星委員長 副主幹。

○薄井農業再生協議会副主幹 こちら事業のアピールですけども、市の農業関係の事業関係のチラシ、これをつくっております。これを年に2回、全農家相手に配布して、その中でこういうメニューもありますよということで周知しております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解です。

じゃ、もう一点、223ページ、商工費のほうの農観商工連携推進事業で、決算額としては決して大きな金額ではありませんけれども、那須塩原ブランドということですから、これは本市独自の事業自体が大きな事業だと思えます。

今回、パンフレット、ポスター作成されたということですが、すみません、私、見ていないんですけれども、好評だったでしょうか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 今回、パンフレット1万部、ポスター100部ということで作成をさせていただきました。皆様のお目にかかる機会がちょっと少ないということであれば、誠に申しわけございません。実を言いますと、市長からも、もうちょっと写真の撮り方向とかならないのかというような指摘も頂戴しているところでございます。

言いわけじみた話になってしまいますが、今回、

今年度からこちらの農観商工連携推進事業という事業が私ども農務畜産課のほうに移管されてまいりました。また、市長の公約の中にも、他業種連携というようなことの推進というものが入ってございます。私どもといたしましては、できれば市長の公約でこちらの農観商工連携推進事業、こちらのほうの活動を活発化した上で、例えば温泉ガストロノミーツーリズムであるとか、チーズフォンデュを初めとする乳製品のブランド化であるとか、もちろん那須塩原市ブランドの宣伝、周知活性化、そういったものも含めてこちらの事業で取り組んでいければと思っておりますので、30年度の決算はこういった状況でございますが、今年度からはもうちょっと別な視点で取り組んでいければというところでございます。

決算とちょっと違う話になってしまって申しわけございませんが、そんなようなところでございます。よろしく願いいたします。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 この那須塩原ブランドについては、山形副委員長も以前質問されておりました。

実際、今、認定されているのは23でいいんですか、これは23されていて、そのされている農家であったり事業者であったり、そこからはどんな声があって、この那須塩原ブランドのブランド化というのが事業としてかなり何ていうんですか、効果を生んでいるというそういったものというのはどういうふうに分けられているんですか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 もちろん好意的にこのブランドを活用していただいているというお話も、耳には届いています。この商品が那須塩原市のブランドなんだというところで販路が広がったというようなお話も聞く一方で、「太鼓判」というシールの不評のお話だとか、やはりどこで全部買えるの

かとかそういったいろいろな問題というものも実はこのブランドにはあるというのは承知しておりますので、今後少なくとももうちょっと改善も含めて検討できればと思っているところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それぞれ那須塩原とは限らず、幾つもの自治体がブランド化というのはやっておるでしょうから、そういった観点からいけば、やはりよそに負けないような差別化したブランド化というのは必要だと思います。ぜひ頑張ってくださいなと思います。

以上です。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 195ページで農業振興費20事業で、報償費で活力あるむらづくり推進謝礼ということで153人の方にこの謝礼をやっているということですけれども、実際にどんな目的で、今どんな活動しているのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 活力あるむらづくり推進委員さんの役割というか、どんな活動をしているかということなんですが、先ほど薄井のほうから市のほうの補助事業なり、あとは認定農業者の情報とかそういったものを今チラシを作成してまして、年に2回配布していると。そういったものを地域の農家さんにお配りいただく、農業の連絡委員さんのような形で地域の農業者の方に周知をいただくような役割を担っていただいたりですとか、あとは近年ゲリラ豪雨ということで黒磯地区は雨降っていないんですけども、西那須野の一部地区ではすごい雨が降ったとかそういった状況があれば、市のほうにご連絡をいただくようなことをお願いをしております、そういった役割を活力あるむらづくり推進委員さんのほうにはお願いをし

ております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 具体的には、例えばJAなんかでは生産組合の組合長という形で各集団ごとに1人ずつお願いしているわけですが、どんな方をこの推進委員にお願いしているのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 副主幹。

○薄井農業再生協議会副主幹 こちらむらづくり推進委員ですが、基本的に集落の代表をお願いをしております。そちら選出方法は、基本的に集落にお任せしている形になっております。

ちょっと黒磯のほうは微妙に違うらしいんですけども、西那須野のほうですと生産部長さんが兼任しているというふう聞いております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 何か今大体わかったんですけども、本人が活力あるむらづくり推進委員をやっているという意識はないんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺のどうするかとかそういうことをどういうふうにしているのかとか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○星委員長 係長。

○栗川農業振興係長 小島委員のおっしゃるとおり、ご本人が自覚されていないという状況があるということですが、活力あるむらづくり推進委員さんにつきましては、再生協議会の経営所得安定対策のほうの推進委員も兼ねて一緒にやっています。

どうしても転作のご案内だったりとかそういう業務というのが中心になっているので、そちらについては当然本人も自覚して、転作のときに地元を補助のご案内をいただいているという状況でございます、それ以外に活力あるむらづくり推進委員というのを兼務させていただいて、さっ

き言った情報提供とか情報の周知部分とかということをお願いをしております、毎年5月の初めに兼務という形で委任はしているところなので、役割等についてもその席で話はしているところなんです、もうちょっと相手の方にも伝わるように対応したいと思います。

○小島委員 結構です。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 ちょっと聞き忘れたことがあって、先ほどのあゆ街道のことなんですけれども、すみません、5万円なんですけれども、負担割合というのは他市町と一緒にですか。

○星委員長 係長。

○星野畜産振興係長 大田原市さん、茂木町さん、全て5万円で同じです。

○森本委員 わかりました。ありがとうございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 197ページの園芸作物振興事業の補助金のところで、園芸作物生産振興事業21件についてということで皆増というお話だったんですが、事業の具体的な代表的なところ、ご説明いただければと思います。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 園芸作物振興事業に関しましては去年、新設したものになるんですけれども、園芸作物を振興するために園芸作物に使う施設であったり機械であったり、消耗品を除くものを認定農業者さん等にかかったものに対しての2分の1の補助になります。上限が50万円ということになっております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、この補助金に対する歳入は、農業費補助金のどれがこの補助金に対する歳入というふうに考えればいいでしょうか。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 こちらに関しては那須塩原市単独の補助金になりますので、単費持ち出し100%になります。

○相馬委員 わかりました。ありがとうございます。

○星委員長 ほかにございますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 201ページの農業後継者育成事業ということで、私のイメージだと後継者を育成するための事業で、まだこれアメリカ合衆国に1年6カ月ということで行っているんですか。

去年はマレーシア、ジャカルタ、シンガポールに平成30年1月20日から1月25日5日間、ことしに限っては1年6カ月間ということでのこの事業の目的と内容、これで後継者の育成事業となるのか、その辺ちょっと具体的に教えていただけますか。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 目的としては、去年から1年間行っている方に関しては長期のものになるんですけれども、こちらに関しては国際化の進展化に対応し得るすぐれた担い手としての地域の発展に活躍できる、また青年人材の育成に資するということで、栃木県の農業公社のほうでやっているものに対して那須塩原市のほうでお金を出しているという形になります。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 委託料の10万8,000円の内訳は、これは旅費だけとかそういうふうなことでよろしいんですか。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 こちらに関しては、本人さんが払うべき金額に対して、栃木県の農業公社であったりというものが負担割合で払っている金額になります。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、この1年6カ月行っている間の向こうでのかかる経費は、自分持ちと
いうことでよろしいんですか。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 そのとおりです。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 その人が帰ってきて、後継者の育成につながるというふうな理解でよろしいんですか。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 おっしゃるとおりです。

○山形副委員長 わかりました。

○星委員長 そのほかはございますか。
よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したい
と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、
これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認

定すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。

そのほかとして委員の皆さんから何かございま
すか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (農業者の所得に関するデータについ
て)

以上です。

○星委員長 ここで議事進行を副委員長と交代いた
します。

(委員長、副委員長と交代)

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 (塩原堆肥センターの運営について)
執行部からは何かございますか。
課長。

○田代農務畜産課長 (食育・地産地消推進計画に
ついて)

○星委員長 そのほかはございますか。
〔発言する人なし〕

○星委員長 以上で農務畜産課の審査を終了いたし
ます。

お疲れさまでした。

委員会の途中ですが、ここで昼食のため休憩と
いたします。

午後1時より委員会を再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたし
ます。

—————◇—————

◎農林整備課の審査

○星委員長 ただいまから、農林整備課の審査に入ります。

農林整備課の皆さん、お疲れさまです。



◎議案第76号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 それでは、議案第76号 那須塩原市森林環境整備促進基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○吉澤農林整備課長 （議案第76号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

何かありますか。

相馬委員。

○相馬委員 23ページの第5条の繰りかえ運用の定めについて、現状どういうところを想定してこの繰りかえ運用の条を定めるのか、ご説明をお願いします。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 今のところ、繰りかえ運用については、課長から説明がありましたように、今年度は基金全額積み立てを予定しておりますので、今年度については繰りかえのほうは予定しておりません。来年度以降、事業をやるときに切り崩して、一般会計のほうに入れる、持ってくるという形を考えております。

以上です。

○星委員長 そのほかにございますか。

吉成委員。

○吉成委員 では、その上の4条です。ここでいうところの、基金の運用、そこで生じた収益及び基金を原資として、事業によって発生する収益と。この事業によって発生する収益というのは、具体的にどういうものを指すのでしょうか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 今回、事業内容を先ほど課長が説明したように、私有林の部分をこのお金を使って整備していく。間伐や伐採等をやっていくという形になりますので、その部分で、伐採とかした樹木を売り払いしたときに、そこで収益がもしかするとあるかもしれないということで、そのような形を想定しております。

以上です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、民地の森林ということになりますよね。そこで当然持ち主との関係というのがあるじゃないですか。そこはどういうふうな関係になるんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 まず、この事業のほうでつくった森林経営管理法という法律が事前に行きまして、その法律の中で、まず基本的には個人の山林は、所有者が責任を持って管理していかなければならないという形で決まりました。そうなんですけれども、所有者の中には自分ではなかなかできないところもあるというところで、その管理を市に委託しますという契約を市と結んだ形で、その中で、その収益等についても、どのような形で案分するかとか、決めてからやっていくということになりますので、全てが収入があるというわけではないですけれども、あるときにはありますし、ただ、個人の方にお返しするというときも想定されております。

以上です。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 2条です。基金として積み立てる金額、そして国から市に譲渡される譲与税の額に基づき一般会計予算としてと。額とありますけれども、国の額っていうんでしょうか、それと一般会計に入れる額で、基金額は幾らぐらいになったら運用されるんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 こちら、まず譲与税のほうの法律の28条の中で計算式がございまして、譲与税の額が決めます。各市町村の森林の面積、それから住んでいる住民の数によって、おの市の町村によって額が違うんですけれども、県のほうの試算では、私どもの市のほうでは、今年度は1,200万ほど譲与税いただけるという形で予定しておりますので、補正のほうでこちらのほうも計上させていただきます。

以上です。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 入ってくるまではわかりましたけれども、一般会計との関係として、最終額として基金はここまで積んで動くという、積立額の設けはあるのか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 積立額の目標といたしましては、基本的には、現年度に来るお金は現年度に使えて、収支をゼロにしていけば一番いいんですけれども、そういう形になかなか、歳出も全額伴わないところがありますので、入ってくる額の不用額分を基金に積み立てるといって形にしておりますので、限度額というのは想定はしておりません。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最初の説明のときに、ちょっとよく聞き取れなかったとか、わかっていなかったん

ですけれども、この23ページの第1条を読んでいくと、第34条第1項に規定する施策に要する経費ということなんですけれども、ここだと思っただけなんですけれども、この施策っていうところをもうちょっと具体的に、わかりやすくご説明いただけますか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 こちら、譲与税の法律の34条に規定されておりまして、基本的には森林の整備に関する施策、それから森林の整備を補う人材の育成及び確保、それから森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、その他森林整備の促進に関する施策というふうになっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ、基金をつくって財源に充てるということなんですけれども、こういうことが必要になっている現状、これは条例なんで、ちょっと違うんですけれども。そうすると、国の言っているのは、今は何が問題で、こういう法律を何に対して、何を改善するための法律、この法律の目的は、何を問題としてできているんですか。そこからこれが来ているんだと思うので。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 一番最初に課長のほうで説明しました全国的な問題として、林業の低迷、それから森林の所有者、山の所有者が、不明な所有者がいるということによって、森林の管理が適切にされていないのが全国的な問題であるというふうに捉えておりまして、その森林の整備をしていく中でお金が必要なので、国として譲与税をつくった。なおかつ林業をする方の人材育成をしていくために、そのお金を使っていくという形の趣旨でつくったのがもともになっているところだと思います。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。ちょっとぼやっとしたのがはっきりしました。

そうすると、これも確認という形になってしまうんですけども、これからこの条例によって基金という特別会計みたいなものができる。今現在はないんだけど、先ほど話があった約1,200万円ぐらいが入ってくるよと。それをプールしておいて、何か事業を計画して、小出しにしていくと。100%は使わないけれども、これを原資として、単年度じゃなくて、複数年度で運用をしていくと。そういうことをやっていきますよという条例ということで理解してよろしいですね。私だけわからなかったのかもしれませんが。それでよければ了解しました。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 第7条、この条例の定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、市長は別に定めることができるというふうになっておりまして、これは附則というふうに書いてありますが、現状で附則の内容等々はあるものなんでしょうか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 今のところ、第1条の中で使う施策のほうも法律の部分で書いてあるんですけども、森林の整備とか、ざっくりした部分しか法律で決まっていないものですから、実際にこの基金を運用して、市の中での森林整備等に使っていく部分のところを決めていくのに、この条項を設けたという形にしております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 附則の内容については、今後ということですね。了解しました。

○星委員長 そのほかございますか。

係長。

○伊藤林務係長 ちょっと訂正させてください。

相馬議員とのやりとりの中での、附則の部分に

ついてではなく、第7条の部分の別に定めるという部分で、今後やっていく施策の部分で決めていく部分という形を考えておりますので、附則の部分ではないです。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 ここに附則と書いてありますが、当然附則を何か定めるということになっている。

〔「附則でこれをいっている」と言う人あり〕

○星委員長 よろしいですか。

○相馬委員 わかりました。

○星委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第76号 那須塩原市森林環境整備促進基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第76号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第65号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 続きまして、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○吉澤農林整備課長（議案第65号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

吉成委員。

○吉成委員 では、先ほども基金条例がありましたが、この新規の森林環境整備促進に関する譲与税の件ですけれども、これはどういう積算になるのでしょうか。計算式というのはどういうふうにして、この1,201万9,000円になるんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 こちら、国のほうで、先ほどの法律の中での計算式がございまして、まず、もともとの計算式ですけれども、市内にある個人でお持ちの人工の森林面積、それから市内の林業就業者数、それから市内の人口、これがもとになって計算されていく形になっております。

その中で、県のほうから試算いただいた数字ですけれども、先ほどの私有林の人工林面積、こちらは3,785ha、それから市内の林業の就業者数は66名で、市内人口が11万7,146名、こちらが計数になってございまして、それで計算すると1,201万9,000円という形になっております。

以上です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今回の補正は、このような数値になるということわかりました。

今後については、我々が納めなくちゃいけないわけですよね。令和6年から住民税プラス1,000円ぐらいでしたか。それで納めていくということになるわけですよね。そうすると、那須塩原市はどのぐらいの税額になるんですか。ちょっとこれとは離れちゃうかもしれませんが。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 吉成議員のおっしゃるとおり、令和6年から1人当たり1,000円取りますという形になっております。市県民税と一緒に取られるという形になるものですから、私どもでちょっと試算していないものですから、入ってくる額は試算できるんですけども、申しわけございません。手元にないものですから。

○吉成委員 了解です。わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○星委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔発言する者なし〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、

これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○吉澤農林整備課長（認定第1号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 218ページ、下の段の林道整備事業、1501事業で、1,000万ほどの減額があった理由が請負費が減になったということなんですけれども、金額が大きいので、どういう形で減額となったのか、理由をご説明いただきたいと思います。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 こちらの工事は、林道の木の俣巻川線ののり面改良工事ということで、3カ年で10カ所ほどやっていくという形の工事をしておりま

して、昨年度は最終年度だったものですから、工事する箇所の延長とかが違っているものですから、前年度よりも工事内容が小さかったことよっての減額という形になります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、当初年度、前年度に対して延長が小さくなるのは、当然わかっていると思うんです。そうすると、予算もそういうふうに立てるんじゃないんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 予算額が下がったわけじゃなく、前年度の決算額との差が1,000万という形なものですから、当初予算との差ではないという形で、前年度の29年度の工事内容と違うんで、余ったわけではないです。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 まず、215ページの森林GISの端末機器106万9,200円。その内容説明をいただいでよろしいでしょうか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 こちら、新しくパソコンを購入したことによる費用になっております。農林整備課にありますデスクトップのパソコンと、それを使うためのソフト関係の購入になっております。

以上です。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 どのように使っているんでしょうか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 そちらの端末につきましては、森林GISといいまして、森林の所有者情報とか、その場所とか、そういう情報を市民の方からとか問い合わせがあった場合に使用していると。大もとのデータは、県からいただいたデータを毎年利用して、そちらを運用しているところでございます。

以上です。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、216ページ。元気の森づくり事業の中の委託料、この3つの委託料が減ったということですが、具体的に減になった状況をご説明いただきたいと思います。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 委託料の中の、大きく3つ項目がございますけれども、そのうちの2つの部分、管理業務委託という部分についてご説明させていただきます。

こちらは、県のほうから来る補助金を利用してやっている事業でございまして、基本的に5年間、その事業ができるという形になってきますので、毎年箇所が減っていくという形になってくるものですから、前年度に対して箇所が減っていくという形になります。

それから、一番下の里山林整備、こちらは新規で行う部分、5年間の1年目という形になってきますけれども、その部分が、昨年度は全体で8haほどやらせていただきました。前年度は16haほどあったものですから、面積が減ったことによって委託料が減っているという形になります。

以上です。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 216ページです。有害鳥獣対策費ということで委託料。鳥獣捕獲業務をどんなところに、誰に委託していて、ここの心配は委託料がかなり減ってきたということでございますけれども、減った理由等をお聞きしたいと思います。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 有害鳥獣対策費のほうの委託料関係になりますけれども、主なものは、猟友会への捕獲の業務委託、それから巡回等の業務委託という形になっております。

その中で、捕獲頭数に対しての報奨金というのをここから出しているものですから、その辺の減があれば、金額が減ってくるという形になってきます。全体的な前年度との比較260万ほど減になっている部分の主な原因は、委託料ではなく、補助金のほう、次のページになります。217ページの補助金、有害鳥獣被害対策事業のこちら協議会へ補助金を出している部分が、決算で162万ほどになっております。こちらが減ったことによるものが主な原因になっております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 この補助金を減らしたという理由というのは、具体的に減っても何か問題はないのか、そこら辺確認したいんですけれども。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 こちら、先ほど言った鳥獣被害対策協議会への補助金という形になってございまして、その協議会のほうで被害地区、被害を受けた農家の方々に、電気柵、防除柵のほうの補助を行っている事業がメインになってきます。こちら、申請があつて補助していく電気柵になってきますので、そちらの件数、延長が少なかったということによる減という形になっております。

以上です。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 216ページの松くい虫の、こういうふうに業務委託しての被害の状況とか、防除状況というのは、どう把握しているか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 こちら、松くい虫の防除でございますけれども、市有林とか、あとは個人の部分の松の木の枯れている木の伐倒といたしまして、切り倒す業務。それから鳥野目公園とか黒磯公園、あと観光園とかにあります元気な松を虫から守るための薬剤注入をする業務になっております。枯れ

ている木を倒すことにつきましては、私どもは森林組合と一緒に周りを見にいって、現地を確認して、枯れている木を毎年切っているという状況になっております。

以上です。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 被害に追いつかないのは、被害を防ぎつつあるのかという状況なんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 毎年こちらの事業をやらせていただいております。薬剤注入等もやっているところではありますが、毎年枯れている木が出てきているというのがあれば、追いついていないのが現状なのかというふうに見ているところです。

以上です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 206ページの多面的機能支払交付金事業、農地、水から名前を変えて、このような形で今やっていると思うんです。ここ数年の推移として、参加組織というのはどうなのでしょう。資源補助支払って、2つの種類が、ここでは長寿命化の部分と、それから一般的な水路の下刈りであったり、さまざまそういった作業だと思うんですが、これはどうなのでしょう。参加組織はほぼ横ばいなのか、そこをちょっと確認させてください。

○星委員長 課長補佐。

○村木農林整備課長補佐 26年から30年までの5カ年計画が49組織で、31年度からまた新しい5カ年計画が始まっているんですが、現在43組織に減になっております。その理由としては、やっぱり活動組織内のまとめがうまくいってなくて、そのまま継続することができなくなったという組織が多いです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃ、49組織で、最大の補助金をもら

っているところはどのぐらいで、一番少ないところどのぐらいになるんでしょうか。相当の差があると思うんですけども。

○星委員長 課長補佐。

○村木農林整備課長補佐 大きなところで600万ぐらいです。一番少ないところで20万行かないぐらいです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは、会計が非常に大変だと思うんです。監査も入ると思うんですが、問題点等はないんでしょうか。

○星委員長 課長補佐。

○村木農林整備課長補佐 年々、事務の手續とかがかなり難しくなっているんで、毎年国のほうで見直してはくれているんですけども、やっぱり組織の事務局をやっている人が高齢になると、パソコンもなかなかうまくいかないという、そういうところに結構問題が起きております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 あとは、生き物調査とか、そういった事業も入っていると思うんですが、要は非農家との関係というのもあると思うんです。非農家の人たちもかなり、事業としては、それぞれ49団体もありますから、全てはわからないと思いますけれども、入ってきてはいるんですか。

○星委員長 課長補佐。

○村木農林整備課長補佐 組織によっては、本当に農業者だけでやっているところもありますし、育成会とかと連携しているところなんかは、非農家の人も参加してくれる。組織によってです。

○吉成委員 はい、了解しました。

○星委員長 ほかにございますか。

相馬委員。

○相馬委員 214ページの地籍調査についてなんです、これ平成29年度と30年度、毎年平均してや

っているもんだという意識があったんですが、これだけ差が出る理由はわかりますか。

○星委員長 係長。

○須藤地籍調査係長 29年度については、平成28年度繰り越し分をいただいております。ですので、そういうのもあったかと思うんですが、29年度、実際使用した金額、28年度のコピーと合わせると3,795万2,242円なので、繰り越し分が入っていないのでこのような差になっております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、これに対する国とか県の負担金が1,890万ということで、約1,900万ぐらいということなんですが、これは、もうやった金額の割合で、国と県の負担金と同じ割合で負担が生じていると、そういう理解でいいでしょうか。

○星委員長 係長。

○須藤地籍調査係長 基本的には、そういった考え方がなります。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

○星委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決をいたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○星委員長 その他として、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔「特にないようです」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で農林整備課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

委員会の途中ですが、ここで10分間の休憩をとります。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎商工観光課の審査

○星委員長 ただいまから商工観光課の審査に入り

ます。

商工課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 商工観光課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○渡辺商工観光課長 （議案第65号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

○森本委員 自治体ポイントでのプレミアムポイントのマイナンバーなんですけれども、これはカードをつくるのが条件ということによろしいでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 まずはカードをつくるということです。カードをつくった方がそのマイナンバーの自治体ポイントを受けるための手続をするかしないかは、ご本人の意思というかですね。マイナンバーをつくってもこの制度に乗らない方はマイナンバーだけをつくるというところがございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 付与されて、全国民にマイナンバーはわたっていると思うんですけれども、それを写真が入ったカードをつくるということによろしいで

すね。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そのとおりです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 12ページの造成事業の特別会計繰出金の使用目的、これは何ですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 こちらこの後で特別会計のほう出てきますが、産業団地で今回、歳出で812万5,000円を計上するんですが、そのうち起債、借り入れの特定財源ですね。起債とか、あとは前年度繰越金に充てられるものは812万5,000円で充てて、それで足りないものを一般会計から繰り出すということで、足りない部分の341万5,000円ということになっています。

○鈴木委員 説明を受けたのかもしれないんですけども、足りないということ、これ仕組みなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 歳出の中で起債、借り入れ対象になるもの、ならないものがあるって、一般的に工事費用とか、工事に伴う設計委託料等が起債対象になるんです。そのかわり、事務的経費とか、旅費とか、あとはPR経費とか、そういうのが起債対象にならないんですね。それは一般財源で賄うために一般会計から特別会計に繰り出すということでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ補正ですけども、それはそうすると当初はそういうふうに予算は見えてなくて、今回そういうことを計画したので、対象外なので、ここで繰り出しをしたいということです、そうでございますよね。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね。今回、歳出で当

初見込んでいなかったものが出てきて、その中に起債対象になるものとならないものがあるので、ならないものについて繰り出しということになりますね。

○鈴木委員 いいです。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 同じページで実際ポイント事業費で委託料ということで220万円お願いしているんですけども、どこに委託して、例えば利用可能店舗数の募集ということでいくと、目標の店舗数みたいなものがあるのかどうか、お聞きしたい。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 こちら今当初はクーポン設置店で委託先は募集ですね、店舗の。今までプレミアム商品券とかの発行についても商工会と連携してやっています、その募集も商工会のほうにお願いしてやってもらっている部分があるので、これについても募集のほうは商工会と連携して委託する予定ではあります。その店舗数につきましても、プレミアム商品券をやっているの、なるべくそれに近づきたいなということで、商品券も多いときで600枚ぐらいあったんですけども、今ちょっと下がってきている部分があって、400とか500とか、目標は一応ありますが、そうするとそこまでは及んでいませんが。

○小島委員 了解しました。

○星委員長 ここで議事進行を副委員長と交代いたします。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員 先ほどの産業団地造成特別会計繰出金の件ですが、説明の中で事務的経費とかPR、またそれに追従する旅行費というところが当初見込んでいなかったの、一般会計から繰り出すという説明だったかと思いますが、PRというのはどこに出してどのようなPR活動をするということで

考えての補正として繰り出すのでしょうか。

○山形副委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 特別会計のほうじゃなくて今の説明でよろしい。

○星委員 今の説明の中で。

○山形副委員長 特別会計じゃないの。

○星委員 すみません。今の一般会計のほうから。

○渡辺商工観光課長 この先に説明しようと思っておりましたが、PRのための旅費ですね。あとは新聞とかに広告を載せたり、またパンフレットを作成したり、事務的経費が主なものになります。

○山形副委員長 委員長。

○星委員 パンフレットですとか、チラシ、そういったものをどれだけ、すみません。あと特別会計のほうで、失礼いたしました。

○山形副委員長 議事進行を委員長と交代します。

○星委員長 失礼いたしました。

ほかにございますか。

相馬委員。

○相馬委員 12ページの一番下の部分の県立博物館の日のイベントとそれから新規の温泉ガストロミューウォーキングモニターの委託料の委託先をまずお伺いします。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 現時点で委託先は決定していませんので、もちろんこの補正が通った後、発注する予定でおりますが、やはり内容としましては現地の現場の説明とかが主なものになるので、その辺の経験のある業者とかをイメージしております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 委託先が決定してなくて、88万円という予算、これはどういう算出の根拠なんでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 それは予算を要求する前に、事前の仮の見積もりをとったところがありまして、それで算出しました。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 もう一度、すみません。

この両方別々の事業だと思うんですが、両方も委託先は決定していないということでもよろしいですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 はい、両方とも決定していません。

○相馬委員 はい、わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第73号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 続きまして、議案第73号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○渡辺商工観光課長 （議案第73号について説明。）

○星委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、32ページの中の広告料ですが、広告は掲載する日にちか、回数は何回ぐらい掲載する予定なんですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 日刊工業新聞へのPR広告は、全部で3回予定しています。ただ、そのうち2回は、当初予算のほうで計上済みでございまして、49万5,000円は1回分でございまして、この時期としては12月中か1月ぐらいの見込みであります。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、当初予算で2回ということは、それはもう済んでいるということでもよろしいのでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 こちら自治体等のPRの時期が9月、3月というところで、9月の分は先日、9月13日付でPR広告が掲載になりまして、もう1回3月に予定されています。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 まだ5日しかたっていないですが、反

響はあったんでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 その新聞に対する反響は今のところはないですね。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 その下の土地購入費なんですけど、購入する面積を教えてください。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 面積につきましては、もともと当初では約40㎡ということで計上しておりました。その後、設計を進めていく中でトータル140㎡ほど買収が必要になったというところで差し引き約100㎡ですか、こちらの面積が増加になったので、この補正予算に対する面積は約100㎡になります。

○相馬委員 わかりました。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 今の日刊工業新聞記事というか、広告は見られますか。できれば見たいんですが。

〔「コピーして回してくれよ」と言う人あり〕

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 後日でよろしいでしょうか。

○星委員長 暫時休憩、進めていいですか。

続きまして、吉成委員。

○吉成委員 先ほどの相馬委員の質疑にあった隣接地の購入、設計の結果、140㎡ということになるわけですけども、それどうしてそういうふうに変更になったんでしょう。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 面積がふえた増加になった理由としましては、まず当初は県道から工業団地に入っていくところの隅切りの部分ですか、そこだけ見込んでいました。その後、設計を進めていく中で、進入道路と残りの周りの残地の間に高低差

が生じるということが出てきまして、高さが、その辺ののり面の部分ですか、その部分を買収するというところで増加になりました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 当然あの中、我々のぞいていないので、明確な土地の形というのはよくわかりませんが、進入道があって、がま石のトンネル工事をやった際には、そこに残土を持ってきていたわけですね。実際には残土を受ける、今回設置するところまでの距離はどのぐらいあれは見るんですか。進入路としてはどのぐらいあれはあるんですか。その進入路自体は当然市の土地ということになるんですよね。進入路に面しているところは全て民地、今回産業団地として造成される。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 進入路の入っていく両サイドはどちらも民地になっていまして、入っていく進入路の延長をして準備します。お願いします。

○星委員長 進めたいと思います。

鈴木委員。

○鈴木委員 今の設計が始まっているということなんですけれども、私もしかしたら仕事もらえれば私でもできそうなんですけれども、土地利用計画はどういうふうに考えているかというのは、表立って聞いていない、聞く機会もなかった気がするんですよ。

それについてはどういうことか、18町歩ぐらいでしたか、その土地に道路1本だけ通してどういうふうに分割するのか、4分割するのか、または今広告宣伝しているんですけれども、全体を1つで資生堂なんかみたいに本当は一括で1つの企業にお渡しして、そこは自分で使いたいようにプランニングしたほうが一番これはベストだろう。そうすると広告するに当たっては、さっきどういう形で広告宣伝しているのかなということも含めて

方針は今のところ聞いていない。どういうお客さんに対して売りたい、売ろうとしているのかというコンセプトも広告を出している、聞けばわかる。

それから、進入路に関しては道路幅が普通だと6mだと思うんですけども、工業団地だったら最低でも8m、場合によっては12mぐらいつけて、しかもメインの道路から看板も出したりよく見えるようにということで広くしてとかと、それじゃないと企業が喜ばないんじゃないかと思うんですよ。そういうコンセプトを我々にも明確にしてもらいながら進めていただきたいなというふうに思っているんですけども、そういったことをトータルして、これからの予定をご説明していただきたいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 図面のほうは別のものがあるんですけども、今工事のほうの設計の最終的な段階になっております。というのは、その前の時点までは、先ほど議員さんおっしゃられたように、1社が全部の購入できてもいいような形で進めてきました。それはやはり最終設計まで来てしまうと、今度例えば1社でなくなっちゃった場合、道路をこれから決めたりするのは間に合わないのと、とりあえず道路のほうは開発の協議進めながら、1区画地をくったまま全部来てもいいような形で進めてきましたが、この段階では最終的に18町歩あって、その中に道路をつくり、あとは調整池をつくり、周りの森林もつくりというところで工業地として使えるのが18haのうち約10.9haが企業用地として考えているところで、それを8区画に分けています。約1haか2haの間、1区画当たりは、8カ所割り振って計画をしております。

今後、それに基づいて積算をして、工事を行うんですけども、その中でまた一方、企業誘致のほうについてはその8区画をもちろんもとに、1

区画でもいいですし、2つ、3つの連続でもいいしということでこれから進めていきたい。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 企業も排水ができる分譲地と排水がほとんどできない倉庫とかそういった場合もあると思うんですけども、食品とかそういったものは排水が生じる、この場合の排水は熊川に放水の許可を取ってするように、工業排水は、どういうふうに考えて造成するんですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 排水のほうは雨水と汚水というのか、工業用水ですね。もちろん一定循環した後、熊川に排水するというので、それは協議しております。あと団地内の道路の幅ですね。12m。

〔「それは市道から接続して」と言う人あり〕

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 結局、つくらないうちに営業をかけているような状態で、工事が始まるまでは1つの大きな団地としてといたしますか、ニュートラな状態で進んでいるわけでございますけれども、市としてはせつかく補正で買ったんです、きっと県から、それで買ったというのは、私も一般質問で言いましたけれども、ぐらいは1年か2年か計画を立ててちゃんとどういうユーザーがいるのかというのを調べて、それから図面を書いて売っていくとか、やるべきだと私は思っているし、用途地域とか法的なこともきちんとやってからなのに、補正でやるということはこの時点でお客がいるのかなと想像するぐらいの買い方だったと思うんですよ。それが今こういう状態なんですけれども、なし崩しの感じがするんですけども、今後は本当に工業新聞による今回そういう予算をとっていますけれども、それに頼っていくのか。

予算をとるに当たってはもうちょっとどこかの

企業に対して予算をとって、そこに委託してきちんと希望を言って買っているのかとか、そういうことじゃないとこれ年2回だったのを3回にしてみますというような売り方では、これだけの予算を市が投じて、将来の人口減少を食い止めようとしてやっている中で、きちんと計画を練らないといけないような気がする。こうやって補正を出してくるとなし崩しになっちゃうじゃないですか。当初予算では出ていないものが出てきたり、そういうところを補正特例ということですけども、今どんなふうに営業方針ですね、どんなふうに考えているのかをちょっとお願いします。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 営業、PRのほうにつきましては、こちら補正で新聞広告を出すようなんですけども、以前から東京方面もありまして、もちろん栃木県、県の東京事務所とか、あとは東京とか県内の各金融機関を回ったり、あとは各種大手企業とかにお願いしまして、PRをかけているところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 なかなか難しいことやっているなどというのは理解していると思うんですけども、前の部長が言ったのは県の職員もここにいるんだと、だから県との連携はばっちりなんだと、私にしっかり言っていました。その担当職員はわかりませんが、そうすると情報がツーツーになっているはずなので、今の話の中にはなかなか県の話はなかったと思うんですけども、県の情報は必ず来ていると思うので、その辺とのやりとり、連携というのはしっかりとれているのでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね。県の職員との交流等も含めまして2年ほど前から職員の派遣をしまして、1人の方が2年で帰ったので、また

引き続き今年度から別の方が見えています。同じ県の産業政策課企業立地班でということですね。ところにこちらから市の職員も行っているものですから、そこら辺で連携をとっているところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 大変なことは重々ですけども、やり始めたので、結果が大事だと思うので、引き続きよろしくお願いします。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 先ほどの新聞を持ってきたので、回覧でよろしいですか。

〔「回覧で結構です」と言う人あり〕

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 先ほどのもう1点のご質問がございました県道から進入路までの延長というか、まず県道から団地の本当に入り口ですね。ここは90m、その先、県道から入り口を入れて、団地外の道路ですか、周回道路、では約220mということでございます。

○星委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、

これより採決いたします。

議案第73号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第73号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○渡辺商工観光課長 （認定第1号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたが、会議の途中ではございますが、ここで休憩に入らせていただきます。3時5分に開始いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。



○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 229ページの観光誘客促進事業費の2501事業の中で、インバウンド誘客事業台湾視察業務とありますけれども、これ成果をお聞きします。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 こちらは、インバウンド誘客台湾視察事業の金額で18万1,558円ということでございますが、こちらは昨年度の補正予算で計上させていただいて、当時、君島市長とか君島議長とかが行く予定でございましたが、市長さんの体調不良によりまして、実際に視察業務として台湾には行ってございません。

このかかった経費としては、ちょっと期間的にちょっとぎりぎりになってしまったという部分があって、どうしてもキャンセル料が。そのキャンセルしたんですが、そのやりとりの中で現地の旅行会社とか法人とかと連携をしながら、今、実際そこいろいろPRに向けて動いているところでございます。

それで、行ってはいないんですけれども、若干その現地の業者とはつながりができたなというところでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 これは、かわりに誰かということは考えはしなかったということですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 もともとこの行く理由としては、トップセールスという形で考えたものですから、やはりトップの方がちょっと体調不良になってしまったところで、その当時、やはり副市長とかも、副市長も日程的に合わなかった部分もありまして、結果的に中止となったところでござい

す。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ去年は行ってはいない、同じところですが、森本君と同じところですが、行ってはいないんですけれども、この事業はこの年だけではなくて、阿久津市長のころから動いている。すみません、誘客促進事業は、今年度だけではないですよ、前年度もやっていますよね。なので、この効果、別に単純に台湾とかそっちのほうからどれぐらい呼び寄せているのかということですよ、効果としては。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 実際、インバウンド事業につきましては、例年は観光局の補助金がついている事業の中でインバウンド事業をやっていて、特に今ですと上海と事務調整しながら進めてきまして、今年度につきましては、市長さんとか議長さんも行くというところで、局の補助金じゃなくてこちらの一般会計のほうに計上して進めたというところでございます。

台湾については、やはりこちら、市のスタンスとしては、やはりF Iという個人旅行者ですか、やはり塩原というのは中小規模の旅館が多いので、団体受け入れについては、というよりは、やはり個人旅行者についていろいろ向こうの旅行社とか連携をお願いしているところがございます、実際に連携してあっちから何人来たのか、そういう統計はとっていないんですけれども、年間の外国人の方が、ここ数年、人数を見てみるとということでは、若干効果があったということは考えておるところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 29年度、1億2,800万円何がしですよ、30年度、今の決算が1億円使っておりますよね。これの検証は、じゃどういった形かわからな

いけれども、団体は来ないというのは聞いていたんですけれども、市として出資して、お金を出して、やっぱりどういった形で成果であるのかないのか判断していかないといけないんじゃないかと思うんですけれども、そうじゃないとまた次年度も同じようにこのお金使って、効果が上がったかどうかかわからないまま出していくことになってしまうんですが、何もこれについては、どういう効果あったかは今の話で、調査等はしていない状態ですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 今のお話は、インバウンドというよりは観光事業全体のお話でよろしいでしょうか。1億とかに関しては。

○鈴木委員 そうですね。いいです、そうです、そのまま。全体に関してどういう効果がもたらされたかということでお伺いします。

○渡辺商工観光課長 今、誘客については、首都圏中心にPR等を行っているところでございまして、その効果としましては、特にポイントポイントで押さえていないんですけれども、年間トータルの各施設の宿泊客数とか入り込み数とかというのは年間トータルで出していまして、毎年毎年大きな動きはないんですけれども、施設数がやはり年々減ってきている状態は、やはり旅館が閉鎖になったり、はあります。

そんな中でも、旅館の減り以上には宿泊客も減っていないので、1施設当たりの宿泊者数、その辺は減っていないということと、あとはこちら入り込み数も同じように、大きくは動いてはいないんですけれども減っていないというところで、県内等と比較しても、県内、特に宿泊者数が減っている状況の中で、那須塩原市は若干、0.何%ですけれどもふえているというところがあるので、その辺、効果がございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これをやめたら急に減るということもないとは思いますが、このこれだけのことで判断しにくいところですよ。効果がないわけではないというふうに見ているということで理解します。

以上です。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 40ページの中小企業に対する融資の1億1,000で、これ何倍かを出しているんですよ。これ利用された方の反応というか、高額のものだとか、その辺。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 この中小企業の融資預託金11億円、市からいったん出していて、これ4倍なのでトータル44億円、今、原資があります。年間ですと多分40億のうち二十七、八億ぐらいが多分融資している金額になりますので、まだ余裕というか、10億以上の余裕はあります。

中小企業についても、やはりここ数年、若干借り入れもふえてきているのがあって、あとは市のほうでもその借り入れの利率のほうをちょっと見直して、借りやすく低めに抑えたりしておりますので、ことしは若干増えてきている状態がございます。

○星委員長 ほかにございますか。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、222ページの一番下から223ページの上の段にかけてなんです、陸砂利砕石監視費ということで、すみません、まずこの事業の目的、それからその砂利監視員という方の2名の方のこういった資格の方、それから監視日数の最後の240日というもの、どういう形でこの日数が出てくるのかご説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 この陸砂利の、このもともと砂利の砕石の認可業務ということについては、栃木県が今、一切行っています。この業務については権利移譲が可能な業務で、県内では1市、栃木市が、実際栃木市でそういう認可のほうの業務を行っておりますが、この那須塩原市は県が行っている、市としては、実際その書類のやりとり、受け付けとか伺っているだけであります。

実際、その今度は砕石監視費というところで、やはりこの場所、河川敷とかが多い、あとは砂利が出るところが多いので、余分にとったり、あとは逆に変なものを投棄したりというもの、それを監視するというところで、そのような業務内容でございまして、この方たち2名いるんですけども、実際に行っているというのは月10日です。2名が交代したりしながら各箇所を回ってまして、トータルで年間1人120日、2人いるので240日ということです。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、この監視員の方は単独行動をされる、2人で常に回っているということではなくて単独行動でやっているということでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 1人で何カ所か割り当ての部分を回っています。

○星委員長 ほかにございますか。

吉成委員。

○吉成委員 ちょっと細かいようなんですけれども、221ページの商店街振興支援事業費、3001事業です。これの委託料なんです、中心市街地における農官商工連携活性化事業で云々ということ、これはアンテナショップとかですか、ちょっとどういう状況だったかを教えてください。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 この農官商工連携の活性化事業の347万ついているんですけども、こちらは黒磯駅前にあるアンテナショップのカワツタ家、こちらは一応商工会のほうに委託をする形で、商工会が人件費として2名の職員に対して支払っているというつながりになってまして、そのカワツタ家も、交流センターのオープンとともに今、廃止になっております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 こういう事業というのは、やったことによって、どういった結果が得られたとか、そういったところまでの、何というんですか、その後の状況というのは分析されているんでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 こちらは、委託料として商工会に出しているわけですけども、商工会のほうも、数値的な分析等はまだしていないんですが、各種駅前のイベント事業とかに一応かかわっていただいている中で、あとはもちろん中心市街地のPRとか、あとは皆さんが集まっているんな出し物をしたりというところで、やはり市民の方のもちろん憩いの場でもあるし、あとは駅前の活性化にもつながっているというところの話はいただいております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 市単独補助金に関しては今、見直しの最中ですから、さまざまな多分議論がされているんだと思うので、それは今後の結果を我々もどういうふうな結果になるかは見ていきたいと思えます。

それでは、224ページの企業誘致事業費のほうの企業立地促進奨励金というのがあるわけですね。それが新たにつくられました。

ここでは、残念ながら決算としては出てきてお

りませんが、当初、30年度の予算の中では予算化されていたわけですね。使われなかったという、単純にそういうことだとは思いますが、それらについてのちょっと結果というか、それをお聞かせ願います。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 まず、企業立地促進奨励金については、その条例、平成29年度から施行、新しくなりまして、その29年度中に大きくいえば3業者のほうで申請をされて、それに対して立地審議会というのがございまして、それに対して指定というのを行っております。

指定を行うと、その企業がやはりその市民の雇用を1年間するとか、あと固定資産税を払うとか、あれですね、土地とか建物とかを買った後、全部かかって払ったと、条件がそろわないと奨励金としてならないので、条件そろって初めて交付申請、交付決定、支払いとなって、30年度中はまだその企業がまだこの雇用の1年間とかの条件を満たさなかったものですから、30年度では支払いなかったというところで、今年度、そのうちの1社、2社、多分申請してくるのかなというところで、ちょっと指定の時期と実際の決定、支払う時期がタイムラグがあって、まだ支出に至っていないというところですね。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、3件分で120万の予算化がされていたわけですね、申請は3件あったと。それで至らなかったということですので、今年度、令和元年度の決算に関しては多分出てくるという理解でいいわけですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 その時期にもよりますが、令和元年、遅ければ2年度のうちに必ず2件か1件か、多ければ3件が出てくるわけですね。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それはどのくらいの規模の企業なんですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 金額じゃなくて企業ということですか。

○吉成委員 そうですね、例えば従業員であったり。

○渡辺商工観光課長 具体的にちょっとお話ししますと、1件は東那須野にあるローマイヤさんですか、その増設をしたり、もう1件増設をした部分で、西那須野地区にある、お店でいうとABCミートということですか。あとは、もう1件は国際医療福祉大学病院の関連施設です。ホテルとか、あとは周りも含めてという。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 わかりました。了解です。

222ページ、商工イベント支援事業なんですけど、これは関係者もいるので言いにくいんですけども、前から思っていますけれども、答えられたらお願いしたいと思うんですが、補助金があります、幾つか。その中に、盆踊り大会事業、那須塩原市盆踊り事業とあります。さまざまところで盆踊りというのは開催をされています。私の住む地域であれば、東那須野地区盆踊り大会、それから各コミュニティーでもそれぞれやっておるわけです。

それと、この那須塩原市のネーミングがどうなのかという、そういう議論というのはないんでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね、実際、開催している側がネーミングをつけているので、ちょっと何とも言えないと思うんですが、議員さん申されるのとの、ですのではほかの地区もやっているという意味では、確かにそこだけ那須塩原市じゃないので、ただ那須塩原市商工会がやっているか

らというところでこの名前になっているんだとは思いますが、そこまでのちょっとまだ精査まではできておりません。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 隣のまちなか交流センターの指定管理者制度導入を見据えた地元団体勉強会、42万1,200円と、どのような勉強会だったか教えてくださいいただけますか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 このまず勉強会については、この交流センターが将来、指定管理者を導入するというので、現在は市の直営であります、このまちなか交流センターの管理運営方針というのをつくりまして、その中で数年のうちに、なるべく早期に指定管理に移行したいと。

その中でも、やはり地元団体のほうが一応その指定管理も見据えた、導入しようというところをうたっているところで、まずその指定管理とは何でしょうということ、その地元の団体さんのほうに向けてまずそれを知ってもらうというところで、そのお勉強をするというところで、その専門の方にもお願いをして勉強会のほうを4回開催しました。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 その下にありますが、見据えた地元団体法人化支援ということが書いてあります、29万1,600円。これによって法人化になったのかどうかということも教えてくださいませんか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね、その駅前、駅前活性化委員会になりますが、もちろん指定管理を受けるためには法人化になっていないということがあったので、当初、勉強会の段階ではまだ先が見えないのもあったので、それが終わってからどうするか決めようというところで、一応その話

を、勉強会をして、じゃ法人化しましょうという流れになって、年度、実際、法人化になったのは今年度になってからです。5月ごろになったと思います。一般社団法人。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 229ページで、塩原温泉活性化事業ということで塩原温泉活性化推進協議会に補助金を出していますけれども、具体的に活性化推進協議会がどんな事業をやっていることに対して補助金を出しているのか、この辺お伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 この活性化事業の、やはり大きなところでいいますと、那須塩原の地区につり橋とか、あと温泉街とか花を植栽するその植栽事業、あとは大きなところでは、うまいもんプロジェクトというような組織がありまして、大根とかカブとか使ったいろんな料理とか、あとはその時期によってはPRとか行っている事業が一番メインで、あとは温泉街の各地区に対して、ちょっと地区ごとの事業なりイベントをやってもらっているというところで238万となっています。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 私もちょうとハナモモの植栽を見ているんですけども、どうも非常に生育が悪いという話をお聞きしているんですけども、そこに対して何か解決策みたいなものを考えているのかどうかもお聞きしたいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 それはそうですね、こちらの花の植栽をしているのはこの活性化協議会だけじゃなくて、観光協会とかもいろいろやったりして、例えば植栽するのに、少しちょっと別の場所で大きくなってから植えたほうがいいよとかそういう話も、そのほうが枯れにくいとかいう話もあるので、その辺やはり違う地区でも導入し

たり、その辺は協議会とか組織ごとに多分検討されていると思います。

○小島委員 ハナモモというのはやっぱり難しい樹種で、桃なんです、やっぱり。それなので、種とかそういう苗木によっても大分生育が違ってくるという性質があるので、そういう面ではちょっと専門家にもうちょっと指導を受けたほうがいいんじゃないかなと私はいつも思っているんですけども、これはあれです、話だけですけれども。

以上です。

○星委員長 ほかにございますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 その前のページの那須山岳遭難防止対策費、これは市のほうの協議会に60万、近隣の町や市は負担するのか、那須塩原市だけなのか、ちょっとその辺を教えてください。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 この組織を、実際、事務局は那須町さんがやっています、自治体的にも那須町と那須塩原市です。また、その中に、あとは警察署、消防署、あとは各山岳等に関する、山の専門家の方の団体が入っています、自治体として出しているのは那須塩原と那須町だけなので、負担金はその2つだけです。自治体では。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 この負担金の割合というのは、那須町と見て、こういうふうになんと人口の割合とか面積の割合とかというふうなもので算出されているとか、那須町の金額はどうかというのと、この60万適正なのかと、その辺はわかりませんか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 いまちょっとすぐに那須町の金額がわからないんですけども、人口とかそういう割合では多分割っていないくて、多分同額かち

よっと那須町のほうが多いんじゃないかと思えます。

○山形副委員長 わかりました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 190ページの下段の勤労青少年ホーム費についてなんですけれども、ちょっと自分がこれにかかわったことが一切ないのでわからないんですけれども、この事業内容と、それからここに表があるので、これ利用者の関係が出ているんだと思うんですけれども、その利用の推移みたいなところと、あたりをご説明いただけますか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 勤労青少年ホームの事業というところで、191ページの事業です、各講座の表が載っていますが、こちらは、もちろん勤労青少年というところで、一応年齢上限、40歳ぐらいのところ。ただ、講座の定員があつて、それに満たない場合は年齢ちょっと超えても受け付けはしていましたが、各講座、講師の先生とかお願いして、日程等を調整しながらこの事業を行ってきたというところでございます。

若干、年によっては講座の内容も若干変わってはきてまいりました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 利用者数の、何というんですか、経年の動きなんていうのはわかりますか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 ちょっとここに載っているは30年度だけですが、29年度と比べると、若干30年度のほうが減っています。

ただ、それも減ったとはいうものの、やっぱり各講座の定員数が29年度はちょっと多い、定員が多い事業が多かったりすると、一概に減ったといっても何ともそこは言えないところでございまして、実際来ている方としては何度も来ている部分

もあるし、大田原市とかもあるんですけども、それなりには来ているのかなと思っています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ場所は、私が思っているのは黒磯の体育館のあの脇のだったのかと思うんです。そこで維持修繕とかこうやって今までやってきたと思うんですけれども、来年度はここはどうなるのでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 ホームのほうも、やはり交流センター、駅前の、の開館に伴ってもう廃止になっていまして、実際その講座のほうも、その講座事業のほう交流センターのほうに今、移行しています。というところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 くるるのほうに多分移動するということなので、これは勤労青年のそういう、何というんですか、社会の活動の場として活動されてきた最後の年であったということの決算ということですね。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね。勤労青少年ホームでやったのは、先ほど言った40歳ぐらいなんですけれども、今後、くるるでやる講座は年齢制限を設けなくて幅広く受け付ける予定です。予定というかも今やっています。

○鈴木委員 知らなかったのをちょっと聞いてみました。

○星委員長 ここで、議事進行を副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 230ページの7款2項3目観光施設管理費1001事業、観光施設管理運営費についてお聞きしたいんですが、委託料として国有林野貸付申

請添付図書作成業務243万円とあります。これは、当初予算は500万円でしたが、これが約半額ぐらいになっているその理由を教えてください。

○山形副委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 これは、そうですね、当初予算から減額されているというところ、実際の金額のところですか。

これは本当に、市のほうの請求額というかは当初予算どおり出しましたが、実際の印刷の段階でその業者さんが入れた札が安かったというところなので、結果だということですか。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 そうしますと、31年度の予算に新規で同じ内容でさらにまた730万、これが計上されています。入札が243万円と今回、少ない金額でということでしたが、同じ内容でやっていくのか、それともそもそもこの作成業務に関してはどのような規模で計上してここで30年度、31年と新規で同じ内容で上がっているのか、そのあたり詳しく教えていただきたいんですけども。

○山形副委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 この国有林貸付申請図書作成業務というのは、実際、今まで国のほう、塩那森林管理署というか、そちらと貸付業務の、こちらが借りるんですけども、行っている中で、過去の古いものは、図面とかがそろっていないまま、例えば登記簿だけで何平米で契約していたりしていたところがあります。

実際どこまで使っているのか、どこまで借りているのかというのを、ここの去年とことしとかその契約の更新の時期に来ていまして、更新に際して正確にちゃんと測量をして図面をつくって、面積を出して今度契約しましょうねという話になって、国のほうから言われていまして、実際その金額が違うのも、借りている面積とかも違う関係、

測量の面積もやはり大きいほうが金額のほうも大きくなっちゃうので、やはり今年度のほうはやはりその測量の面積が若干去年より多いので、700万とかいう数字になっているということですか。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 委託料として、今聞いたのは、設計、測量の管理委託なので、賃借料ではないんですよね。なので、測量とその設計という内容についてお聞きしたいんですけども。

○山形副委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 その面積とかを出すのも、測量するのに、その土地の面積が大きいほうが測量費がかかるんです、たくさん。ので、やはり昨年度の面積より今年度の面積が大きいので、やはり予算額が違うということですか。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 そうしますと、この設計、測量は30年と31年とありますが、これは期間はどのくらいの期間で終わる予定なんですか。

○山形副委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 30年度の例で申しますと、30年度は工期では2カ月でした。期間。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 となると、同じ、またその、またここは予算になってしまう。

続けて、30年は2カ月間、工期が2カ月間で測量をやりました。31年度もまた同じくらいの期間、2カ月かけてやる予定なので700万円予算を立てました。それで、まだもうこれで終わりということでしょうか。

○山形副委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 場所とか契約している更新時期によって出てくるので、令和元年度はそれで終わりですけども、今後その更新が来たときに、また国のほうから指示があると出る可能性はあり

ます。

去年は2カ月だったんですが、やはり多少面積が広がると、若干工期も伸びる可能性があるのです。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 わかりました。

それと、同じ項目ですが、工事請負費の中で、市営板室駐車場公衆トイレ洋式化工事59万4,000円とあります。これ予算が200万円出ておりましたが、この当初の、30年度の予算の委員会の中では、説明の中で、板室駐車場公衆トイレのほかに板室園地駐車場の公衆トイレと、あとは乙女の滝の駐車場の工事があるということで200万円の予算を立てていたにも関わらず、今回、板室駐車場の公衆トイレの洋式化工事59万4,000円しか出ていないというか執行されていない理由をお聞かせください。

○山形副委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そのページの上の段に、深山ダム園地のトイレとありまして、これ合計で百八十何万になって、200万円の中でその2カ所をやったということです。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 すみません。じゃ、この2つのトイレは洋式化という項目には入らずに、ただトイレ改修工事ということになったということによろしいですか。

○山形副委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 深山ダムのほうは、洋式トイレよりはトイレ、あとはトイレの周りのドアとか施設の改修ということになりまして、板室駐車場のほうは和式と洋式のほうあったんですけども、1つずつ洋式にしたということです。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 すみません、あともう1点なんです、

その下にあります沼ッ原園地施設改修工事、こちらのほうも執行額といたしましては190万円になっておりますが、予算が508万3,000円だったんです。これが、やはり予算に対して執行額が少ない理由をお聞かせください。

○山形副委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 ご説明ちょっともれていました、ごめんなさい。

ここ、トータルで結果的に契約額は518万4,000円になっています。実際、昨年度ここの工事を発注した後、ちょっと期間的というのがありますし、ちょっと冬場の時期も挟んでしまったというのありまして、令和元年まで繰り越しをしました。この前払い金として190万円、30年度に支払ったと。残りは今年度、支払いになります。

○山形副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○星委員長 そのほかに質疑はありますか。

小島委員。

○小島委員 233ページ、委託、板室自然遊園センター管理運営費と出ていますけれども、この延べ人数というのはここ数年でふえているのか減っているのかということと、延べ人数をふやすために何か努力していることがありましたら教えてください。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 まず、人数のほうは、ここに載っているのが7,778人ですか、年間。こちらは29年度は7,184名でして、その前が6,000台、その前が5,000台というところで、結構人数は増えてきています。

もちろん指定管理に入っている業者もありますが、それに加えて地元の、板室地区のやっぱり観光協会とか旅館組合等のいろいろイベント等に、

ここを起点にして最近やり始まったというのもありまして、人数がふえているというかなという感がありました。

○星委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第9号の説明、質疑、討論、

採決

○星委員長 続きまして、認定第9号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま

す。

課長。

○渡辺商工観光課長 (認定第9号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど土地の計画を見せていただいていますけれども、ちょっと購入面積が18haで販売面積が10ha、減っていましたよね。じゃ、面積を教えてください。販売面積トータルで。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 購入面積が約18haというところで、実際これを企業様にお売りするのは、その18haのうち道路の部分とか周りの森林とか調整池とかを除いて約10.9haです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、単価でいうと、平米で話したほうがいいかなと思うんですけれども、買い受けの単価が、買い入れと売値の単価を2つ。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 まず、買ったのが1億8,900万というところで、それを18で割ると約1,000円ちょっと。それで、実際お売りするのは、今、確定はしていないんですけれども、試算をして出しているのが1平米9,100円でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その1平米9,100円の中には、要はこの一般会計の繰入金、それからトータル全てかかった経費、想定しているのは造成費とか全て、広告宣伝費、全部トータルして9,100円で売ったときに、購入に対する利益というのは幾らぐらい、計算は細かくしていけば、教えてもらえば計算、当然自分でできるんですけれども、細かいことを聞くのはやめて、順調に売れたときは利益がどれ

くらい。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 その例えば9,100円で売った場合にですけれども、実際の市として収益を出す事業ではないので、プラマイゼロか、もしくは若干赤字になるかもしれません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、今のは10.9haに単価を掛けて売った金額には、造成費から広告宣伝費、いろんな経費、測量費とかも全部入れて、企業ではないので売り上げがプラマイゼロぐらいで順調に行けば進むだろうという試算のもとに今、運用しているというふうに数字的にはなっていると。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね、今お話しされたように、10.9haに単純に9,100円を掛ければ約10億と出てくるわけですが、その実際かかる経費が、工事費とか委託料とか、まだ工事全部終わっていないので、足し算すると10億かちょっと超えるかなと試算をしているところなので、収益は出ないというところ。

○鈴木委員 了解しました。大丈夫です、それだけ聞けたら。

○星委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 先ほどの新聞広告なんですけど、昨年度1回やっているということについての反響はどうだったのか、再度伺います。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 これはもちろん新聞もありますし、先ほども申しあげたように栃木県の商工課と連携した中で、新聞を見たというところで電話等で質問というか聞き取りになったところはございません。

まだ実際に決定した企業はないので、それがど

うだかというのはちょっとわからないですけども、興味を持っていただいて、電話等の連絡が来たところは数社あります。

○相馬委員 わかりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑がないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第9号 平成30年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○星委員長 その他として、委員の皆さんから何か

ございますか。

森本委員。

○森本委員（勤労青少年ホームの講座について）

○星委員長 ここで、議事進行を副委員長と交代いたします。

（委員長、副委員長と交代）

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長（那須高林産業団地について）○山形副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代します。

（副委員長、委員長と交代）

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長（まちなか交流センターの利用状況について）

○星委員長 執行部から何かございますか。執行部から何かないですか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で商工観光課の審査を終了いたします。

ここで、産業観光部の今定例会における審査は終了となりますが、産業観光部全体として何かございますか。

部長。

○小出産業観光部長 長時間にわたり慎重な審議、大変ありがとうございました。

今年度もまだあと半分あります。よろしくどうぞお願いいたします。

ありがとうございます。

○星委員長 以上をもちまして産業観光部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため休憩といたします。

そのまま暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時10分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎農業委員会事務局の審査

○星委員長 ただいまから農業委員会事務局の審査に入ります。

農業委員会事務局の皆さん、お疲れさまです。初めに、事務局長からご挨拶をお願いします。事務局長。

○久留生農業委員会事務局長（挨拶）

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 農業委員会事務局については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いします。事務局長。

○久留生農業委員会事務局長（認定第1号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

吉成委員。

○吉成委員 193ページ、今、冒頭の事務局長の挨拶

撈の中で、制度自体、平成29年7月から大きく変わったわけですね、たしか。それによって、委員の報酬が変わったということになるわけですが、ここでお聞きしたいのは、委員報酬の中の一番下ですね、実績給とありますけれども、この実績給の積算というのはどうやって出されているのかお聞かせ願いたいと思います。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 実績給ですけれども、こちらの県全体での配分の中での活動記録簿というのがございまして、その活動記録簿は県全体の25市町出ます。その活動記録簿の実際どんな活動をしたかというものの中で、各市町村と案分した結果が実績給という形で追加で交付になるものがございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、県全体、栃木県25市町あるわけですが、県全体としては、交付金、今の説明だと交付金ということになりますよね。交付金というのは幾らぐらいになるんですか。

単純に考えて、全体があって、そのうち実績がこれだけなので、ここに関しては、そのうちの5%、那須塩原市に交付しますよみたいな、そういうものではないんですか。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 すみません、ちょっと詳細、パーセントではなかったと思うんですけども、具体的な計算方法は、ちょっとすみません、わかりませんが、この平成30年度の交付金として、1年間通じて413万8,000円。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、農業委員、そして農地利用最適化推進委員に対して、これは均等に案分されるということですか。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 はい、そうです。人数割でございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 わかりました。

一番下の、これは毎回問題というか、質疑が出るんでしょうけれども、農地法の3条、4条、5条関係で、それぞれ実績が載っていますが、前年度のデータを見せていただいた中では、4条以外はふえてきていると思うんですね。それらの理由をお聞かせ願いたいと思います。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 前年と比較すると、そういう形にも見えるんですけども、今までの状況、5カ年とかそのくらい見ますと、大きな傾向というのはちょっとうかがえなくて、ただ、若干あるのが、農振農用地、農務サイドの農振関係の見直しの時期に若干多く出たりとか、前にですね、そういった傾向はうかがえます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 先ほど農務畜産のほうの決算の際に、農振に関して言うと、今回の見直しに関しては3.5haが対象になったという話だったんですね。ですから、そんなに大きくは、3.5だからないのかなと思うんですけども、件数と、それから面積と当然違うんだろうと思うんですね。

でも、やはりこれ見ると、例えば3条でいくと、ここの決算で言うと件数は71、平成29年に関して言えば56件。ただし、面積は56件の面積なのか、それを言っているんですね。それらなんかもどういう傾向にあるのかなという気はするんですが、そういうところはどういうふうに捉えているんですか。

ちょっと地区で言うと、どの辺の3条であったり、4条、5条、多いのかだけお聞かせください。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 ちょっと手元にデータがないので、何となく感覚的な話になってしまいがちですけれども、3条だと、どちらかというところ、青木とか鍋掛あたりが出ているのかなと。4条は自己所有の農地なので、5条だと西那須地区が多いかなという感じはします。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それから、実際の現地調査に関して言うと、今どういう体制でやっているんですか。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 現地調査は5班に分かれまして、農業委員が4人、そこに事務局が3人……

○吉成委員 推進委員。

○久留生農業委員会事務局長 推進委員は現地調査のほうは入っていないで、2日に分けて、黒磯地区と西那須、塩原地区ということで2日に分けてやっています。

推進委員の現地調査というのは、基盤法絡みで調べていただいて、それを事務局のほうに報告していただくという形をとっております。

○吉成委員 了解です。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 農業者年金のほうですけれども、現在、農業者年金に加入している農業者数というのは何名ぐらいなのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 農業者年金ですけれども、加入者数が、旧制度が566、新制度が受給者と被保険者合わせまして248です。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 193ページで農業委員会の視察研修をやっているわけですが、これは全員、農地最適化推進委員なんかも含めて研修に行っている

んだと思うんですけども、どんなところに行って、どんな内容で研修したのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 昨年度は群馬県伊勢崎市に行きまして、伊勢崎においても、遊休農地絡みの対策をとっている団体がございまして、そこを視察という形をとりました。

次の日は、営農型の太陽光発電をしている、名前ちょっと忘れちゃったんですけども、おもしろい形でやっている農業法人がございまして、そこを視察しました。

○小島委員 わかりました。いいです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 193ページの農地法3条、4条、5条の許可実績のあたりからなんですけれども、許可実績ですけれども、単純には、相談に来たけど、申請に至らなかった。それから、申請まで行ったんですけども、許可にならなかったというあたりはありますか。その辺。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 申請しても途中で取り下げとかというのも、うろ覚えですけれども、三、四件ぐらいはあったんじゃないかと思います。

○鈴木委員 何条での話かまでちょっと聞きたいんですけれども、全然、3条、4条、5条で条件が違うんですかね。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 3条が1件の5条が何件かということ。

○鈴木委員 5条は何件、1件、2件なのか、七、八件なのか、私は興味があるんですけども、農業委員会の考え方の一端として。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 手持ちとして、総会

のときに実際に取り下げるかというのは事前にわかるので、数えれば資料出ますので、どうしてもきょうちょっとすみません、別途。

相談に来て取り下げとかそういったものというのは件数としては、ちょっとすみません。相談はあっても、実際に申請できないのは、時間的なタイムラグとかもあるかと思しますので、こちらについてのちょっと把握はできません。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 農地は3条ですけれども、4条、5条は農転ですよ、転用になるんですよ。

市全体としてどういう方向にあるか、農地がどういうふうに使われているのかなというのは、分譲地みたいなものもあるでしょうし、工場みたいなものもあるかもしれないんですけども、どういった目的で転用されているか。大丈夫ですかね、出ますかね。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 3条のものでいきますと、件数多いもので上からいきますと、一般住宅で5条、41件、建て売り住宅が5条で12件、宅地分譲が5条で13件ございました。大きいものですと、あとは4条ですと、逆に一般住宅で8件。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 確認でございますけれども、商業施設とか工場、酪農関係の施設は、昨年度はなかったんですか。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 すみません、工業施設、5条で2件ございます。すみません、その他建物でも2件、ちょっとすみません、こちらその他で、あとは農用施設ということで8件ございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 機能的な話ですね。大きなものだと、さっき工場が若干あったようですけども、大きなものだと、ha単位というのが考えられるんですが、そんなのはないにしても、どれぐらいで許可をしているのかというあたりはわかりませんか。

○星委員長 事務局長。

○久留生農業委員会事務局長 レイアウト上、やはりこちらでも事業用に必要最低限という考え方でいますので、レイアウト的におかしくないように、図面の面積というふうになります。

ちなみに、先ほどの工業施設で2件ですけれども、両方足しまして1万円ぐらいです。

○鈴木委員 状況わかりました。

以上です。

○星委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○星委員長 その他として、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で農業委員会事務局の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時37分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 事務局からございますか。

事務局。

○鎌田事務局 20日の所管事務調査の行程表を。

○星委員長 それでは、よろしいでしょうか。

建設経済常任委員会の所管事務調査につきましては、9月20日金曜日、行程表に記載のとおり、第2期最終処分場、鳥野目浄水場、那須高林産業団地の視察を行うことをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、行程表のお

り実施することといたします。

なお、当日は作業服着用の上、ヘルメットをご持参してください。

8時50分集合、出発ですので、おくれのないようによろしくお願いします。

午前中で終わって、お昼に帰ってきます。12時20分に市役所到着になっております。よろしくお願ひします。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

—————◇—————

◎散会の宣告

○星委員長 以上で本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時39分

建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）
及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和元年9月19日（木曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	星 宏 子	副委員長	山 形 紀 弘
委員	小 島 耕 一	委員	森 本 彰 伸
委員	相 馬 剛	委員	鈴 木 伸 彦
委員	玉 野 宏	委員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

建設部長	大 木 基	都市計画課長	黄 木 伸 一
都市計画課副参事	鈴 木 隆 行	都市計画課長補佐	渡 邊 章 二
都市計画係長	江 面 史 彦	開発指導係長	相 馬 福 光
都市整備課長	佐 藤 正 規	空き家対策係長	伊 藤 良 司
建築係長	千 田 晃 司	駅周辺整備室長	浅 賀 保 幸
駅周辺整備室副主幹	小 野 治 夫	道路課長	増 子 芳 典
道路課長兼建設係長	高 野 茂	管理係長	藤 城 大 幹
維持係長	大 野 昭 博	用地係長	浦 田 謙 一
河川係長	角 田 晃	建築指導課長	松 村 儀 久
建築指導課長兼補佐兼指導係長	高 橋 力	審査係長	鈴 木 美 津 治

出席議会事務局職員

書記 鎌 田 栄 治

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[建設部]

- ・建設部長挨拶

[都市計画課]

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[都市整備課]

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[道路課]

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[建築指導課]

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第 1 号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 閉 会

開会 午前 9時58分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 おはようございます。

時間より2分ぐらい早いんですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

散会前に引き続き、建設経済常任委員会を再開いたします。

それでは、次第により本日の審査に入ります。

—————◇—————

◎建設部の審査

○星委員長 これより建設部の審査に入ります。

初めに、建設部長からご挨拶をお願いいたします。

部長。

○大木建設部長 (挨拶)

—————◇—————

◎都市計画課の審査

○星委員長 ただいまから都市計画課の審査に入ります。

都市計画課の皆さん、お疲れさまです。

都市計画課については建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会(第三分科会)に切りかえて審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○星委員長 認定第1号 平成30年度那須塩原市一

般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○黄木都市計画課長 (認定第1号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

吉成委員。

○吉成委員 では、261ページの屋外広告物景観形成推進費、これは今、課長の説明で、補助金としてはもう今回30年度の決算で終わってしまうということでした。市の条例の中で、色合いとしては茶系が中心になって看板等のかえましようということでやったわけですが、大まか今回のこの改修工事の2基、撤去6基を含めて、条例に沿った看板というのは撤去、改修を合わせるとどのくらいの数になるんですか。違法のままのものもちろんあるでしょうからね。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 この補助金事業は3年間行いまして、その間に改修が120ちょっと、撤去が20弱行いました。これでその当時、不適格だったものが162件ございまして、合計で147件、約90%がなくなったり、不適となったりました。その当時、不徹底であった残りは、店舗改修等の予定があるのでそのタイミングでやるということで、今回の補助対象になりませんでした。これは我々が移管を受けた際に把握していたものの現在の状況となります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 すみません、もう一度お伺いしますが、不適格だった看板が全部で何基でしたか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 全体で162基ございました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 実際にどのくらいの看板数があるかというので調査をかけて、その中で不適切だったものが162基ということなわけですけれども、全体看板数というのはどのくらいか。

○星委員長 係長。

○江面都市計画係長 29年度まででシルバー人材センターに屋外広告物実地の調査の委託をかけたときの件数としましては、1万3,588件の調査をお願いいたしましたというか、調査報告がありました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 特に新たにコンビニみたいなもので那須塩原駅周辺にできる場合には、ほとんどが茶系で高さ制限もあって統一されてくるんだと思うんですが、そういうものじゃないものも見受けられるので、バランス的にどうなのかなという気もするんですけれども、はい、わかりました。結構です。

○星委員長 ほかに。
鈴木委員。

○鈴木委員 44ページで説明を受けた中の歳入ですけれども、県道西那須野那須線歩道整備事業補償金で、浸透槽と言っていたんですけれども、すみません、場所がわからなかったののでどこのことをいっているのか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 黒磯南教習所の並びで考えていただければ、並びというんですか、その沿線です。

○鈴木委員 埼玉小、消防署のあるあの通りですか。あそこは違うんですね。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 南教習所はご存じですか。

○鈴木委員 あの教習所はわかります。

○大木建設部長 南教習所の前が主要地方道西那須

野那須線で、歩道が南教習所の並びにないんですけれども、若干前後であるところはあるんですけれども、全体的に歩道がないということで、県のほうで歩道整備事業を行ったと。そのために道路が広がることによって、今まであった分譲宅地の雨水浸透槽がかかったというのがこれで、場所的には南教習所から西側の分、県道大田原高林線のあるほうに500m行った右側にあった分譲宅地の浸透槽でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これは金額が1,600万円と結構大きいんですけれども、面積と土地の買収単価というのは幾らですか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 土地につきましては、その前に説明しました35ページの黒磯の売払収入、こちらの3万6,347円です。こちらの補償費の雑入につきましては、あくまでも改修に要した費用を県のほうで積算して、その補償として受け入れたものです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、わからなかった。もう一度お願いいたします。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 買収単価というご質問でしたので……

○鈴木委員 ここの分ですよ、1,600万円は。

○黄木都市計画課長 こちらは補償費なので、買収単価はございません。こちらのことをおっしゃっていますね。違いましたか。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと私のほうが誤解しているかもしれません。これは補償費だということで金額が大きかったので、要はこの金額の見積もりが1,600万円になる内訳を教えてくださいませんか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 こちらは当該の浸透槽の部分を削って、この浸透槽の機能を維持するための改修工事をしたんですけれども、その見積もりというのはあくまでも県のほうで積算して出した価格により我々が受け入れているところになります。私どものほうで持ち合わせている見積もりとは、また別個のものになります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと話がかみ合わないんですけれども、土地の売買であれば面積と単価で金額が出ます。そうすると、補償費の場合は、これはただその1,600万円は単に何を保障したのかということについてはわからないんですか。その積算の細かい話ではなくて、これぐらいになるというのはどういうことに対してこういうふうな金額になったのかという話を聞いているんじゃないかと思うんですけれども。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 ですから、雨水浸透槽の土地を買収されたことにより、雨水浸透槽が若干構造変更しなくてはならないと。その雨水浸透槽の機能を維持するための工事をするための工事費を県のほうで積算して、我々に補償金として支払ったということです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

これは機能を維持するための補償だったんですね。それで工事をするためと。

すると、じゃこれに絡んでですけども、これによってこのお金を使って何か工事は、新たに場所を探して新たな浸透槽をつくるとか、そういうことはやったのか、これからするのか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 ですから、その場で削れた分

を補うような工事を行いました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 で、この金額はそれでもうほとんどそういうことに使われて終わったのか、若干つけ足して終わったのかを伺います。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 金額的には実際の工事費のほうが若干お安くなりました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

あと次に、262ページ、開発帰属施設管理費の40事業について説明を受けましたが、これは金額的な説明を受けたんですけれども、どういうところをどういう工事をしたのかということをもうちょっと具体的なお説明をしていただければと思います。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 では、今、市政報告書をごらんになっていただいていると思うんですけれども、例えば一番上の浸透槽改修工事につきましては、これは埼玉地内の既存施設の改修となっております。

あとその次に、開発帰属浸透槽修繕工事、こちらが下永田4丁目、全部言いますか。

○鈴木委員 言っても8カ所。

○黄木都市計画課長 次は、雨水浸透池のステップ設置工事というのが西三島3丁目、次のステップ修繕工事が東小屋地内、その次の法面補修修繕が黒磯地内、あと最後のフェース修繕が全部で4件ございまして、鍋掛、高柳、並木町で2件となっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 三島とか東小屋というところとあれなんですけれども、黒磯地内というところとちょっとイメージがわからないんですけれども、もうちょっと具体的な

ことは何か。

○星委員長 係長。

○相馬開発指導係長 具体的な場所としましては、黒磯駅の東口から北のほうに向かっていただいて、本郷通りにぶつかると思うんですけども、その本郷通りにぶつかった那珂川沿いの分譲地になります。そちらは、JRの路線と近接したところではあるんですけども。

○鈴木委員 場所はそこね。

ちょっと現地をよくイメージできないんですけども、240万円というのは結構大きいと思うんですけども、これは民間の開発した分譲地の法面ですか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 このボードに書いてあるとおり、市に帰属してあるもので市のほうになっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 帰属されたということで、最初の工事のときというのもあるんですけども、これは何年ぐらいたったものなんでしょうか。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 定かではないんですが私の記憶の範囲で、私が入所したのが昭和54年で、たしか昭和と平成にかわるごろ、ちょうどバブルのころですね。あそこはアオダイ団地というんですが、そのこの浸透池です。ですから、そのころのことです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そこはその浸透槽を抱えているエリア、浸透槽を準備する池のエリアがあるんですよ。大体開発規模みたいなものだと思うんですけども、これはどれぐらいのところの面積を抱えているんですか。

県の案件かと思うんですけども……、委員長、了解です。そこまではあまり……、いいです。

○星委員長 ほかにございますか。

小島委員。

○小島委員 260ページで都市計画総務費、前年に非常に下がっているわけですけども、こういう総務費というのは毎年こんなでこしやこすものなのか。まずは下がった理由をお聞かせ願います。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 例えば立地適正化策定支援業務というのをその前の年にやっています、その業務委託費が700万円程度落ちているので、おおむねこれの影響かと思われれます。だから、特別な事業がないによって、増減すると考えていただければと思います。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 これは国庫事業か何かの関係で下がったという形ですか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 これは国の求めに応じる形で任意ではありますが、立地適正化計画を策定することになりまして、それに要した経費をとっております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 関連ですけども、前の開発帰属施設管理費、これもすごく今度はふえているわけですけども、これのふえた理由というのはどういう理由か。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 これは先ほどの鈴木委員の質問にございました補償関係の工事で支払った分が、そこでふえております。雨水浸透槽の改修にした分。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 計画のときからもう既にふやしたと、予算のときからふやしたという考え方でいいんで

すね。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 今、県のほうで計画的に道路の改修を進めておまして、事前協議のもとに予算を要求して執行したということになります。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 すみません、今、小島委員のふれた部分でもあるんですけども、開発帰属施設管理費のところ、決算書のほうで見ると145ページ、都市計画総務費として補正が325万1,000円入っていて、不用額がそれで455万4,000円あるんですね。

でもって、その後ろの工事請負費を見ると、1,100万円の支出ですね。それで、不用額が262万2,980円あるんですが、これは要は当初予想したもの、また補正が入ったときにこの工事請負の部分としてやろうと思ったんですけども、やらなかったことが多かったということなんですか。

それとも、ごめんなさい、補正の内容を私は覚えていなくて、そこのところはわからないですけども、これの補正が300万円入っていて、不用額が450万円ふえているんですね。それで、多くなった理由である工事請負費で不用額が260万円ということなんですけれども。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 まず、補正のほうなんですけれども、これは先ほどご説明しました屋外広告物の補助金、こちらが当初我々が予定していたのが、最後のときにふえたことによる補正増です。

工事の不用額ですけども、手元に資料がないんですけども、通常、こんなふうにならざるということ、入札の結果というふうには考えられます。ちょっと今、勝手に申しわけないですけども。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 この不用額が出た理由なんです、

雨水浸透槽の改修ということで、雨水浸透槽で一番問題になるのは、この下のほうの雨水浸透面に浸透できる礫等が出るかどうか。通常、つくられたのでそれはあるんですけども、そういった部分の不確定要素がありまして、若干そういったものが出たときに対応できるように、お金として変更対応できるように確保していたところが、順調に工事が終わったので、その部分が不用額として残ったということです。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 了解しました。

それともう1件、別のことなんですけれども、今度は市政報告書の261ページなんですけれども、立地適正化計画パンフレットということで、これは要はコンパクトシティに関するパンフレットだと思うんですけども、ごめんなさい、私はちょっと見ていなかったんですけども、これはどんな感じのものができていて、その効果的にはどんな効果があったのかということをお聞きしたいんです。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 パンフレットの効果というのは、これだというのは把握できておりません。申しわけないです。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 じゃこれは誰に向けてというか、どこに向けて配ったパンフレットなのか教えてください。

○星委員長 係長。

○江面都市計画係長 このパンフレットにつきましては、立地適正化を策定した後に公表するために、周知するためにつくられたんですけども、配った場所としましては、近県で建築確認申請を受けるコンサル、確認検査機関、それとか計画の意見徴収をいただいたところの関係団体、そういった

ところに配布させていただきました。

確認検査機関としては24社、128の支店を抱えているところ。あと関係団体としては8業種、18団体。こちらに配らせていただきました。

○星委員長 ほかにありますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 19ページの都市計画の手数料、屋外広告物許可申請手数料ということで、新規63件、変更19件、更新443件、各それぞれの手数料というのは幾らぐらいするのか教えていただけますか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 これはかなり細かい節になっているんですけども、例えば上り旗ですと1基310円、あと広告板ですと面積が10㎡以上15㎡未満ですと3,160円のような感じになっております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、一度手続した後、更新申請243というんですけども、更新年数はどれくらいでまた更新するんですか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 これはものによって違いますが、上り旗が1カ月、あとほかの広告は3年でやっております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 じゃそのものによっていろいろな更新の時期が長かったり短かったりするということですね。了解しました。

○星委員長 ほかはございますか。

相馬委員。

○相馬委員 14ページの使用料及び手数料、行政財産使用料の東那須野産業団地、那須ガーデンアウトレット調整池の敷地3万3,000円なんですけど、これはアウトレットの東側というか、下側にある調整池だと思うんですけど、年間で3万3,000円というのは適正な価格なんだろうけれども、どう

いう算出方法なんだろうかと。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 こちらはNTTに携帯用のアンテナ搭用地として貸し出すもので、これは申しわけないですが、NTTさんのほうの単価というか設定価格でのごといております。

○相馬委員 わかりました。

○星委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○星委員長 その他として委員の皆様から何かござ

いますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (宅地開した分譲地の浸透槽について)

○星委員長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 執行部からは何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、以上で都市計画課の審査は終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時38分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

—————◇—————

◎都市整備課の審査

○星委員長 ただいまから都市整備課の審査に入ります。

都市整備課の皆さん、お疲れさまです。

都市整備課については建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会(第三分科会)に切りかえて審査します。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○星委員長 認定第1号 平成30年度那須塩原市一

般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○佐藤都市整備課長 (認定第1号について説明。)

○星委員長 説明が終わりました。

それでは、ここで10分間の休憩に入ります。

開始は11時10分に開始します。お願いいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

玉野委員。

○玉野委員 264ページなのですが、町並み環境整備事業ということのこういうことであるというイメージと、それからどの辺なのかということですね。その8件というのはばらばらのところなのかということですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 町並み環境整備事業のイメージということなのですが、この事業の概要につきましてはまず黒磯駅の本町、宮町を中心とした地区をその町並み環境整備事業の区域として、まず区域を定めます。その中で事業に賛同いただける方と協定を結びまして、その事業に賛同いただける方の中で実際にこの事業を活用して表から見える住宅の修景、そういったものをよくする、改修するというようなものに取り組まれる方に対して、補助事業として国が3分の1、市が3分の1、個人が3分の1というような補助をするものであり

ます。

こちらの町並み環境整備事業につきましては、やはりハード事業として行政が道路であったり、建物であったり、そういった公共事業の部分の整備はもちろん市のほうで行いますが、地域全体の環境を整えるという中では、民間のお力もお借りして町全体の修景をよくしなければ、区域全体としての修景が向上しないというようなところで、民間の方にもご協力いただくというようなところの事業で制度を設けております。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 住宅ということでここを改修したとか、メンバーでわかるような事例というのは挙げられますか。こういうところの建て屋を直したとか、このメンバーでイメージできるように。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 黒磯駅からの本通りで、例えば酒屋さんがあるんですが、酒屋さんのお酒の看板、あそこに酒屋さんなどがあるんですが、それが昔からのお酒の看板がございました。これを漆の伝統職人の方に依頼して、昔に設置したばかりのようなつやとか、輝きとか、そういうのを取り戻したお酒の銘柄の看板、これを新しくしてみたり、あとはアーケードを撤去した後にやはりもともとアーケードがくっついていていた部分が見栄えが悪かったりしておりました。その部分はきれいにアーケード撤去後に外観が通りからきれいに見えるようなことで、肥料店さんのほうの瓦屋根を修理したり、そういったもので本通りに面した実施例が多いです。

○星委員長 ほかにございますか。

森本委員。

○森本委員 269ページ、住宅総務費、空き家対策事業費の中で、補助金のほうが予算と比べると大分使っていないとか、事業自体が件数が少な

かったということだと思うんですけども、これは空き家対策としての事業として効果が少なかったのかなという気がするんですね。実際にこの補助金の不用額が1,000万円を超えている。800万円からの決算額なのに、不用額が1,188万9,000円あるんですね。この事業全体でも予算を見ると2,262万5,000円の予算が組んである中で、980万円ぐらいしか使われていないということで、この空き家対策の取り組みとか、これはどうしてこんなことになってしまったのかという部分をお聞かせ願いたいです。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 補助金のほうの執行率が悪いものについて事業の効果がでないのではないかとこのお問い合わせだと思うんですが、確かにこの空き家の解体補助などは30年度から実施しております。やはり制度の周知、またバンクなどの周知、これがまだまだ一般市民の方はご存じない方がいらっしゃるのが実際のところですよ。

そういった中で、昨年の取り組みとしましては、空き家セミナーとか、また空き家の所有者へ直接ダイレクトメールを送って、こういう制度がありますということでPR活動をやっているところですので、今後もまずはその制度周知に努めて申請数をふやしていきたいと、そのように考えております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 補助金を算出するに当たってリフォームとか転居補助金とかがあると思うんですけども、これは現状の空き家の状況を見て想定して予算を立てて、この決算につながったということでもよろしいでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 こちらのバンク関係のリフォームと子育て、あとは解体補助に関しましては、

こちらは国の補助金が導入できるものであります。この当時、要件として最低2,000万円以上というような要件があったものですから、その補助を満たす範囲内でこの補助に割り振ったところではございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 じゃ、それは理解しました。

この空き家対策というのは本当に大きな問題になってきている部分でもありますので、執行率が低いというのは大変残念な部分だなというふうにも思いますので、今後に期待したいと思います。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 269ページ、森本君と同じところですね。

20事業の委託料のところの空き家等応急代行処置業務が2件あったということなんですけれども、どういう状態でこれを執行したのか、その辺のところを教えてくださいませんか。場所とかですね。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 空き家代行措置の措置内容でございますが、1件につきましては関谷にございまして、市道に隣接するような作業小屋的なものだったんですが、そちらの屋根が陥没して外壁が市道に倒壊しそうな状況でございました。所有者は判明しておりまして、そちらの方に再三危険な状況を知っていただきたいというようなことを伝達したんですが、一向に対応されなかったものですから、関谷地区ですのでかなり屋根がたわんでいた状態で、冬季の積雪があるとこれはもう車道のほうに壁が倒壊して車両損傷というような危険性がございましたので、こちらに関してはもういとまがないということで、必要最小限の処置ということで現場でその外壁等を内側に倒しまして、屋根を崩しまして、飛散防止のネットを張らせて

いただきました。

もう1件につきましては、隣接する空き家から大量のケムシ、害虫が隣接のお宅に入ってきてしまっていて……

〔「同じ関谷の場所ですか」と言う人あり〕

○佐藤都市整備課長 これは別な話です。

〔発言する人あり〕

○佐藤都市整備課長 失礼いたしました。

もう1件に関しましては、湯宮地区でやはり空き家となってございました。そちらについても、かなり風で建材が広範囲に飛ぶような状況でありました。法人が持っていた物件なんですけど、そちらも危険な状況ということで対応を迫ったんですが、やはり一向に何も対応していただけなかったもので、その飛び散った建材を集めまして、その建物全体にネットを張ったというような処置を行いました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 緊急性があったということで順番に聞くと、これは手続上はこの空き家対策審議会にかけて判断したということで、会議を1回持たれたんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 空き家の応急代行措置、これにつきましては緊急的な対応が必要ということで、審議会のほうには諮らずにできる制度でござい

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 措置した金額が49万円程度なんですけれども、こういう場合は教えていただきたいんですけども、行政代執行みたいな手続なんですけれども、この場合、建物所有者はその費用というのは今後一切市のほうは請求しないのか、請求していくのかということで、どういう考え方なんです

か。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 委員がおっしゃられたように、代行措置と同じような形でございますので、かかった費用につきましては所有者のほうに請求してございます。

片方につきましては、実際にそのお宅を訪問して払っていただけないので分納してくださいと、そういった交渉をしているところなんですけど、ちょっとまだ払っていただけていない。

もう1件の法人のほうに関しましては、代行費用を払っていただきました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 大体仕事しているということで、この件に関してはわかりました。

それから、その下の特定空き家解体費補助金、13件ということなんですけれども、これも一つ一つはどういうものか。全部というわけではないんですけれども、大雑把な内容はこういったことに対して解体補助金を出したのかということをお教えいただけますか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 こちらの特定空き家等解体費補助金ではありますが、こちらに関しましては審議会に対しては事後報告という形をとらせていただいております。

こちらにつきましては、空き家の持ち主が自主的にもう利活用ができない状態の空き家、特定空き家の認定なんですけど、こちらについては市のほうでチェックリストがございまして、それで市のほうが先に特定空き家として認定させていただきました。その特定空き家について認定したことにつきましては、審議会には事後報告をさせていただいております。

こちら自体は所有者みずからが解体の意思があ

って、自主的に解体していただけるものでありまして、こちらに関しては解体費の2分の1、上限50万円で、立地適正化計画の居住優良区域内については上乗せして70万円までの上限として補助させていただいている制度でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

続きまして、263ページ、上の段です。駅前広場管理費、これの一番下に那須塩原市駅前広場運営協議会の負担金としまして37万4,000円という金額があるんですけども、協議会さんに支払いを何か出しているんでしょうけれども、ここではどのようなことが行われているのか。この費用を使ってどんなことをやっているのかというあたりをご説明いただければと思います。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 駅前広場運営協議会に関しましては、黒磯駅、那須塩原駅、西那須野駅の3駅を利用される交通事業者、バス、タクシー、あとは乗り入れしている観光の方などを会員とさせていただいております。また、市営、町営の乗り入れしているもので、那須塩原と大田原、那須町にも負担していただいている費用で、駅前広場の維持管理に必要な費用を支出しております、事業として特に目立つものとしては、那須塩原駅西口のバスロータリーの花壇の植栽なども、この費用の中で行っております。

あとは、日常清掃、トイレ等の清掃、消耗品の補充とか、そういったものもこの会費の中で運営協議会が行っております。

○星委員長 ここで議事進行を副委員長と交代いたします。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 すみません、空き家に戻ってしまうんですが、269ページの8款5項1目空き家対策事

業費の2001事業の通信運搬費、空き家所有者意向調査アンケートとありますが、このアンケートの詳細、送った件数と回答数を教えてください。

○山形副委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 こちらに関しましては、平成28年度に市内の空き家実態調査を実施した時点で、空き家等を外見から空き家と判断しました所有者に対して、意向調査を行ったものでありまして、発送数が1,491名です。1,491件を発送しまして、そのうち回収数が533件、回収率につきましては35.7%という結果でありました。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 その回答されなかった方、かなり回答してくださった方のほうが低いという状態だと思うんですが、まだまだ半分以上は回答されていないという方は、要は宛先不明になっているのか、音信不通になっているのか、これからもコンタクトをとれば何とかとれるような状態なのか、そのあたりはどうでしょうか。

○山形副委員長 係長。

○伊藤空き家対策係長 その回答者数が少ないということなんです、近隣で今いろんな市町村でもこちらのほうの空き家の調査というものもやっています、やはり回答数は4割は切るといような状況で、決して本市だけが低いというわけではないということです。

あとは返戻、その所有者がわからないといったものは、やはりそれなりの件数はあったかなど。郵送はしたんですが、市のほうにもう一度返ってきてしまったと。そういった件数というのは今はっきりと何件というのは手元にないんですが、それなりの件数はございました。

それは問題になっている空き家ばかりではないので、もしこちらが市民から苦情があるとか、そういったものの空き家であれば、その後所有者

の戸籍調査、こういったものを行って所有者をつきとめると。または適正な管理のお願いをする通知を送っていくというような状況です。

○星委員長 それでは、議事進行を副委員長と交代いたします。

小島委員。

○小島委員 1つ関連なんですけれども、空き家関係の情報管理システム保守業務というのが300万円ですけれども、まずは情報関係でどこの業者にシステムを頼んでいるのか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 システムの保守業者につきましては、そのシステム自体を開発しましたリコージャパン株式会社栃木支社のほうに保守を委託しております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 この空き家の情報で、具体的に使える空き家を借りる人を見つけるシステムだと思うんですけれども、何件かとか、借りたりだとか、そういうマッチングの件数というのはあったのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 システムにつきましては、マッチングまではシステムでやってございません。

システムにつきましては、まずは28年度に実施いたしました空き家の外観調査で、空き家と思われるものが市内に3,000件からあったんですが、こちらをまず地図上にプロットしまして、そのときの状況をデータベース化しています。

そのほか、日常、職員が市民の皆さんから受けた情報で現地調査をしたとか、そういったものは随時データベースとして職員もデータの追加が自分でできるような、そういうシステムになってございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 マッチングはほとんど今はやっていないということで理解していいんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 利活用できる空き家を売りたい、買いたいという者は空き家バンク制度、こちらのほうに登録していただいてマッチングさせていただきます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 空き家バンクに登録した件数というのはどのくらいあるんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤空き家対策係長 空き家バンクに登録された件数なんですが、平成28年度からこちらの制度が始まっておりまして、現在までで22件ございます。そのうち16件につきましては、既に成約されているという状況でございます。

以上です。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 その22件は非常に少ない感じがするんですけれども、要は空き家と比べて。そういう人たちに市として働きかけというのは、どんなことをやっているんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤空き家対策係長 先ほど課長のほうからも説明はしたかと思うんですが、昨年度のアンケート調査、こちらの中に制度案内のPRの通知を同封しまして送付したと。今年度に入りましてから、そのアンケート調査を実施した時点で空き家バンクに興味があるといった回答をしてくれた方、あとは解体補助に興味があると回答して下さった方に対して、再度ダイレクトメールといった形で今年度にもう一度PRのほうは行っております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 実際に対応する反応があった件数とい

うのは、何件ぐらいですか。

○星委員長 係長。

○伊藤空き家対策係長 まず、空き家バンク制度についてこの空き家バンク制度を試していただくといいですか、空き家バンク制度について利用したいといった方が23件、あとはその制度の詳細を知りたいといった回答が98件ございました。

以上です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 266ページ、東口のエレベーター設置の件なんですけど、改めて当初から大分おこなっていますよね。そのおこなった理由を改めて確認したいと思います。

〔「執行率が上がっていないというような趣旨か」と言う人あり〕

○吉成委員 要は先ほども説明があったように、6,000万円の予算が計上されていて今年度についてはやりますよというのは、それは当然わかっているんですけども、JRとの協議というのももちろんあってそういうふうになっているわけですから、その詳しい内容をお聞かせくださいということなんです。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 こちらにつきましては30年、令和元年の2カ年の協定となっております、30年で支払った決算額に関しましては、JRのほうで実際に現場のほうで工事を行った出来高に対しての支払いでございます。当初協定を締結した時点では、JRがどこまで工事が進むかというものが想定できないものですから、ほぼほぼ半々、7,000万円という年度ごとの予算を要求させていただきます。

この出来高の内容につきましては、既存のJRの施設、ちょうどエレベーターをつける場所に通信のケーブルであったり、送水管であったり、そ

ういったものの撤去が必要でございましたので、支障物の鉄道施設の撤去のみが30年度で行われたというところで、その部分について出来高が上がらなかつたということで、本年度は金額的にはもちろんエレベーター本体工事のほうで金額が上がりますので、全体としては完了予定までに今年度末内には設置できるという見込みはございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 これ自体はもう前々市長が平成27年に、エレベーターの設置をすると明快に一般質問の中で答弁されているわけですね。それから協議がなかなか進まずに、最終的には今回こうなっているわけですね。

今の現状を見ると、何もないので今言われるようにエレベーター設置に関して邪魔になってしまうものを移設したというお話ですけれども、本当に令和元年中にできるのかなと、これは市民の間からも非常に不安の声が実は上がっているの、それは間違いありません。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 今現在、現場のほうは土坑の掘削が終わりまして、本体工事のほうにとりかかっているのが連絡通路から見えます。現在、JRと細かな仕様の調整とか、そういった工事のやり取りは行っておりまして、その中では今年度内に予定どおりに完成するという計画であると伺っております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃ伝えます。

あと、264ページの駅前地区の再整備の中のまちなか交流センター、そこの備品購入費に関してなんですが、さまざまなものが購入されたわけですけれども、この備品に関してはどういった意見をいただいた中で、さまざまなものが購入されたのでしょうか。

例えばマルシェテーブルとかがあるわけですが、そのほかにもたくさんありますよね。それはどういうご意見があって購入されたんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 まちなか交流センターにつきましては、集う市民の方々がいろいろな活動ができるよということの中で、建設する私どもと施設を運営する商工観光課と、あとは主体的に市民活動をされている方々から意見を伺いまして、そこでさまざまな活動ができるように実際の活動を想定した備品ということなんです、やはり野菜を売るためのマルシェテーブルがほしいとか、アマチュアの絵画とか、そういった作品を展示する展示パネルがほしいとか、そういった実際に活動する活動内容を想定して、必要な備品にはどんなものがあるかという意見を伺って審議しております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そういった声を聞いてということなんです、実際には市民の中で活動している人たちということなんですけれども、どのくらいの方々の声を聞いて生かしたのでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 人数といわれますとちょっとデータはございませんが、主に駅前の活性化委員会を中心として、そのメンバーに限らず地元のほうに声掛けをして、ここの活動にご興味がある方は集まってくださいというようなワークショップと申しますか、そういった会を持ちまして一堂に介して意見を交換したなどということもございました。

あとは、後半になりましてそういった意見集約というものなかなか難しい部分については、やはり運営サイドの商工観光課のほうでそういった活動の主体となる代表の方々から意見を聞いたりな

どということを行いました。そういったものの中で集約しております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 大方我々も何度も見えていますから、ほぼあそこにある備品については当然わかっているんですけども、使い勝手なんかの声はあるんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 今現在の使用状況についての意見というのは私どものほうまでは届いていないんですが、逆に実際の使用状況の使い勝手を想定して、カウンターテーブルなどというものを入れたり、そういった実際にあそこに出店される方、お店の飲食店の方などの意見の使い勝手という部分を聞きながら購入したという部分もございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃその点は了解しました。

続いて、270ページの住宅管理費の中で、一番下段の補償金ですね。移転、転居された方々に対して10件の補償をしています。これの具体的などころはどこなのか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 木造の平屋建てで施設の長寿命化ができないというところで募集の停止をいたしまして、廃止という判断をしましたところございまして、烏ヶ森住宅と島方団地、島方団地は借地でございまして、現在の借地が切れるまでに移転をお願いしているというようなところで、こちらから移転を働きかけている、団地の方を対象にこの移転費は支払ってございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、10件のうち烏ヶ森、島方、それぞれ何人になるんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 件数につきましては、烏ヶ森

住宅が1件、島方団地が9件ということになります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それから、その上に使用料及び賃借料ということで、稲村、島方、それぞれ964万4,064円ということで、賃料が支払われているわけですね。これはそれぞれの契約はいつまでですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 島方団地の借地料の契約は、令和4年の9月であります。

○吉成委員 稲村も更新するわけでしょう。

○佐藤都市整備課長 稲村については令和10年まで残っているようです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、島方に関して言えば、令和4年までに残っている2件については出ればよいということになるわけですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 借地期間内にいていただければ結構でございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 すごく気になるのは、あの地域に住んでいる人たちがやはりほぼ空き家なわけですね。ですから、防犯上であったり、そういった部分で危惧されている方がいらっしゃるわけです。以前にもあそこから出火したという事例があるわけですから、火事が発生してしまうんじゃないかとか、そういうことを考えると、もう既に出ている棟が何棟もあるわけですから、そういったものに関しては先に解体するというふうにはならないんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 今現在もまだお住まいの方がいらっしゃる中で、やはりちょっと心情的なところも、取り壊しを始めるとせかされるようなとい

うところがあるので、ちょっとその辺は気にしているところなんです、もう一つはやはり一度に全て壊したほうが工事費的にも有利という部分もございまして、今の段階では全員退去後に取り壊しという計画でございしますが、もしそういった状況の中で空いている部分は先行したほうが良いという判断があれば、この辺については検討していきたいと思います。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ぜひ検討してほしいなど、これは意見になっちゃうんでしていただけるとありがたいなと思います。

住んでいる2件に関しては、2世帯とも道路寄りですので、その前の建物に関しては全て空き家になっていますから、これは解体してもそんなに違和感がないような気が私はします。

以上です。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 まず、267ページの公園整備事業、1501事業の工事請負費のフリーサイトの芝張り972万円についてですが、これについては大体どのくらいの割合で芝の張りかえというのはやっているものなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 オートサイトの芝張り、何年サイクルでという話なんです、大体芝張りを一通り終わると、また最初にやったところはもう傷んでくるという状況がございまして、おおむね5年ぐらいのサイクルでは張りかえをしていると思います。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、これはフリーサイトのみの部分なんでしょうが、区画サイトのほうについても大体5年に1回ぐらいの割合でやるということでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 フリーサイトと固定のサイト、これを5年ぐらいでぐるっと回っているような状況です。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、5年に1回、大体900万円程度かかっているということでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 ちなみに昨年度は130万円程度でしたので、やはりフリーサイトが一番面積が大きいというところで、特別にかかっている年もあります。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 はい、わかりました。

その一番上に鳥野目河川公園の指定管理料で約4,063万円、これに対する歳入で使用料でたしか2,400万円ぐらいあったと思うんですが、これ以外の歳入というのはどこかほかにはあるものなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 そのほかの歳入はございません。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 はい、わかりました。

続きまして、先ほど出ました東口の駅バリアフリー化のエレベーターの件なんです、先ほど工事後の変更箇所については全部終わってから再度協定をし直すという説明だったかと思うんですが、金額にして大体どのくらいの予想をされていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 協定の相手であるJRにつきましては、やはり工事の変更が全部大体読めた時点でないと、最終的な精算の協議には入りませんので、工事を閉じた後にそういった変更の金額が

出されるものですから、また鉄道敷地内でやるものから、鉄道の安全管理にかかる経費というのが一般の土木では出せない経費でございまして、工事としてなかなか読めない部分がございますので、ちょっと予測という部分は難しいところがございます。

ただ、今までのJRとの協定の前例では、いずれも減額傾向ではございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、現状で6,000万円の協定をしているということですね。総額6,000万円で協定を結んでいると。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 協定に関しましては、2カ年でJRとの現在の協定が1億2,389万8,657円で、2カ年分の協定をしております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 予想としては、それよりも低くなる予想だという理解でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 過去にJRに委託した協定の工事に関しましては、いずれも減額になっている傾向でございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 了解しました。

続きまして、264ページのまちなか交流センター駐車場整備に伴う用地取得費1,388万6,000円ということなんですけど、これは交流センターの向かい側の土地なんだろうと思うんですが、足利銀行と土地の地どっかえといいますか交換しているんだと思うんですが、その交換した残りの金額なのか、それとも取得した全体の金額なのか、まだ歳入に足利銀行からの歳入は先ほど説明がなかったので、今年度に入ってくるんだと思うんですが、これはどういう金額だというふうになります

か。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 旧足利銀行の店舗があった土地に関しましては、一部民地で足利銀行が借地していた部分がございました。そちらにつきましても当初は足利銀行から買収するときに一緒に買収の交渉はかけたんですが、当時その個人の方は買収に応じないということで、これだけが残ってしまったという状況の中で、昨年度の年度途中においていろいろ事業を検討した結果、なかなか成立しないので市のほうに譲渡してもいいという申し出があったものですから、補正予算をいただきまして旧足利銀行があった店舗の一部民地であったところ、そこも足利銀行は借地しておりました。それをこの費用で購入させていただいております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、全体の一部の借地部分だけの金額、取得費というふうに理解すればいいわけですね。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 ちょうど神社に入っていく交差点、丁字路の角に民地がありまして、その借地分であったものを購入しました。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、それ以外の部分は土地を交換したというだけでよろしいわけですね。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 足利銀行が所有していた土地に関しましては、やはり面積と土地単価が随分違いましたので、交換というものがなかなか成立しない状況でした。同じような対価の土地であれば、交換という契約もあったのですが、面積、金額的にも随分違いましたので、それぞれ売買をしました。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、その売り払った金額の歳入は今年度ですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 その前年度、29年度でございます。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 267ページの賃借料、黒磯公園敷地が年間1,197万5,880円、これの更新の内容を教えてくださいいただけますか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 こちらは最終的には買い取らせていただきたいという市のほうの希望があるので、単年度の契約とさせていただきます。ただ、予算がなかなか難しいというところで、買える予算が獲得できないんですが、予算が獲得できれば売りたいので、単年度で契約させていただきます。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 今まで何年ぐらい払っているんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 四、五年前に長期契約25年が切れたということだそうなので、トータルではもう30年ぐらいはかけています。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、その下の那珂川河畔公園の敷地も同じような感じでよろしいですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 那珂川河畔公園につきましては長期契約で契約しておりまして、それが2年ほど残っているようであります。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 その下の東那須野公園敷地ということで年間2万5,100円、これはべらぼうに安いんですけども、峰山公園のところだと思うんで

すけれども、結構敷地があるんですが、なぜこんなに安いのかなと思うんです。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 こちらに関しては、東京電力の所有地で251㎡分でございますので、一部分の借地料でございます。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 最後になります。

後ろのページを見ると、対象都市公園一覧ということで30の都市公園があります。そうすると、賃借料を今言った3つのほかは、27個は市の土地ということの理解でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 有料で借地しているものはここに記載したのだけです。そのほかのうち乃木公園に關しましては神社の持ち物でありまして、こちらについては無償で借地しております。

そのほか塩原にございます表の右側の西朝日町緑地、八潮第一公園、八潮第二公園、今井公園、これは財務省から無償で借り受けているというものでございます。

○星委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 35ページの歳入です。不動産売払収入で2件ほどご説明いただいたところなんです。

まず、金額が大きいので県道路事業による上黒磯公園トイレ駐車場売払というのは、これはまず買った人は県なのか、そしてあと面積、単価、目的、それと私は場所がわからないんですけども、そのあたりの内容をご説明いただけますか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 買い主は栃木県でございます。場所につきましては332号、黒磯那須北線の那珂川の右岸にございます橋、ちょうど那珂川に橋が架かる部分であります。その下に県のほうでその

道路の雨水調整池を設置するために、市の所有地が必要だということで買収に応じたもので、面積につきましては約560㎡です。

〔「単価も」と言う人あり〕

○佐藤都市整備課長 平米当たり9,860円です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解しました。

もう一つ、上の市道那須塩原駅西都計2号線残地売却、まず場所を確定して、同じように目的、相手先、面積、単価などをお願いいたします。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 こちらにつきましては、場所については大原間小学校から北に向かひまして、ちょうどこの街路沿いです、

○鈴木委員 広いところですか。

○佐藤都市整備課長 はい、そうです。

その三角地でございまして、三方を全て公道に囲まれた土地でありまして、その広い部分を隣接の方の住宅がございまして、その方のみ設置している土地でございまして、その残り三角地で活用する方法がないような残置でございまして、そういう街路残置につきましては、隣接者に優先的に売買するという事になっており売買したものでありまして、面積は22.93㎡、平米単価につきましては1万3,200円で売買させていただいております。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎その他

○星委員長 その他として委員の皆様から何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 (空き家等の所有者の意向のアンケート調査について)

○星委員長 (空き家バンク制度の福祉部門との連携について)

あと、ほかにはございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、以上で都市整備課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

開始は1時から開始いたします。よろしくお

願いたします。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時00分

○星委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで、建設部長より発言があります。
部長。

○大木建設部長 午前中の都市整備課のほうの質疑の中で、公園の借地期間で末尾が何年までというご質問があったと思うんですが、答弁に誤りがありました。訂正させていただきたいと思っておりますので、訂正の部分について担当課長のほうから説明させます。

○星委員長 都市整備課長。

○佐藤都市整備課長 先ほどの質疑の中で副委員長より那珂川河畔公園の長期契約の契約期間末のご質問がございまして、そちらに関して2年後までという答弁をさせていただいたところなんですが、こちらが誤りでございまして、正確には令和6年3月まででございまして、この契約は20年間の長期契約のものとなっております。

訂正しておわびいたします。申しわけございませんでした。

○星委員長 執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

お疲れさまです。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたし

ます。

◎道路課の審査

○星委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。
道路課の皆さん、お疲れさまです。

道路課については建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 （議案第65号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。ございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 13ページの2項3目、枠で言うと2段目、公有財産購入費の土地購入費、道路用地の太夫塚228号線、番号だと私は太夫塚というのはわからないので、何かわかりやすくどこなのか、まず計画の場所の説明と、購入の目的を教えてくださいませんか。

○星委員長 係長。

○浦田用地係長 太夫塚228号線の場所と購入の目的について説明させていただきます。

場所につきましては、国道400号線で具体的な説明を申し上げますと、西那須野公民館、太夫塚

公園、あと委員さんの説明ではケーズデンキ西那須野店、あと最近ですとガリバーという中古車販売店ができた交差点で、南側のほうに向かっている市道でして、ちょうど終点部分が太夫塚公民館という自治公民館がありまして、そこで丁字路になるんですけれども、先ほど申し上げた国道400号線から太夫塚公民館までの丁字路の間の市道を拡幅する事業となっております。

それに伴いまして、道路を現路より拡幅する必要がありますので、拡幅するために必要な道路用地を買収する予算として計上しているものであります。

説明は以上であります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしましたら、場所はイメージできたのでここにも地権者がもしかしたらいるかもしれないんですけれども、現在の道路幅が幾らぐらいで、完成するとどういった道路幅になるのか、計画があったんですけれども教えていただけますか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 現在のところ、あそこについては道幅がちょっと場所によって変化がありますが、大方現状が4 mから6 mです。ここの歩道設置を目的としているところでございます。ここに2.5 mの歩道をつけることによりまして、車道を含めた合計の幅員が9.25m、この予定で今進めているところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この辺だと購入単価はどのくらいと見えていますか。

○星委員長 係長。

○浦田用地係長 こちらの購入単価につきましては基本的には宅地価格で、平米当たりですと2万5,500円ということで予定しております。

以上であります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

じゃ続きまして、同じ場所でこの工事請負費で金額的には少ないんですけれども、予算の減額理由は何かでしょうか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 これは先ほど述べましたが、まず補助事業であることから国の交付額が決まります。それに合わせた形でやりくりしたという結果になります。これは簡単に言いますと、事業全てそういう理由です。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、合わせたんだけど、実際に具体的には何かの項目が減ったとか、そういうことに対応しているんじゃないかと思うんですけれども、どういった形で減額ができたんですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 基本的には国の交付額は、この3事業は要求に対して全て減になっております。ですから、基本的に原則その交付額に見合った金額まで予算を絞っていくという行為を行っております。そういう中での工事請負については、予定していた箇所をゼロにしてほかに回すというのが、これはなかなか難しいところがあるものですから、基本的には平たくある程度減額して、かつそうは言っても説明しましたが、黒磯西岩崎線については事業進捗を図るべき路線であるというようなところから、この路線については増額している。

ですから、増額すべきところは増額し、減らすべきところについては減らした結果が、こういったような形になったということでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 もうちょっとじゃお聞きしますけれど

も、1割減になりました、こっちの見積もりが10あっても全部一律に1割減らすとしても、項目が10あって減らすための方法としては、単純に0.9を掛けますという方法もあるし、1つの項目の中の面積を減らすとか、数字を減らすとかという減らし方もあると思うんですけども、その減らし方はどういう形で減らしたのか。単に0.9掛けしたとかではなくて、どうなのかなど。その減らし方だけ具体的な形を教えてください。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 今のお尋ねの件ですけれども、一律そういった計算式を用いるわけではなくて、やはり道路の工事ですので、ある程度へらすにしても適当な交差点まではやるとか、そういった区切り方というのが、それぞれ路線によって判断はいろいろあるところでございます。

ですから、逆に言えば、そうだからこそ一律にカットというのはなかなかできないわけでありまして、それぞれ各路線もろもろの周辺環境等もありますので、それらを加味した結果、こういった総額で減らしておりましたので、一律にやっていると云えば確実なことですけれども、そういったところで個々の事情をそれぞれ勘案しながらというような答えにはなってしまうと思います。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 うまくかみ合っていないんですけれども……。

○星委員長 趣旨をまとめて質問をお願いいたします。

○鈴木委員 見積もりをするときに足していきますよね。そうすると、金額が減るのでそれに合わせて額を減らさなきゃいけないと。その足していく何かを抜くのか。要するに率を掛けるには何かを抜いているんじゃないかと思うんですよ。それはどういう抜き方をしているのかということなんです。

具体的にどこの工事だったら、何の項目を外して金額を圧縮したというあたりの積算の仕方をお尋ねしているんですけども……

○星委員長 部長。

○大木建設部長 金額の圧縮の手法ということなんですが、当然かかるやつ設計の中で例えば側溝が必要だと、あるいはいろんな費用が必要だとか、そういうのは減らすことはできないので、延長できると。だから、もともと100mだったのを50mにするとか、70mにするとか、その手法がまず1つです。

ただ、当然切る箇所によっては、今、道路課長が説明したように、交差点に来ちゃうよとか、この交差点で切ると道路の共有の安全が確保できないということで、本当ならば予算的には70mのものをそういった安全確保のためにもう少し狭く50mにするとか、また別な路線については延ばすとか、そういった全体のやりくりをした中で、今回の補正の提出の金額にさせていただいたということでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、私が言っているのは、個別の何か減らし方としては今のでわかったということなんですけれども、延長の調節の仕方ですべてのいいところのやり方でもって調節しましたと。そうすると、全体の延長の予算が減額になった分だけ、今回発注の工事の延長は短くなっていると、そういう考え方と今聞こえたんですが、それでいいんですか。

○大木建設部長 そういうことでやっております。

○鈴木委員 了解しました。

それで、結構です。大丈夫です。

以上です。

○星委員長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第65号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○増子道路課長 （認定第1号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し

ます。ありますか。

玉野委員。

○玉野委員 35ページ、槻沢の残置、どのようにこの残置が発生して、購入したお金とかは……。

○星委員長 係長。

○浦田用地係長 それでは、槻沢通り線残置売払について説明させていただきます。

こちらにつきましては、市道槻沢通り線という市道がかつて整備したんですけれども、そちらでたしかJRが持っていた土地を取得したことで、この残置が発生したと思います。

こちらの土地につきましては、その残置の近隣の事業所が取得を求めていたため売り払いしたものであって、面積については398.73㎡になります。以上になります。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 今、ご質問の補足になりますが、この槻沢通り線がこういった形で出ておりますが、用地買収の際にこの路線のみならずなんですが、地権者の方から全区画購入してほしいというような条件を付されることもままございます。そういった中で、我々も全てがそういった対応をとっているわけではございませんが、やはりその事業の進捗等を鑑みて、そういった購入の判断をすることも数としては出てきます。

そういったところで、結果としてそういう形がいわゆる我々の言葉でいう道路用地の残置というような扱いになってきますので、それらについてはもしこういった形で売り払いができるのであれば、積極的に行っているところでございます。以上です。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 259ページの一番上で、河川維持管理費の中の委託料ということで、1級河川の全部管理業務というものを委託しているということにな

るんだと思うんですが、この委託先と管理業務の内容をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○星委員長 係長。

○角田河川係長 1級河川委託料ということですが、委託先としてはシルバー人材センターに委託を行っております。

主な維持管理の内容としましては、樹木の剪定や雑草の草刈り、そういったことを主に行っているものでございます。

以上です。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 258ページの河川総務費の那須塩原市河川愛護会補助金というふうになっておりますが、この河川愛護会の内容を伺ってよろしいでしょうか。

○星委員長 係長。

○角田河川係長 河川愛護会につきましては、現在、那須塩原市内を流れている河川流域の各自治会の会員の皆様に、それぞれの地区ごとでの愛護会を結成していただいて、そこをとりまとめというような形で、那須塩原市河川愛護会というような形で組織しているものでございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 この補助金の内容はこういった内容で補助金が出るのでしょうか。

○星委員長 係長。

○角田河川係長 こちらの補助金につきましては、現在、河川愛護に関する意識の醸成、そういったことを目的としまして、河川の刈り払い作業について実際に作業された方について、交付という形で交付しているものでございます。

以上です。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 257ページの単独道路整備事業、40事業の委託料で、それぞれ境界くいの復原業務という

のは一体何の業務なのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらにつきましては、道路改良を行って道路の幅員が広がるというところで、もとの境界から道として広がる分の新たな境界が発生するという形で、その道路が広がった結果、新しい管理境にくいを入れていくとそういった作業を示してやっております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃあくまでもそのくいを打つための設計を委託しているということでよろしい分けですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 その境界くいの復原業務に対してうちのほうで設計し発注して、こちらを受注者にその作業を行ってもらうというような形です。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 この委託は実際にくい打ちまで終わるんですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 その現場作業まで含めた形で発注しております。

○星委員長 了解しました。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 あと、すみません、こちらは市政報告書のほうで「業務業務」という形で2つ言葉がつながっていますが、これは「業務」で終わりですので、まことに失礼いたしました。

○星委員長 そのほかございますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 244ページの中段にあります使用料、橋梁点検業務、約1,969万3,000円、この委託先と点検業務の方法、やり方がどういうものか教えていただけますか。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 橋梁点検業務1,969万3,483円の委託先というご質問だと思うんですけども、こちらのほうについてはJRの河川橋の委託でありまして、内容的にJRの線路内ということで安全確保上、JRが受託して点検するというので、ジェイアール東日本住宅開発株式会社のほうに委託しております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、JRの橋梁という形でよろしいんですか、場所は。

○星委員長 係長。

○大野維持係長 場所につきましては、黒磯駅の東西連絡通路になっております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 はい、わかりました。

続きまして、251ページの上段、道路除雪対策費の借上げの定置式自動凍結防止剤散布装置285万1,200円ということなんですが、この装置は市にはどれくらいあるんですか。何台設置しているんですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 設置箇所ではありますが、那珂川にかかる小結から那須町に抜ける林道大橋、あとは油井地区に坂が急なところとございますか、あそこに設置しております。すみません、合計4台あるんですが、後でちょっと回答してよろしいですか。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 はい。

その設置に当たっての何か条件とか、そういった地元の要望というようなことで、気象とかそういったものを考えて設置するというのでよろしいですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらのほうについてはまず付近の道路

の坂が急であること、及び日陰になることが多いこと等々を加味して4カ所設置したところでございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 243ページの一番下の表にある道路施設修繕工事というところで、アンダーのLED工事が一式となっているんですが、まず大塚新田のアンダーのLED照明の交換というのは、何基を交換したんでしょうか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらのほうについてはその一式という意味はアンダー箇所全部を書いたという意味で表現しているんですが、そこに照明が何基あったかということになるかと思うんですが、すみません、現在、資料の持ち合わせがないものですから、後で対応させていただきたいと思います。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 これはその大塚のアンダーと那須塩原駅のところは金額にして倍くらい違うんですが、当然、その照明器具の数が違うという理解でいいんですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 そうです。

これについては約倍から値段の差があるということで、簡単に言いますと、設置の数が違うということでもよろしいと思います。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 242ページ、道の駅の整備事業で、今、駐車場が整備されているわけですが、ここで決算では2,500万円からの執行になっております。これは実際には予算はもっと大きかったわけですね。で、繰越明許という形になって、実際に私は現場を見たんですけども、ほぼ完成しているような気がするんですが、でも執行は繰越明許が4,000万円からあるわけですので、まだあれで

は終わっていないということになるわけですか。

○星委員長 係長。

○藤城管理係長 駐車場につきましては、5月でもう整備が完了しております、供用開始もしておりますのでございます。繰り越し額自体は4,090万円なんですけれども、前年度からの継続でやっておったものですから、今年度は2,510万円の支出で工事自体はもう全部完了ということになります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、繰越明許の部分はどうなるんでしょうか。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 これはあくまでも30年度の決算で、30年度の部分で終わらなかったやつを今年度の令和元年度に繰越明許しているので、この決算書では出てこないということです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 はい、わかりました。

ということは、30年度の決算で繰り越しされたものが執行されて、今回整備されているという理解でよろしいわけですね。

続きまして、非常に小さなことで予算のときに聞けよといわれちゃうんですが、245ページの道路管理費でわっとありますよね。ここの中段近くに清掃センターの防犯カメラの設置工事ということで120万円ほど執行されているんですが、30年度の予算で聞けばよかったんでしょうけれども遅いので、これはどういう理由でつけて、何か事件があつてつけたんでしょうか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらは黒磯の旧清掃センターになるわけでございますが、埼玉の清掃センターですね。このカメラの設置工事については、今、事件等かという話がありましたが、ここ数年来、こ

ういった建設資材置き場とか、現場事務所等から測量等の機械類や場合によっては重機も含めてそういう盗難が出ていると。

そういう中で、道路課の特に直営作業に伴う資材、機械類は、こちらの旧清掃センターのほうに今置いて、我々が日常的に使っているということになっておまして、そちらで直接的な被害というのはなかったんですが、警察のほうからいろいろ不審者と思しき人間が周りをうろついているというような情報を何度かいただいて、うちのほうも金銭的な価値はあれですけども、しかるべき除雪車とか、ちょっと前に話題になった鉄類、そういう資材も含めてそういう材料をこの旧清掃センターにかなり置いてある都合上、万が一の備えという形でこちらの防犯カメラのほうを設置いたしまして、こちらについては防犯カメラですので、24時間稼働しているというようなカメラで、これによって未然にそういった事件とかを防いでいるというような趣旨で行ったということでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 実際に稼働しているということですから、映像チェックというのはされているということですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 おっしゃるとおり、うちのほうで確認しているということです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 特別に不審者等は映っていないんですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 今のところ犯罪につながるような映像は確認しておりません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

続いて、151ページ、除雪対策費の道路課分ということで、これも特別なことではないですけども、今回の備品購入ということで4 tダンプを購入されているんですね。予算上は1,500万円の予算を計上していて、1,000万円の執行だと。それだけ安く買ったので、それはそれで構わないと思うんですが、それにしてもダンプですからそんなに入札の差が出るのかなと、そこがちょっと不思議に思ったんですが、それはどういう理由なんでしょうか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらは今おっしゃるとおり、大方3分の2で賄ったということですが、こちらについてはまずダンプといえども形状は特殊なものであること等々から、事前には当然そういった扱うメーカーからの見積もりをとった上で、そちらを勘案した結果として設計額として設定いたしました。

その結果としてこの1,000万円という形になりましたが、こちらについては我々からしますと、健全な競争原理の結果というふうに捉えているところでございます。

こういった物品類については、受注された方とメーカー側のおつき合いというところが何かしら大なり小なりあるとは思いますが、そういったところで民間の商取引がそこに発生してくるものと考えられるところですので、我々の発注側からしますと、それはそれとしての健全な競争原理のもとにこういった形になったというふうに捉えています。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 じゃ250ページ、通学路整備事業費ということで815万円が出ているんですけども、この多額の整備事業、市道西遅沢線、どちらの小学校とか中学校の通学路になっているということで

整備したのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらについては槻沢小学校の通学路という形で行った事業でございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 この要望というのは小学校からきたのか、それとも父兄とかPTAとかそういうところからきたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらの通学路整備事業は、要望というのは幾つかいろんな方面からあるんですが、その後その土地等の対応は寄附が条件であるというような原則があります。ですから、逆の言い方をしますと、寄附が得られないところは事業が入ることができないというような事情があります。

そちらについては学校側からくるケースもありますし、住んでいる方からくるというのもありますが、こちらについてはどちらかという地元の方から上がってきた話だというような流れがあります。そういったところで、次の工法としまして歩道として幾らか場所にもよるんですが、幅を広げることの可否を地元のほうの地権者の方に下ろして、そこで収穫が得られたらという形で1年で設計を行い、補償を払い、工事を払いと、かなりタイトだったんですが、おかげさまでこちらについては進めることができたというような事業になっております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 すみません、先ほどの課長の説明で252ページ、社会資本整備総合交付金事業の中ずっと真ん中からちょっと下の工事請負費1,880万円と、それから242ページの先ほどの道の駅整備事業の4501事業の中の工事請負費のところ、前払い金というご説明があったんですが、その前払い金というのは我々の感覚だとよくわからない

説明なんです、もう一度説明してもらってよろしいですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらの前払い金というのは、市のみならず公共工事やどの自治体でも採用されているものなんです、那須塩原市においては受注額の40%、4割を支払うことができますよという趣旨のものでございます。

こちらは今ほとんどの道路課の事業のみならず、那須塩原市の場合はまず十中八九こちらを使っている会社が多いというふうに思っておりますが、その4割を前もって手元に置くことによってお金をもらって、その受注者側が資金として活用できると。

要するに、これがないと工事が完了して検査が終わるまでお金は入金できませんが、この4割をまず初期の段階で手元に調達することによって、資材の調達、その他人の調達、もろもろ工事の準備に充てることができるというような趣旨でございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、先ほど言ったこの道の駅のところの2,510万円と、それから社会資本整備総合交付金の1,880万円、これは両方とも全額が前払い金だったと、そういうことでよろしいですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 まず、道の駅整備事業についてはこの2,510万円が今、私のほうで述べました4割の値する金額でございます。ですから、この前払い金については繰り越し事業であっても現年度の予算で対応すると。即対応するというのが原則です。

次の社会資本整備総合交付金の工事請負費のほうですが、これは2つ工事がありました、こち

らについて前払い等の対応をしたのは、上段の湯街道2号線の1,700万円だけ前払い金の支払いです。下の条項の工事は前払い金を扱ったものではございません。

あと、もう一つ加えますと、あくまで前払金は受注者側の任意ですので、どうとるかはあくまで受注者の方の判断によるものです。ですから、受注者の方が前払い金を請求すれば、我々は拒む理由はありませんので、即現年度予算をもって執行するという形をとっております。

○星委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————
済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）
に切りかえて審査を行います。

◇—————
◎その他

○星委員長 その他として委員の皆様から何かござ
いますか。

吉成委員。

○吉成委員 （市道路線認定の数について）（那須
疏水への流入に対する補償金について）

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部から何かございますか。

課長。

○増子道路課長 （黒磯田島線の現地調査について）

○星委員長 ほかにないですよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 以上で道路課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで10分間の休憩に入ります。

開始は2時20分から開始します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたし
ます。

—————◇—————

◎建築指導課の審査

○星委員長 ただいまから建築指導課の審査に入り
ます。

建築指導課の皆さん、お疲れさまです。

建築指導課については、建設経済常任委員会に
対する付託案件がありませんので、ここで建設経

◇—————
◎認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

○星委員長 認定第1号 平成30年度那須塩原市一
般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたし
ます。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○松村建築指導課長 （認定第1号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し
ます。

鈴木委員。

○鈴木委員 19ページ、金額は前年度とそう変わっ
ていないということでした。そういうことで、こ
れは民間でも確認はやっているかと思うんですけ
れども、那須塩原市の確認が出ている全体の中で、
これは手数料に絡んだ話なんですけれども、市と
して受けている割合というのは、何割ぐらいか把
握していますか。

○星委員長 課長。

○松村建築指導課長 平成30年度につきましては、
市役所が18.7%、民間比率が11.3%となっており
ます。受け付けた建築確認申請については、全体
で940件となります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、聞き漏らしたので、もう
一度同じことで結構です。

○松村建築指導課長 市役所の比率ですが……、じ
ゃ戸数からいきます。戸数については建設で市役
所が176件、民間の審査機関が764件、合わせて
940件で、そのうち市役所比率が18.7%、民間比

率が81.3%となっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そういふことですね。ありがとうございます。了解いたしました。

これはどっちが正しいとか悪いということはないと思うんですけども、那須塩原市の中のことなのでせつかく行政側で審査機関を持っているという意味では、今後は割合がもうちょっと多くてもいいのではないかなと思うんですけども、ほかの自治体でこのような自分のところで審査機関を持っているところは、大体どれくらいの割合を自分でこなしているかという比較なんかのデータはありますか。

○星委員長 課長。

○松村建築指導課長 細かいデータはないんですけども、聞くところによると、民間についてはやはり80何%、もっと進んで85%以上になっていると聞いております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 行政側ではなく、民間審査のほうが割合が一般的に増加していると、そういうことだということですね。はい、わかりました。

続きまして、あとあまり大した話ではないんですが、臨時職員が1名採用されているということだったんですね。検査業務の作業がふえているということではないという中で、臨時採用をしているということなので、1年間どういう仕事をされてきたのかなと思ひまして、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○星委員長 課長。

○松村建築指導課長 平成30年度から建物取引業法が改正されまして、それに伴ひまして被災事項証明書とかそういうものの発行がふえました。で、職員の勤務のほうが今までやっていた事務がなかなか回せないということで、そちらのほうの補助

として臨時職員をお願いしているところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 いろんなものが多少変わっているなということがわかりました。了解しました。以上です。

○星委員長 そのほかございますか。小島委員。

○小島委員 239ページ、木造住宅の耐震の補助事業というのをやっているということなんですけれども、前年度から比べるとすごく耐震の検査がふえているということなんですけれども、ふえた要因についてお伺いしたいと思ひます。

○星委員長 課長。

○松村建築指導課長 平成20年度に建てかえ補助の創設がございまして、今まで改修のみでございましたけれども、耐震の建てかえも補助するようになりました。それとあわせまして、大坂北部地震が平成30年度にございましたので、その影響かと思ひております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 8件で639万円ということなんですけれども、この建てかえの補助金というのは、大体8で割ったという見方でいいんですか。

○星委員長 課長。

○松村建築指導課長 建てかえ補助金につきましては、上限額が100万円でございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 この木造住宅の耐震に関するPRみたいな補助事業の契約というのは、どんな形でやっているのかお伺いしたいと思ひます。

○星委員長 課長。

○松村建築指導課長 まず、市のイベント等がありまして、去年ですと西那須野産業文化祭とかなしお博とか、あとは消費生活と環境展にブースを出

しまして、そちらで耐震改修の啓蒙などをやっております。

それとあわせて、ホームページでも耐震補助のPRをしております。

○小島委員 はい、わかりました。

○星委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

◎その他

○星委員長 その他として委員の皆様から何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (木造住宅耐震診断の状況について)

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で建築指導課の審査を終了いたします。

これで建設部の今定例会における審査は終了となりますが、建設部全体として何かございますか。部長。

○大木建設部長 先ほど道路課の審査の中で2件ほど、まきえもんですか、融雪剤散布、それともう一つはLEDの数ですか、こちらのほうを今、調査しておりますので、多分ひょっとすると戻れば、もうすぐ答えが出ると思うんです。

〔発言する人あり〕

○星委員長 以上で建設部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部退出のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時44分

◎その他

○星委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、次第3、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 事務局からは何かございますでしょうか。

○鎌田書記（事務連絡）



◎閉会の宣告

○星委員長 以上で今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

以上で建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時52分